

電力・ガス取引監視等委員会の活動状況  
(平成29年9月～平成30年8月)

平成31年2月

電力・ガス取引監視等委員会

電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第６６条の１６の規定に基づき、平成２９年９月１日から平成３０年８月３１日までの間における電力・ガス取引監視等委員会の事務の処理状況を公表する。

平成３１年２月６日

電力・ガス取引監視等委員会  
委員長 八田達夫

# 電力・ガス取引監視等委員会の活動状況

## 目次

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 序論 .....                              | 4  |
| 第1 電力・ガス取引監視等委員会.....                 | 4  |
| 第2 役割.....                            | 5  |
| 第3 組織.....                            | 6  |
| 第4 運営理念及び中期方針.....                    | 7  |
| 本論 .....                              | 9  |
| 第1章 電力市場における適正な取引確保のための厳正な監視など .....  | 9  |
| 第1 電力市場における競争状況 .....                 | 9  |
| 第2 小売部門の監視.....                       | 15 |
| 第3 卸部門の監視 .....                       | 18 |
| 第4 送配電部門の監視.....                      | 19 |
| 第5 電気料金及び託送料金の事後評価 .....              | 20 |
| 第6 監査.....                            | 26 |
| 第2章 電力市場の更なる効率化、競争促進のための取組.....       | 29 |
| 第1 電力市場での競争促進策の検討.....                | 29 |
| 第2 卸電力取引の活性化 .....                    | 32 |
| 第3 効率性向上のための送配電網の維持・運用費用の負担の在り方 ..... | 33 |
| 第4 一般送配電事業者による調達力の公募調達.....           | 34 |
| 第5 インバランス料金制度の見直し .....               | 40 |
| 第6 法的分離に伴う行為規制 .....                  | 41 |
| 第3章 ガス市場における適正な取引確保のための厳正な監視など .....  | 42 |
| 第1 ガス市場における競争状況 .....                 | 42 |
| 第2 ガス市場の監視.....                       | 48 |
| 第4 小売料金に係る特別な事後監視 .....               | 50 |
| 第5 監査.....                            | 51 |
| 第4章 ガス市場の更なる効率化、競争促進のための取組.....       | 58 |
| 第1 ガス市場での競争促進策の検討.....                | 58 |
| 第2 ガスにおけるスイッチング業務等の標準化.....           | 60 |
| 第3 LNG 基地第三者利用の促進 .....               | 61 |
| 第4 ガス逆流連結託送の解禁 .....                  | 63 |
| 第5章 熱供給事業に係る取組.....                   | 65 |

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 第6章 紛争処理、広報及び国際連携.....   | 66 |
| 第1 紛争処理 .....            | 66 |
| 第2 広報の取組.....            | 68 |
| 第3 国際機関との連携強化に向けた取組..... | 70 |

#### 参考資料

- 第1 委員会における審議経緯
- 第2 委員会建議など（一覧）
- 第3 電力・ガス取引監視等委員会 運営理念及び中期方針

## 序論

### 第1 電力・ガス取引監視等委員会

平成27年に成立した電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「第3弾改正法」という。）に基づき、電力システム改革の実施に当たり、電力取引の監視などの機能を一層強化し、電力の適正な取引の確保に万全を期すため、独立性と高度な専門性を有する経済産業大臣直属の新たな規制組織として、電力取引監視等委員会が、同年9月1日に設立された。平成28年4月1日より、ガス事業及び熱供給事業に関する業務が追加され、電力・ガス取引監視等委員会に改称された（以下「委員会」という）。

委員会は、委員長及び委員4名で構成され、委員長及び委員は、法律、経済、金融又は工学の専門的な知識と経験を有し、その職務に関し、公正かつ中立な判断をすることができる者のうちから、経済産業大臣により任命され、独立してその職権を行うこととされている。

#### 【委員名簿】

##### （委員長）

八田 達夫     アジア成長研究所 理事長  
                  大阪大学 名誉教授

##### （委員）

稲垣 隆一     稲垣隆一法律事務所 弁護士

林 泰弘        早稲田大学大学院先進理工学研究科 教授

圓尾 雅則     S M B C 日興証券株式会社 マネージング・ディレクター

箕輪 恵美子   有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士

※平成30年8月31日時点

## 第2 役割

### 1. 厳正な取引監視

委員会は、電気・ガス・熱の消費者の利益の保護、既存事業者・新規参入者間の健全な競争の確保を図るため、監査、報告徴収、立入検査などにより、厳正な取引監視を行う。

不適正な行為があった場合、委員会は自ら事業者に対して勧告を行うほか、経済産業大臣に対して事業者業務改善命令などを行うよう勧告を行うことなどができる。

#### <取引監視の内容>

#### ① 不適正な行為の監視（報告徴収、立入検査等）

（例）

- ・ 消費者被害、新規参入者の阻害、取引所におけるインサイダー取引や相場操縦
- ・ 送配電部門による中立性を欠く行為

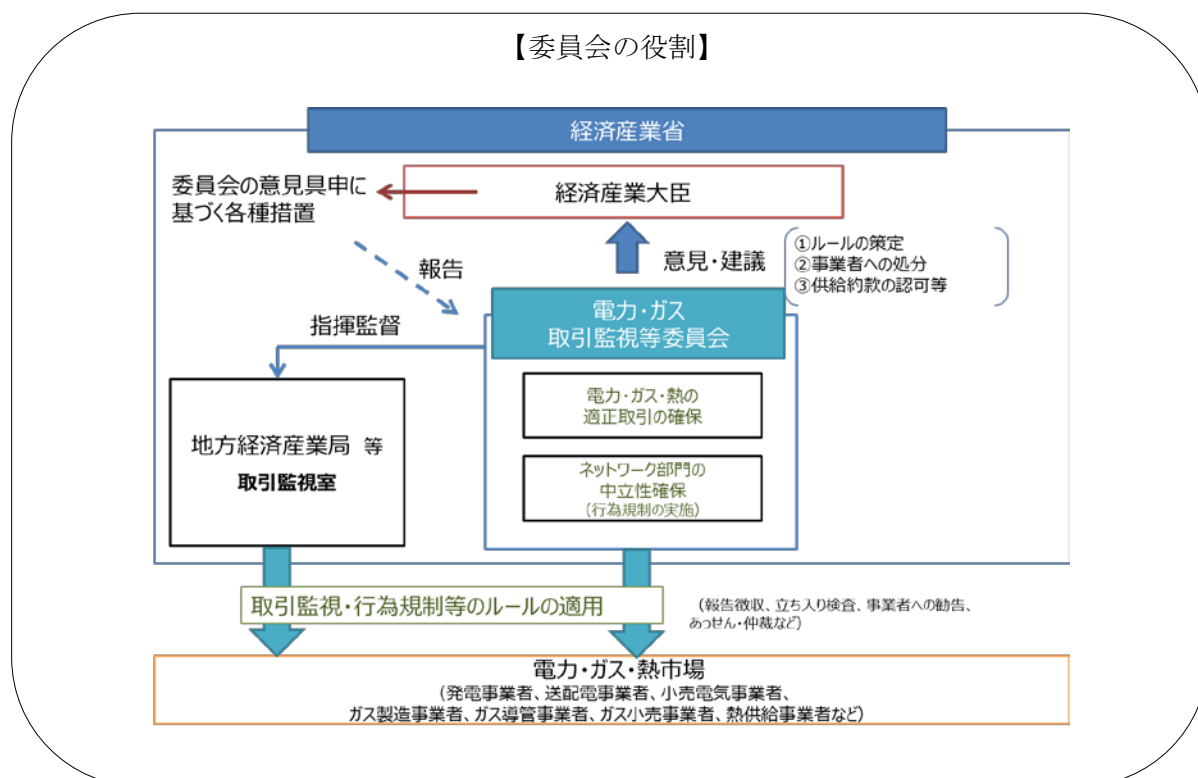
#### ② 料金等の審査

（例）

- ・ 託送料金や経過措置小売料金の審査及び事後評価
- ・ 小売事業者の登録の審査

### 2. ルールの建議等

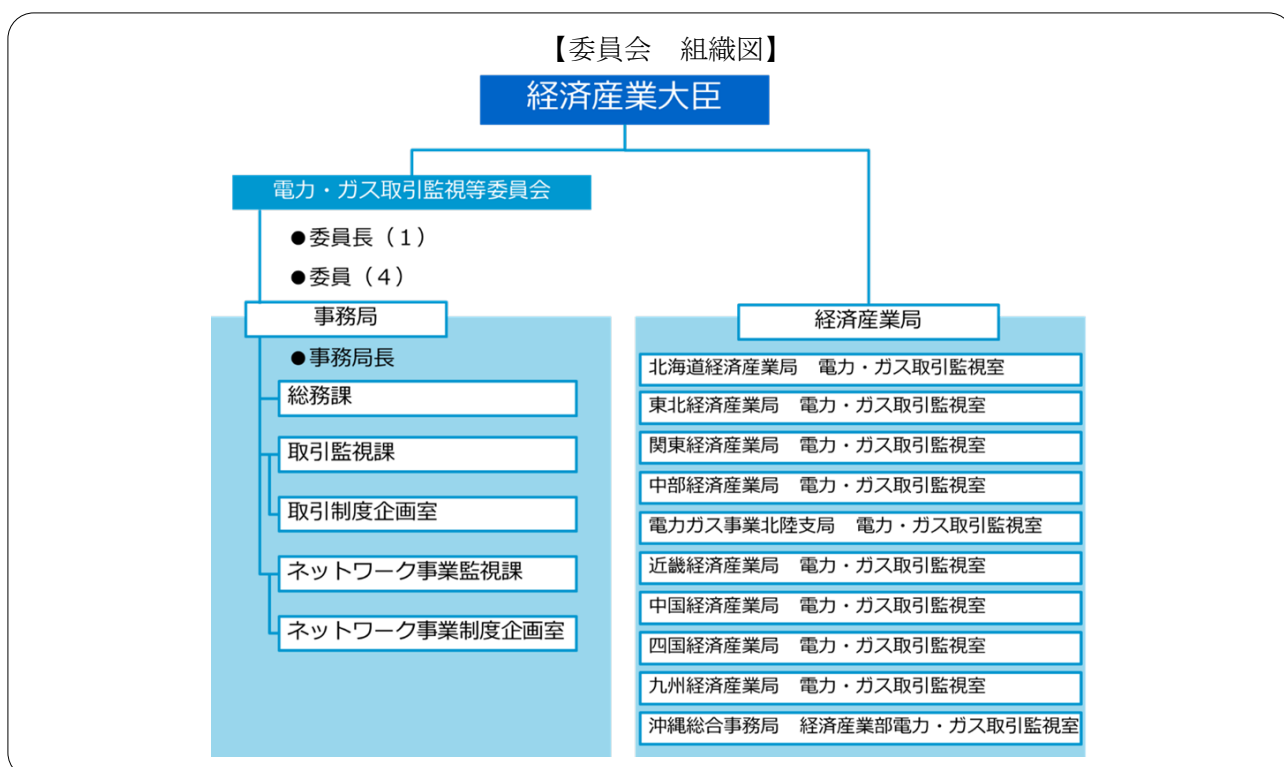
委員会は、市場における適正な取引を確保し、健全な競争を促すため、必要なルールづくりなどに関して、経済産業大臣へ意見・勧告・建議を行う。



### 第3 組織

委員会には、総務課、取引監視課、取引制度企画室、ネットワーク事業監視課、ネットワーク事業制度企画室からなる専属の事務局が置かれているほか、各地方の経済産業局などにおいても取引監視室が設置されている。

また、平成30年8月末時点で、本委員会の下には、制度設計専門会合、料金審査専門会合、火力電源入札専門会合の3つの専門会合が、制度設計専門会合の下には、送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループが設置されている。加えて平成29年10月に委員会事務局長の私的懇談会として競争的な電力・ガス市場研究会が設置されている。



### 【委員会、専門会合の開催状況】

| 会合名                             | 開催開始日        | 開催回数<br>(平成29年9月～平成30年8月末時点) |
|---------------------------------|--------------|------------------------------|
| 電力・ガス取引監視等委員会                   | 平成27年9月1日～   | 67回                          |
| 制度設計専門会合                        | 平成27年10月9日～  | 11回                          |
| 送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループ | 平成28年9月16日～  | 7回                           |
| 料金審査専門会合                        | 平成27年9月4日～   | 7回                           |
| 競争的な電力・ガス市場研究会                  | 平成29年10月17日～ | 9回                           |
| 火力電源入札専門会合                      | 平成27年12月22日～ | 0回                           |

## 第4 運営理念及び中期方針

電力システム改革は、平成25年4月2日に閣議決定された「電力システムに関する改革方針」に基づき、今日まで進められてきた。

この一連の改革の下、委員会は、平成27年9月の設立から今日に至るまで、適正競争の「護り手」として厳正な監視はもちろんのこと、ガイドラインなどのルール整備についても精力的に取り組んできた。

委員会は、平成30年9月で発足から3年を迎えるにあたって改めてこの改革の原点に立ち返りつつ、更なる高みを目指していくため、委員会の礎となる「運営理念」及び今後三カ年程度を見据えた「中期方針」を平成30年6月27日の第154回委員会において以下のとおり取りまとめた。

これらについては、PDCAサイクルを回す中で、新たな状況変化が生じた場合には、適宜見直しを行っていくこととした。

### 電力・ガス取引監視等委員会 運営理念

#### 委員会が目指すエネルギーシステム（ミッション）

**すべての需要家に、低廉・安定・多様なエネルギーを  
そのため、すべての事業者に、公平・多様な事業機会を**

市場メカニズムの適切な活用を通じ、需要者・供給者双方が、主体的かつ合理的に行動する結果として、  
中長期的にも、経済性、安定性、環境適合性が図られる、効率的で強靱な電力・ガスシステムを築く  
これらは、国民生活をより豊かにするとともに、エネルギー産業の競争力強化、国際化、健全かつ持続的な発展にもつながるもの

#### 委員会が目指す組織の姿（ビジョン）

##### 市場の信頼を守る

- 市場の信頼を損ねる行為を是正
- 適切に消費者の利益を保護
- 市場との対話、情報発信

##### 市場メカニズムを適切に活用する

- 市場の機能度や制度の効率性を分析
- 市場とシステムが、全体として整合的に機能し、適切なメカニズムが働くよう、課題を明確化し、対応策を提言・実施

##### NWの適正性を確保する

- 地域独占であるNW部門の中立性、公平性、効率性を確保
- 新技術の出現も踏まえたNW性能やサービスレベルの向上

#### 委員会が重視する価値観（バリュー）

##### 独立性・専門性

独立した専門組織として設立された原点を重視

##### 透明な運営

透明性を重視し、判断やその根拠データを積極発信

##### 高い視座

高い視座から全体構造や将来あるべき姿を見通し、あらゆる取引に目を光らせる

##### データを重視

様々なデータを幅広く集積、客観的に分析し、小さな情報も見逃さない

##### 実効ある行動

問題に対し、迅速に事実を解明し、ルールに則り毅然として対処

##### 更なる高みへ

世界や未来も見据え、幅広く情報収集・発信し、更なる高みを目指す

## 中期方針（2018～2020）

### 現状認識

#### 市場はまだ黎明期

- 電力・ガスの全面自由化が実現し、新規参入やスイッチングは増加。電力の市場取引も徐々に拡大。
- 他方、市場はまだ黎明期。まずは、電力・ガスの新しい仕組みが、広く国民・関係者から信頼を得ていくことが必要。

#### 市場メカニズムが未成熟

- 市場メカニズムが必ずしも十分機能していない。とりわけ、その時々電気の価値が発信され、市場価格に適切に反映される仕組みがまだできていない。
- 小売事業者の数は増えたものの、市場の流動性が不十分。電力・ガスの調達、新規参入の制約に。
- 今後数年間は、卸、小売、需給調整などシステム全体に市場や競争の基盤を整えていく重要な時期。

#### NWの構造改革が必要

- NWの在り方は、市場や競争の基盤として、全体の改革の鍵となる。
- 再エネ拡大等のニーズに適切に対応しつつ、NW部門が、中立的・安定的・効率的に業務を推進する仕組みを作っていくことが重要。

### 具体的施策

#### 市場の信頼を守る

- (1)需要家を守る
  - 厳正な監視（消費者被害等の発見、勧告・指導等の措置）
  - 小売登録 ■料金審査
  - 小売料金事後評価・監視
  - 経過措置指定基準の策定
- (2)公正な競争を促進する
  - 厳正な監視（相場操縦等の不適正行為の発見、勧告・指導等の措置）
  - 相談対応 ■監査 ■紛争処理
  - 市場モニタリング ■競争評価

#### 市場メカニズムを適切に活用する

- (1)市場ルールを改善する
  - 需給運用及びインバランス料金設計の適正化
  - 新たな市場設計への適切な関与（先物市場等）
- (2)市場の流動性を高める
  - 電源開発における電源切り出し
  - スポット市場活性化（余剰抛出、グロスビディング）
  - 先渡市場、時間前市場の活用促進
  - LNG基地開放促進 ■卸供給促進
- (3)需要家による選択を円滑化する
  - スイッチング円滑化
  - 電源表示ルールの整備

#### NWの適正性を確保する

- (1)中立性・公平性を高める
  - 法的分離に伴う行為規制の詳細設計、その厳格な運用
  - 調整力公募の改善
  - NWアクセスの促進（逆流託送、個別事案対応）
- (2)効率性・サービスを高める
  - 託送料金の厳格な審査、事後評価
  - 工事費負担金検証
  - 効率性向上インセンティブ設計
  - 託送料金制度の見直し（発電側基本料金、立地に応じた割引）

- 監視・評価の高度化： 競争評価の在り方及び不適正行為の考え方の研究、市場監視システムの強化
- 国際連携の強化： グローバルな情報収集・発信、国際的なコミュニティへの積極的な参加
- 将来課題の探求： 蓄電池、EV、P2P等の新技術の普及に伴う制度的課題の発掘

PDCAサイクルにより、不断に見直す

## 本論

### 第1章 電力市場における適正な取引確保のための厳正な監視など

#### 第1 電力市場における競争状況

##### (1) 新電力などへのスイッチング実績

平成30年7月の電力取引報によると、電力の小売全面自由化で新たに自由化された市場において、みなし小売電気事業者（以下「みなし」という。）から新電力（以下、旧一般電気事業者を除く小売電気事業者をいう。）への契約の切替えを選択した需要家が全国で約12.2%となった。また、地域の旧一般電気事業者が設定した自由料金メニューへの切替えを選択した需要家も約7.6%となっており、両者を合わせると、約19.8%の消費者が自由料金メニューへの切替えを行った。

##### 【新電力への契約先の切替え（スイッチング）実績（平成30年8月実績）】

###### 地域別のスイッチング（他社切替）件数 （みなし→新電力）

|     | 他社切替実績<br>【単位：万件】 | 率 ※<br>【単位：％】 |
|-----|-------------------|---------------|
| 北海道 | 34.1              | 12.3          |
| 東北  | 30.8              | 5.6           |
| 東京  | 387.0             | 16.9          |
| 中部  | 73.0              | 9.6           |
| 北陸  | 4.3               | 3.5           |
| 関西  | 159.1             | 15.8          |
| 中国  | 13.5              | 3.9           |
| 四国  | 11.7              | 6.0           |
| 九州  | 50.6              | 8.1           |
| 沖縄  | 0.0               | 0.0           |
| 全国  | 764.2             | 12.2          |

###### 地域別の自社内契約切替件数 （みなし規制→みなし自由）

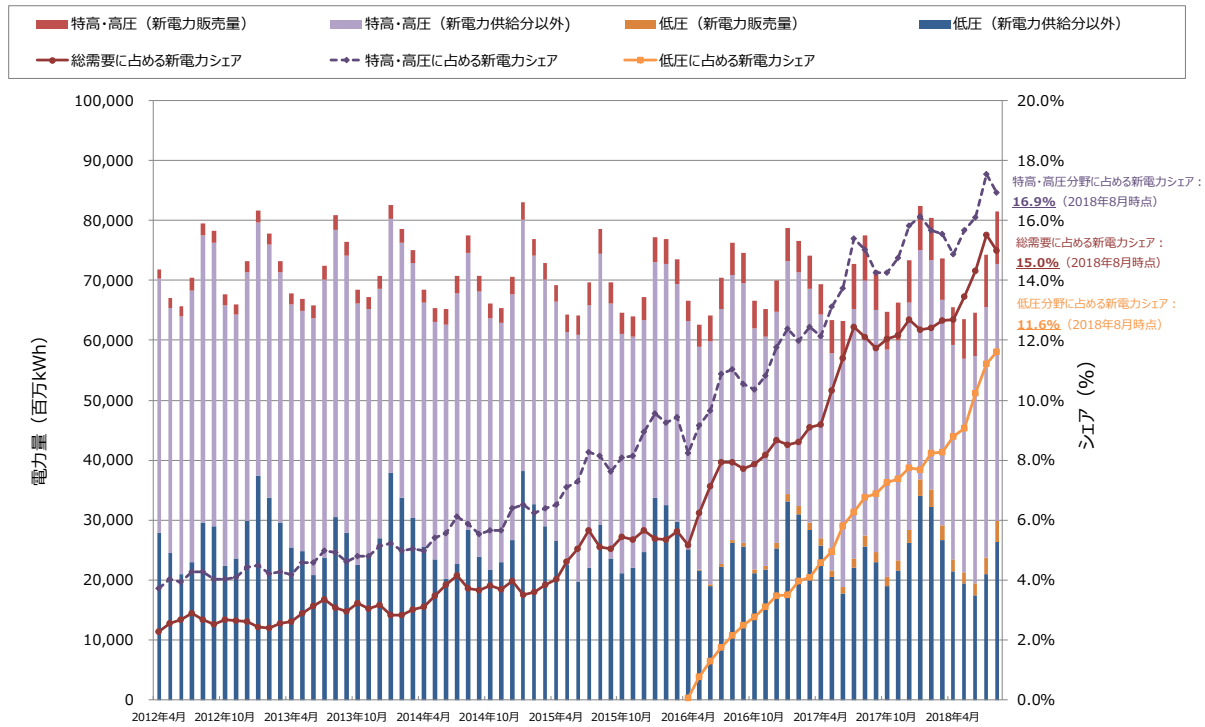
|     | 自社内切替実績<br>【単位：万件】 | 率 ※<br>【単位：％】 |
|-----|--------------------|---------------|
| 北海道 | 3.0                | 1.1           |
| 東北  | 12.0               | 2.2           |
| 東京  | 109.5              | 4.8           |
| 中部  | 143.4              | 18.8          |
| 北陸  | 4.3                | 3.5           |
| 関西  | 93.5               | 9.3           |
| 中国  | 49.1               | 14.0          |
| 四国  | 14.6               | 7.5           |
| 九州  | 44.4               | 7.1           |
| 沖縄  | 0.3                | 0.3           |
| 全国  | 474.0              | 7.6           |

（出所）電力・ガス取引監視等委員会電力取引報（平成30年8月実績）

※ 平成28年3月の一般家庭等の通常の契約口数（約6,253万件）を用いて試算。なお、平成28年3月の低圧の総契約口数は約8,600万件だが、旧選択約款や公衆街路等の契約などは、実態としてスイッチングが起きることが想定されにくく、母数から除外。また、同一需要家による供給事業者の変更や、旧一般電気事業者の規制料金・自由料金メニュー間での契約種変更は、複数回行われた場合、その都度、スイッチングとしてカウントされることに留意。

また、全面自由化後、特高・高圧部門における新電力のシェアも増加しており、結果として、電力市場全体としては、新電力のシェアが販売電力量ベースで約15.0%となった。

# 【新電力の市場シェア（平成30年8月時点）】



出所：電力調査統計、電力取引報

## (2) メニューの多様化

新電力の提供する料金メニューを見ると、全体的な傾向としては、基本料金と従量料金の二部料金制とした上で、燃料費の変動を調整するなど、既存の料金メニューに準じた料金設定が多く見られた。

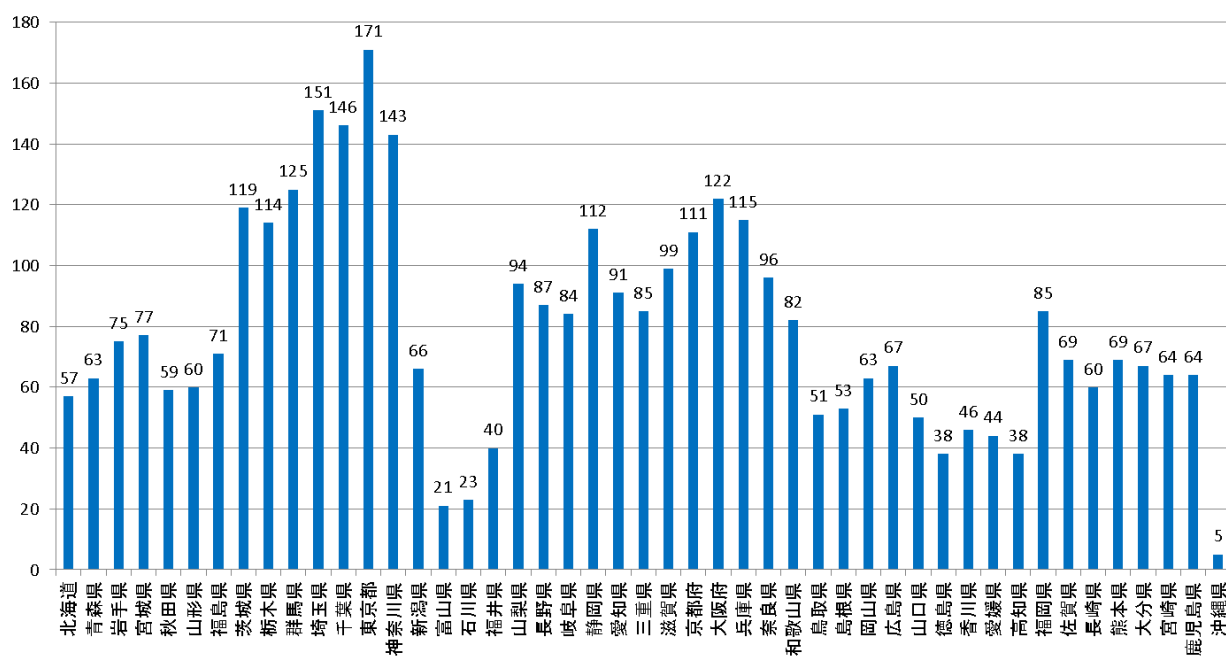
他方、一部では、完全従量料金、定額料金制、指定された時間帯における節電状況に応じた割引など、新しい料金メニューも提供されるようになった。

また、再生可能エネルギーなどの電源構成や、地産地消型の電気であることを訴求ポイントとして顧客の獲得を試みる小売電気事業者の参入も見られ、中には需要家が発電所を選んで得票数の多かった発電所に報奨金を与えることができるなど、特色のある小売電気事業者も存在している。

さらに、電力消費の見える化（電気の使用状況の可視化）や、電気の使用状況などの情報を利用した家庭の見守りサービスなども提供され始めている。応援するスポーツチームとの繋がりや里山の景観保存など、需要家の好みや価値観に訴求するサービスが提供されている。

地域別には、低圧分野では、東京・中部・関西・九州など、都市圏において多くの小売電気事業者が新規参入している。北陸（富山県・石川県・福井県）・四国（高知県・徳島県・香川県・愛媛県）においては、供給を行っている小売電気事業者の数は相対的に少ない傾向にある。

【一般家庭に供給実績がある小売電気事業者（都道府県別）】



出所：資源エネルギー庁電力調査統計（平成30年7月実績）

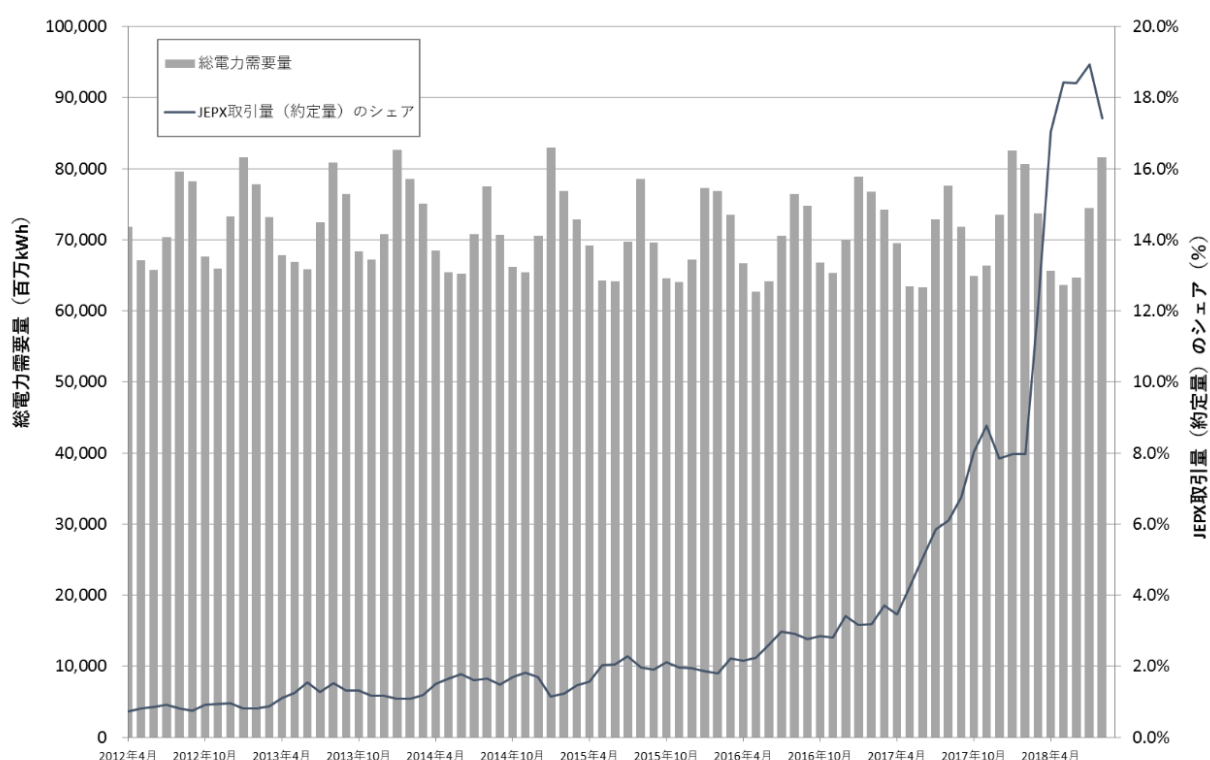
### （３）卸電力市場の状況

日本卸電力取引所（以下「JEPX」という。）における取引量は一貫して増加（我が国電力需要に占めるシェアは、平成30年8月末で18%程度）している。今後も、間接オークション導入等の影響で一層の伸びが見込まれる。

JEPXのスポット市場における取引量増加の背景は、旧一般電気事業者による自主的取組の進展により新電力事業者の調達環境が改善したことに加え、旧一般電気事業者の社内取引の一部を市場経由で行うグロス・ビディングの進展があると考えられる。例えば、2018年4月～6月における事業者別の買い約定量を見ると、旧一般電気事業者は226億kWh、新電力その他の事業者は119億kWhであり、スポット市場の買い約定量の大部分（66%）が旧一般電気事業者によるものとなっている。前年同時期対比でみると、旧一般電気事業者が24.8倍、新電力その他の事業者は1.7倍となっており、新電力の電力調達の状況（平成24年9月～平成30年8月）からも分かるとおり、グロス・ビディングにより旧一般電気事業者の市場取引量が増大していることが伺える。

新電力の調達状況については、新電力の電力調達量に占める取引所比率は、常時バックアップが11.2%程度であるのに対し、43.1%程度となっており、電力調達を現物取引所に依存する割合が増加している（平成30年8月時点）。

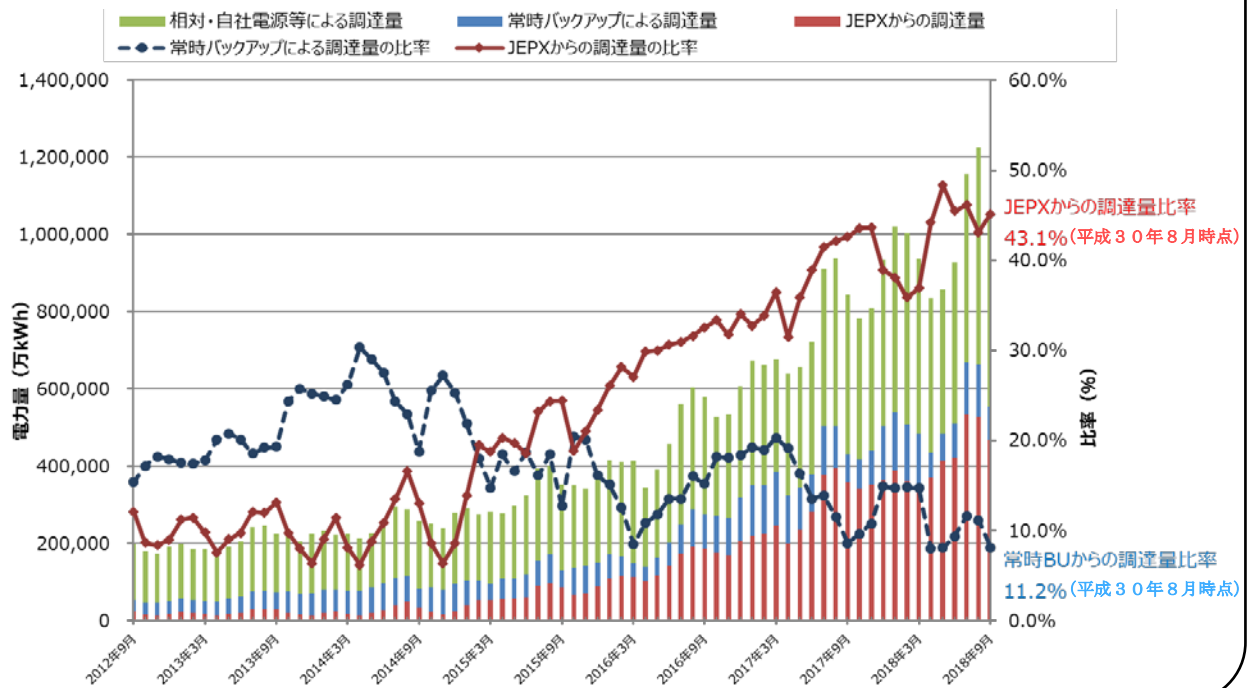
【JEPX 取引量（約定量）のシェアの推移（平成26年4月～平成30年8月）】



JEPX取引量（約定量）のシェアの前年同時期対比

| 2017年 |      |      |      |      |      |      |      |      | 2018年 |      |      |      |      |      |      |      |
|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|------|------|------|------|------|------|------|
| 4月    | 5月   | 6月   | 7月   | 8月   | 9月   | 10月  | 11月  | 12月  | 1月    | 2月   | 3月   | 4月   | 5月   | 6月   | 7月   | 8月   |
| 1.6倍  | 1.9倍 | 1.9倍 | 2.0倍 | 2.1倍 | 2.4倍 | 2.8倍 | 3.1倍 | 2.3倍 | 2.5倍  | 2.5倍 | 3.3倍 | 4.9倍 | 4.4倍 | 3.7倍 | 3.2倍 | 2.9倍 |

【新電力の電力調達の状況（平成26年9月～平成30年8月）】



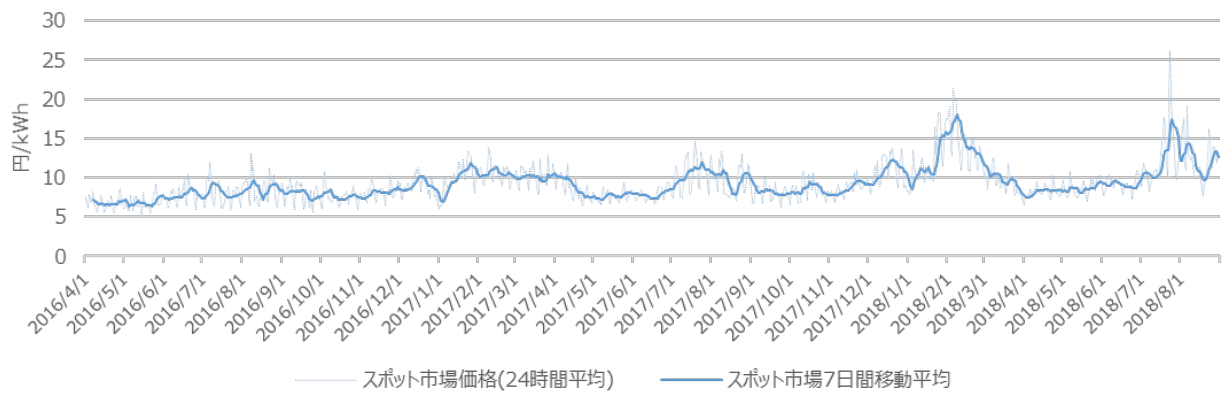
#### 1. 平成29年9月～平成30年8月における特記事項

JEPXのスポット市場のシステムプライスについては、平成30年4月～6月の平均価格は8.72円/kWhであり、前年の同時期の8.10円と比較して、平均価格に大きな変化はみられない。

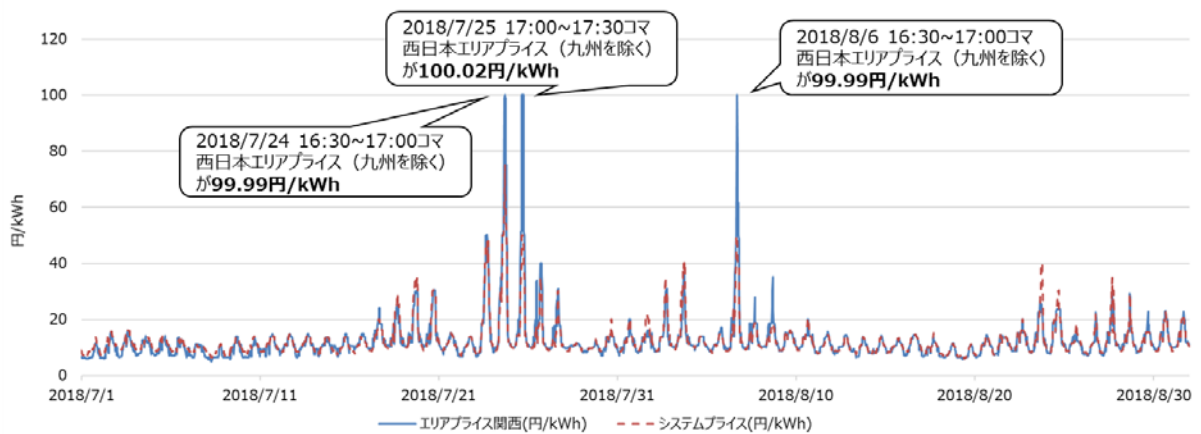
他方、平成30年7月下旬～8月上旬にかけて九州を除く西日本エリアでエリアプライスが高騰し、JEPXのスポット市場（平成30年7月24日、25日受渡分。それぞれ平成30年7月23日、24日に取引。）における中部・北陸・関西・中国・四国のエリアプライスは、連日最高値を更新した。特に、25日受渡分の17:00～17:30のコマで、前記全エリアで100.02円/kWhを記録、過去最高値であった。この高騰の背景は、「猛暑による異例な需要増」と「発電所の計画外停止による供給力不足」等が大きな要因であると考えられ、事務局においては、今後、引き続き、各種入札制約の状況やインバランス確報値等について精査し、必要な対応を検討していく。

なお、今後、（需要家によって停電受容コストが異なることを踏まえた）デマンドレスポンスや自家発など多様な市場参加が進むことによって、需要・供給双方の厚み・柔軟性・競争性が増し、電力システムの効率化が進むことが期待される。

【平成29年4月～平成30年8月のスポット市場 システムプライスの推移】



【平成30年7月のスポット市場高騰時の価格推移】

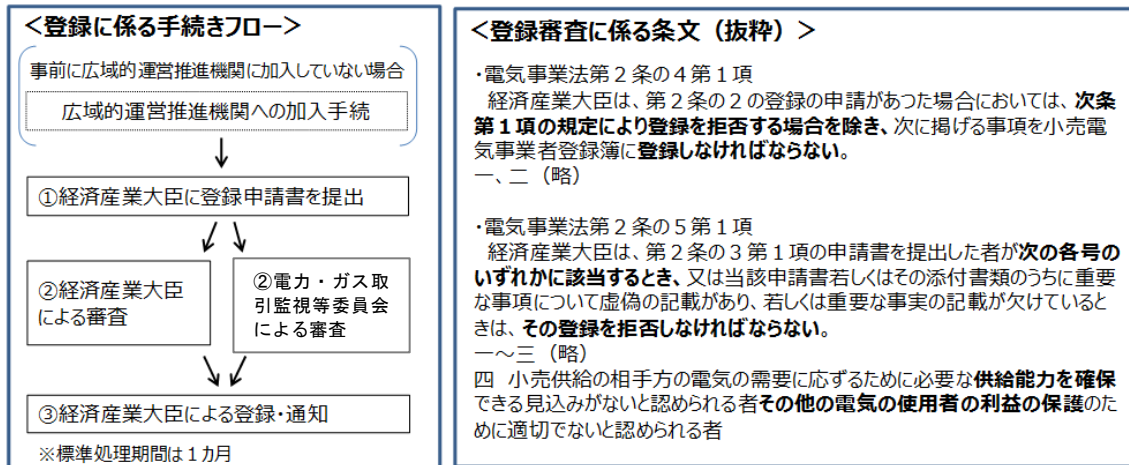


## 第2 小売部門の監視

### (1) 小売電気事業者及び小売供給の登録に係る審査

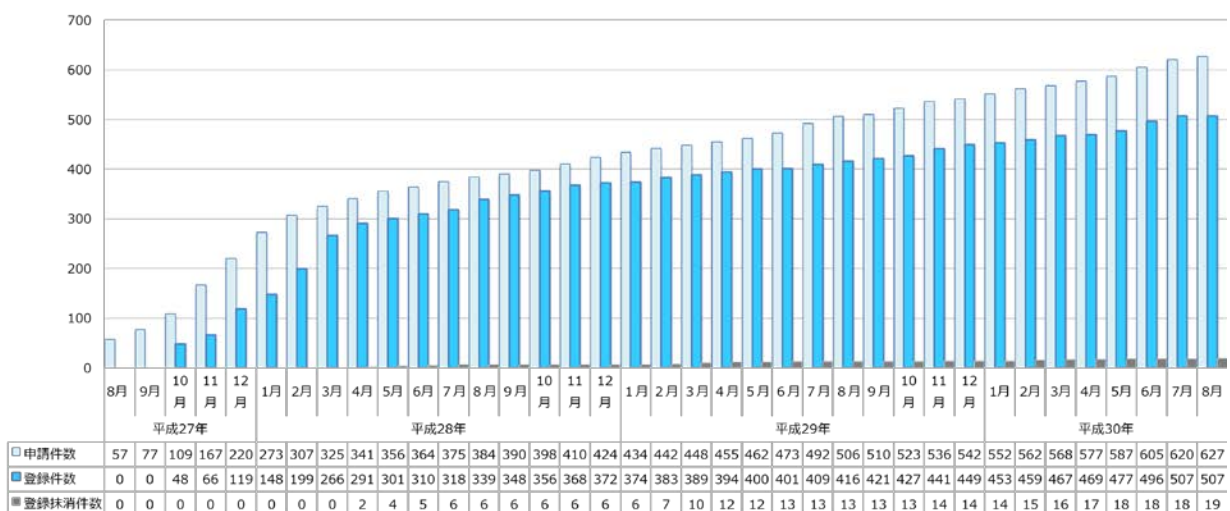
小売電気事業者の登録に係る審査に当たっては、主に資源エネルギー庁が、「最大需要電力に応じるために必要な供給能力を確保できる見込みなどがあるか」という視点から、委員会が、「電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当しないかという視点から、それぞれ審査を行ってきた。

#### 【登録に係る手続きフローと登録審査に係る条文（抜粋）】



平成30年8月末までに、668件（小売電気事業647件、小売供給21件）の登録申請を受け付け、委員会及び資源エネルギー庁による審査の結果、550件（小売電気事業528件、小売供給22件）が登録されている。

#### 【小売電気事業登録申請及び登録事業者数の推移】



## （２）小売電気事業者等に対する指導・勧告

平成２８年４月には電気の小売事業への参入が全面自由化され、家庭を含む全ての需要家が電力会社や料金メニューを自由に選択できることとなった。こうした中、電気の小売供給に関する取引の適正化を図るため、「電力の小売営業に関する指針」を踏まえ、需要家への情報提供や契約の形態・内容などについて、電気事業法上問題となる行為を行っている事業者に対して指導を行うなど、事業者の営業活動の監視などを行った。

具体的には、以下のような事案について指導、勧告などを実施している。

### < 勧告 >

#### ・東京電力エナジーパートナー株式会社へ行った勧告

東京電力エナジーパートナー株式会社は、平成２８年１０月から平成３０年２月までの間、需要家に対し、訪問営業又は電話営業により電力供給契約に係る供給条件について説明した際、５，７３５件の需要家について、当該説明の際に交付しなければならない書面（契約締結前交付書面）を交付していなかった。また、同社は、平成２９年５月から平成３０年１月までの間、ガス供給契約についても、６，６０６件の需要家について、契約締結前交付書面を交付していなかった。

このため、委員会は、平成３０年３月、電気事業法に基づき、①契約締結前交付書面を交付しなかった需要家に対し、適切な措置を講ずること、②需要家に対する契約締結前交付書面の不交付事案が今後発生しないよう必要な措置を講ずること、③上記①及び②に基づいて講じた措置について、委員会に対し、文書で報告することを求める業務改善勧告を行った。

#### ・株式会社 F-Power へ行った勧告

株式会社 F-Power は、平成２９年１１月１日付けで同社が実施した約４，９００件の需要家を対象とする小売供給契約の変更（中途解約に係る違約金の対象範囲の拡大を内容とするもの）について、需要家への通知文書に変更内容を具体的に記載しないなど、需要家に対する説明が不十分だった。

このため、委員会は、平成３０年６月、同社に対し、説明を改めて実施するよう指導し、平成３０年８月、電気事業法に基づき、①今後、電気事業法の説明義務に違反することがないように、需要家に対する説明方法の改善、役職員に対する改善内容の周知徹底等必要な措置を講ずること、②上記①に基づいて講じた措置について、自社が小売供給契約を締結している需要家に通知すること、③上記①及び②に基づいて講じた措置について、委員会に対し文書で報告することを求める業務改善勧告を行った。

### < 指導 >

#### １．小売電気事業者 A 社へ行った指導

A 社は、電気の小売供給契約締結の代理業務を行うに際し、平成２９年８月から同年１０月までの間に、需要家から電気の小売供給契約の申込意思が示されていないことを知りつつ、当該契約の申込書を需要家に無断で作成した上で、X 社への電気の小売供給契約の申込手続を行っていた。当該行為は、需要家の意思に反し電気の小売供給契約の相手方を変更するものであって、需要家の利益を著しく害する行為であることから、平成３０年３月、A 社に対し、電力の適正な取引の確保を図るため、所要の改善措置を採るとともに、速やかに実施するように指導を行った。

## 2. 小売電気事業者B社へ行った指導

B社は、B社との電気の小売供給契約の締結に係る需要家の意思を確認しないまま、小売供給契約の申込手続を行った。当該行為は、需要家の意思に反し、小売供給契約の相手方を変更するものであって、需要家の利益を著しく害する行為である。よって平成30年5月、B社に対し、電力の適正な取引の確保を図るため、所要の改善措置を講じるように指導を行った。

また、委員会の相談窓口などに寄せられた不適切な営業活動などに係る情報について、事実関係の確認や指導を行うとともに、独立行政法人国民生活センターと共同し、平成29年9月～平成30年8月の間に相談事例の紹介及びアドバイスについてプレスリリースを2回行い、情報提供した。

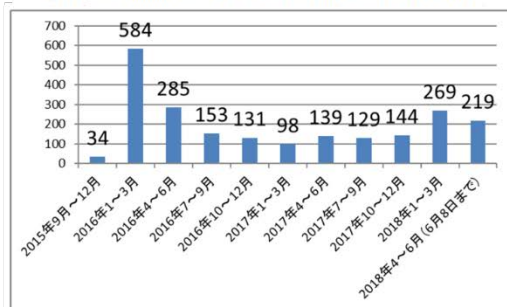
(参考) プレスリリースの実施状況

第10回 平成29年11月30日 平成29年10月20日までの相談内容について

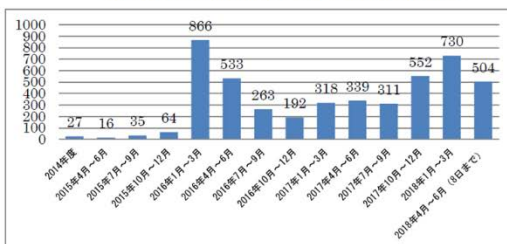
第11回 平成30年6月13日 平成30年6月8日まで相談内容について

### 【消費者からの相談状況】

電力の小売全面自由化に関する相談件数の推移（委員会相談窓口）



電力の小売全面自由化に関する相談件数の推移



#### 消費者から寄せられた相談事例

- 旧一般電気事業者(みなし小売電気事業者)を名乗った事業者から電話勧誘があり、「どれくらい安くなるか計算する」と言われ、現在の契約状況などを伝えてしまったが、まだ連絡が来ない。契約になっているだろうか。  
⇒もし契約されている場合、クーリングオフ制度を使うことができます。契約の際は、小売電気事業者として登録されているか、契約内容どのようなものか、といったことをよくご確認ください。
- 引越した先の電気がどこと契約しているかわからない。1か月待ったが、請求書がこない。  
⇒携帯電話、インターネット、プロバイダ、ガスと一緒に契約になっていないでしょうか。引越の際、大家、不動産、引越し業者と契約していないか等確認をお願いいたします。
- とあるガス会社から、自社との契約への勧誘があった。もし契約先を切替える場合は、工事などは必要になるのだろうか。  
⇒現在契約している都市ガス会社から別の都市ガス会社に契約を切り替える場合に、ガスメーターやガスコンロなどのガス器具の変更が必要となることはなく、切替え工事も必要ありません。

### 第3 卸部門の監視

委員会では、旧一般電気事業者の自主的取組や電力市場における競争状況を定点的に分析・検証するため、四半期毎に電力市場のモニタリング報告を実施している。第31回制度設計専門会合までに、制度設計ワーキング・グループでの報告も含め、累計で14回にわたりモニタリングレポートを作成・公表しており、今後も継続的に電力市場のモニタリングを行う。

【平成30年1月～3月の報告における主要指標】

| 卸電力取引所 | スポット市場            | 入札           | 今回の御報告内容             |            | 参考                    |                             |                             |
|--------|-------------------|--------------|----------------------|------------|-----------------------|-----------------------------|-----------------------------|
|        |                   |              | 2018年1月～3月           |            | 前年同時期<br>(2017年1月～3月) | 2017年度<br>(2017年4月～2018年3月) | 2016年度<br>(2016年4月～2017年3月) |
|        |                   |              | 売り入札量前年同時期<br>対比     | 1.5倍       | 1.2倍                  | 1.4倍                        | 1.1倍                        |
| 卸電力取引所 | スポット市場            | 入札           | 買い入札量前年同時期<br>対比     | 2.2倍       | 1.7倍                  | 1.9倍                        | 1.6倍                        |
|        |                   |              | 約定量                  | 214億kWh    | 70億kWh                | 586億kWh                     | 230億kWh                     |
|        |                   | 約定           | 約定量前年同時期対比           | 3.0倍       | 1.7倍                  | 2.6倍                        | 1.5倍                        |
|        |                   |              | 平均約定価格<br>(システムプライス) | 11.96円/kWh | 10.21円/kWh            | 9.72円/kWh                   | 8.46円/kWh                   |
|        |                   |              | 東西市場分断発生率            | 53.7%      | 40.1%                 | 70.5%                       | 56.8%                       |
|        | 市場<br>時間前         | 約定           | 約定量                  | 5.7億kWh    | 6.8億kWh               | 22.3億kWh                    | 16.6億kWh                    |
|        |                   |              | 平均約定価格               | 12.93円/kWh | 10.09円/kWh            | 9.98円/kWh                   | 8.76円/kWh                   |
|        |                   | 販売電力量に対するシェア |                      | 9.3%       | 3.4%                  | 7.1%                        | 2.9%                        |
|        | (参考)<br>小売市場<br>※ | 電力量 販売       |                      | 2,369億kWh  | 2,298億kWh             | 8,603億kWh                   | 8,473億kWh                   |
|        |                   | 新電力          |                      | 296億kWh    | 201億kWh               | 1020億kWh                    | 662億kWh                     |

※ 出所：電力調査統計、電力取引報

#### 【モニタリングレポートの報告状況】

- 第1回 制度設計ワーキング・グループ（平成25年8月2日）
- 第6回 制度設計ワーキング・グループ（平成26年6月23日）
- 第13回 制度設計ワーキング・グループ（平成27年6月25日）
- 第4回 制度設計専門会合（平成28年1月22日）
- 第8回 制度設計専門会合（平成28年6月17日）
- 第11回 制度設計専門会合（平成28年9月27日）
- 第14回 制度設計専門会合（平成28年12月19日）
- 第16回 制度設計専門会合（平成29年3月31日）
- 第19回 制度設計専門会合（平成29年6月27日）
- 第22回 制度設計専門会合（平成29年9月29日）
- 第25回 制度設計専門会合（平成29年12月26日）
- 第28回 制度設計専門会合（平成30年3月29日）
- 第31回 制度設計専門会合（平成30年6月19日）

委員会では、上記の定期的なモニタリング等を通じ、卸電力市場の動向を監視しているが、平成29年9月1日～平成30年8月31日までの期間では勧告の対象となるような問題行為は確認されていない。

## 第4 送配電部門の監視

### 1. 東北電力株式会社における工事費負担金誤精算

東北電力株式会社は、再エネ事業者を含む発電事業者等が系統接続を行う際に支払う工事費負担金について、託送供給等約款に基づき工事費から撤去後の資材の残存価額を差し引いて算定すべきところ、差し引かずに算定したことにより、工事費負担金を過大に請求していた。

本件は、平成30年4月16日に、同社から委員会へ報告があり、これに対して同月20日付で、原因究明及び再発防止策を求める報告徴収を行うとともに、誤精算事案の対象者に対する返金等の対応を進めるよう指示した。同月26日、報告徴収に対する回答を受け、委員会において検討を行った結果、本件事案については、法令違反であり、当該法令違反の規模、影響が大きく、経営管理体制も不適切であることから、同年5月16日付で同社に対し、業務改善勧告を発出した。具体的な内容は以下のとおりである。

#### (業務改善勧告の概要)

- ・工事費負担金の誤精算事案の対象者に対し、適切な措置を講ずること
- ・工事費負担金の誤精算事案が今後発生しないよう必要な措置を講ずること
- ・関係法令や約款等に関わる不適正事案を早期に把握して改善できるよう、経営管理体制を含め必要な措置を講ずること
- ・上記に基づいて講じた措置について、文書で報告すること

## 第5 電気料金及び託送料金の事後評価

### (1) 原価算定期間終了後の小売電気料金の事後評価

電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「第2弾改正法」という。）附則の経過措置に基づく小売電気料金については、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを経済産業省において確認し、その結果を公表することとなっている。委員会では、経済産業大臣からの意見聴取を受けて、平成29年度は以下のA、Bの旧一般電気事業者に対して料金審査専門会合において評価及び確認を行った。

#### <事後評価のポイント>

A 北海道電力、東北電力、東京電力E P、中部電力、北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力及び沖縄電力の審査基準に基づく評価

「電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20160325資第12号）第2(7)④に基づく値下げ認可申請の必要がないか確認を行った。

B 中部電力、東京電力E P及び四国電力の追加検証

下記①～③の項目について、それぞれ確認を行った。

#### ①料金原価と実績費用の比較

個別費目について、料金原価を合理的な理由無く上回る実績となっていないか。

#### ②規制部門と自由化部門の利益率の比較

規制部門と自由化部門の利益率に大きな乖離はないか。乖離が生じている場合の要因は合理的か。

#### ③経営効率化への取組

経営効率化への取組は着実に進捗しているか。

#### Bの電力会社の選定理由

○中部電力 ー平成26年度の料金値上げ時に経済産業省として継続的に監視していくこととされているとともに、震災後行われた値上げに係る初めての原価算定期間終了後の事後評価であることから、消費者基本計画の工程表において平成29年度に事後評価を行う旨記載されているため。

○東京電力E P ー審査基準の<ステップ1>電気事業利益率による基準に抵触し、かつ公的資金の投入がされており、規模が大きく影響が広範であるため。

○四国電力 ー現行料金原価において稼働を織り込んでいる原子力発電所（伊方3号機）のすべてが平成28年度に再稼働しているため。

※関西電力については、原価算定期間終了前のため、事後評価の対象外。

#### <料金審査専門会合の開催実績>

平成29年10月13日 第26回料金審査専門会合

平成29年11月7日 第27回料金審査専門会合

## <事後評価の結果>

A 北海道電力、東北電力、東京電力E P、中部電力、北陸電力、中国電力、四国電力、九州電力及び沖縄電力の審査基準に基づく評価

第2弾改正法附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法（昭和39年法律第170号）第23条第1項の規定による供給約款などの変更の認可の申請命令に係る「電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20160325資第12号）第2(7)④に係る値下げ認可申請の必要は認められなかった。評価の詳細は以下のとおりであった。

### 【料金変更認可申請命令に係る審査基準】

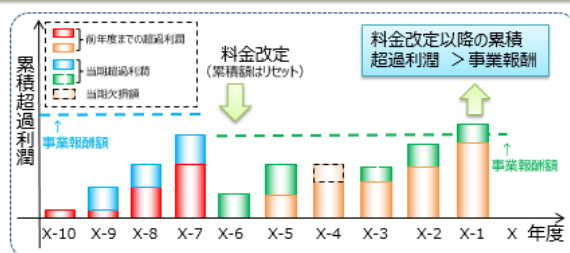
- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていないみなし小売電気事業者については、<ステップ1> 規制部門の電気事業利益率による基準、<ステップ2> 規制部門の累積超過利潤による基準又は自由化部門の収支による基準で得られた情報を基に、第2弾改正法附則第16条第3項に基づく変更認可申請命令の発動の要否の検討を行う。

<ステップ1> 規制部門の電気事業利益率による基準  
規制部門の電気事業利益率（電気事業利益／電気事業収益）の直近3か年度平均値が、電力会社10社の過去10か年度平均値を上回っているかどうかを確認。

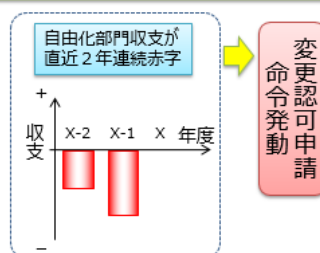
- ① 該当会社の規制部門における電気事業利益率（直近3か年度平均）
- ② 電力会社10社の規制部門における電気事業利益率（過去10か年度平均）

➤ ①>②の場合→ステップ2へ

<ステップ2> 規制部門の累積超過利潤による基準又は自由化部門の収支による基準  
前回料金改定以降の超過利潤（＝当期純利益－事業報酬）の累積額が事業報酬額（一定水準額）を超えているかどうか、又は自由化部門の収支が直近2年度間連続で赤字であるかどうかを確認。



又は



審査基準のステップ1「電気事業利益率による基準」では、個社の直近3か年度の利益率が10社10か年度平均の利益率を上回る会社は、北海道電力、東北電力、東京電力E P、中部電力、九州電力及び沖縄電力の6社であった。ステップ1に該当した6社について、審査基準のステップ2「累積超過利潤による基準」では、平成28年度末累積超過利潤額は一定水準額である事業報酬率を下回っており、ステップ2「自由化部門の収支による基準」では、直近2年連続で自由化部門の収支が赤字となっていなかった。以上より、原価算定期間を終了しているみなし小売電気事業者9社（平成29年8月に値下げを行った関西電力以外）について、審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令発動の検討対象となる事業者はいなかった。

## 【審査基準の適用結果】

- 原価算定期間終了後に料金改定を行っていないみなし小売電気事業者 9 社（関西電力以外）について審査基準に基づく評価を実施した結果、変更認可申請命令の対象となる事業者はいなかった。

(単位：億円)

| 審査基準（ステップ1・2）の評価結果 |                                             | 北海道  | 東北   | 東京EP<br>※1 | 中部     | 北陸   | 中国   | 四国   | 九州   | 沖縄   | 10社  |
|--------------------|---------------------------------------------|------|------|------------|--------|------|------|------|------|------|------|
| ステップ1              | <b>A 規制部門の電気事業利益率による基準</b>                  |      |      |            |        |      |      |      |      |      |      |
|                    | 3か年度平均 ① ※2                                 | 2.8% | 5.8% | 3.8%       | 3.2%   | 1.1% | 1.6% | 1.5% | 3.4% | 3.9% | -    |
|                    | 10社10か年度平均 ②                                |      |      |            |        |      |      |      |      | -    | 2.3% |
|                    | 10社10か年度の平均を上回っているか。(①>②か)                  | Yes  | Yes  | Yes        | Yes    | No   | No   | No   | Yes  | Yes  | -    |
| ステップ2              | <b>B 規制部門の業績超過利益による基準</b>                   |      |      |            |        |      |      |      |      |      |      |
|                    | 平成27年度末超過利益累積額③ ※3                          | △363 | 230  | △1,141     | △93    | -    | -    | -    | △768 | △99  | -    |
|                    | 平成28年度超過利益④                                 | △80  | △109 | △1,221     | △315   | -    | -    | -    | △37  | △17  | -    |
|                    | 平成28年度末超過利益累積額⑤ = ③ + ④                     | △444 | 121  | △2,363     | △408   | -    | -    | -    | △805 | △117 | -    |
|                    | 事業報酬額（一定水準額）⑥ ※4                            | 172  | 342  | 1,268      | 423    | -    | -    | -    | 366  | 59   | -    |
|                    | 一定水準額を上回っているか。(⑤>⑥か)                        | No   | No   | No         | No     | -    | -    | -    | No   | No   | -    |
|                    | <b>C 自由化部門の収支（※5）による基準</b>                  |      |      |            |        |      |      |      |      |      |      |
|                    | 平成27年度⑦                                     | +91  | +808 | +2,100     | +1,548 | -    | -    | -    | +318 | +7   | -    |
|                    | 平成28年度⑧                                     | +3   | +593 | +563       | +852   | -    | -    | -    | +404 | +12  | -    |
|                    | 2年連続で赤字となっているか。(⑦<0かつ⑧<0か)                  | No   | No   | No         | No     | -    | -    | -    | No   | No   | -    |
| 評価結果               | 変更認可申請命令の対象となるか。<br>(A及びBがYes、又はA及びCがYesか。) | No   | No   | No         | No     | No   | No   | No   | No   | No   | -    |

※1 平成27年度以前は旧東京電力の数値、平成28年度は東京電力エナジーパートナーの数値を基に算出。  
 ※2 各年度の規制部門の電気事業利益率（％）の単純平均  
 ※3 平成27年度までの超過利益累積額のうち旧通約款部分を除いた金額  
 ※4 一定水準額：規制部門（特定小売供給約款に係る分に限り）に相当する事業報酬額  
 ※5 自由化部門の収支：自由化部門の電気事業損益（出典：各事業者の部門別収支計算書、各事業者へのヒアリングにより当委員会事務局作成）

## B 中部電力、東京電力E P及び四国電力の追加検証

料金適正化の観点から問題となるものは認められなかった。評価の詳細は以下のとおりであった。

### ①料金原価と実績費用の比較

燃料価格や為替レートの大幅な変動、原子力発電所の再稼働遅延等の諸事情を踏まえると、個別費目の実績が不合理な理由に基づき料金原価を上回っているものは認められなかった。

### ②規制部門と自由化部門の利益率の比較

各社とも、規制部門と自由化部門の利益率の比較では、規制部門が自由化部門を下回っていたが、この利益率の乖離については、個別の乖離要因の検討の結果、不合理な理由に基づくものではなかった。

### ③経営効率化への取組

今回の事後評価では、各社において、緊急避難的な支出抑制・繰延べはなかった。また、恒常的な経営効率化の取組については、各社によって取組の進捗にばらつきがあるものの、各社とも実績が料金原価認可時の計画値を上回っていた。昨年度の事後評価において、緊急避難的な支出抑制・繰延べを恒常的な取組に繋げていく必要があるとの指摘があったが、この点について取組が進んでいる点は評価できる。

以上を踏まえ、平成29年度の事後評価の対象となった事業者について、現行の認可料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった。

ただし、東日本大震災後の小売規制料金の値上げは、原子力発電所の再稼働遅延を主因とするものであったことに鑑みると、今後原子力発電所が再稼働を果たした場合には火力燃料費等の負担が軽減されていくことから、料金原価への原子力利用率の織り込み状況も踏まえ、そのコスト低減効果を緊

急避難的な支出抑制・繰延べの抑止、需要家への還元等に適切に充当するよう検討すべきである。また、各社においては、今後とも料金原価と直近実績の比較・経営効率化の状況・収支見通し等現行の経過措置料金に関連した分かりやすい情報提供に努めるとともに、安全対策・供給信頼度維持に不可欠な投資は最優先に実施した上で、引き続き経営効率化に真摯に取り組むことにより、コスト低減を進めていくべきであるとの評価を行った。

なお、送配電非関連固定費の配分の際におけるみなし小売電気事業者部門別収支計算規則に基づく需要補正の実施により、各社で規制部門の利益が減少し自由化部門の利益が増加する結果となっていた。当該規定が、部分自由化当初における導入目的とは異なる形で作用している可能性も踏まえ、制度設計専門会合及び本体である委員会において、見直しを含めて議論し、平成30年1月24日に経済産業大臣に当該規則の見直しを建議し、同年3月30日に需要補正を行わずに実績需要に基づいて配分する規定に改正された。

## （２）一般送配電事業者の収支状況（託送収支）の事後評価

我が国の電力系統を取り巻く事業環境は、中長期的な人口減少や省エネルギーの進展等により電力需要が伸び悩む一方で、再生可能エネルギーの導入拡大による系統連系ニーズの増加、経済成長に応じて整備されてきた送配電設備の高経年化への対応が増大するなど、大きく変化しつつある。

こうした事業環境の変化に対応し、将来的に託送料金を最大限抑制するため、一般送配電事業者においては、経営効率化等の取組によりできるだけ費用を抑制していくとともに、再生可能エネルギーの導入拡大や将来の安定供給等に備えるべく、計画的かつ効率的に設備投資を行っていくことが求められている。

以上のような問題意識のもと、料金審査専門会合（以下、本項において「専門会合」という。）では、託送料金の低廉化と質の高い電力供給の両立の実現を目指して、平成28年度託送収支の事後評価を実施し、①効率化に資する他社の取組の導入や、仕様の統一化等を通じた調達合理化を進めることで、更なる費用削減を図ること、②中長期的な観点から、計画的かつ効率的に設備投資や高経年化対策を進めること、の２点を軸に、４回にわたって重点的に議論を行った。評価結果としてとりまとめた内容については、平成30年4月、委員会の意見として経済産業大臣への回答を行った。

### 【平成28年度託送収支の事後評価のとりまとめ概要】

（平成28年度託送収支の状況：収支全体について）

平成28年度の当期超過利潤累積額について、値下げ命令の発動基準となる一定の水準を超過した事業者はいなかった（ストック管理）。また、想定単価と実績単価の乖離率について、値下げ命令の発動基準となる▲5%以上の事業者はいなかった（フロー管理）。

収入面においては、主に電力需要が減少したため、北陸電力、沖縄電力を除く８社で平成28年度の実績収入が想定原価を下回った。一方、費用面においては、北海道電力、東京電力 PG、関西電力、九州電力の４社については、主に設備関連費の減少により、平成28年度の実績費用が想定原価を下回ることとなった。他の６社については、主に人件費・委託費等の増加により、平成28年度の実績費用は想定原価を上回った。

この結果、平成28年度の託送収支においては、東京電力 PG、関西電力、九州電力を除く７社で当期欠損となった。（コスト削減に向けた取組）

## (ア) 経営効率化に向けた各社の取組状況について

今回の事後評価で、各社とも様々な経営効率化に資する取組を行い、費用削減に向けて努力していることを確認した。こうした各社の取組は評価されるべきものである。

各一般送配電事業者には、他社の取組事例も参考に、特に各取組の展開性や削減率の大きさなども考慮しつつ、各社で取り入れられる取組は積極的に取り入れ、更なる効率化やコスト削減に向けて様々な取組を進めることを求めている。専門会合としても、引き続き、経営効率化に向けた各社の取組状況を確認していく。

## (イ) 送配電設備の仕様の統一化等について

### (i) 仕様統一化の状況

代表的な設備について各社の仕様を確認したところ、例えば架空送電線といった共通性が高いと考えられる設備であっても、事業者によって仕様が様々であった。気候の違いなどによるものもあると考えられるが、仕様を細分化し他社と異なる仕様となっていることで、それぞれの市場が小さくなり調達コストの上昇につながっている可能性もある。

このため、今後、各社においては、調達コストの削減に向けて JIS 規格の採用といった取組だけではなく、事業者間の仕様の差の実態を把握してその必要性を精査し、国際調達を可能にすることも含め可能な限り仕様の標準化・共通化を進めるよう取り組むべきであり、専門会合としても、引き続き、その実施状況を確認していく。

### (ii) 調達の状況

代表的な設備の調達単価について、専門会合の委員及び事務局で具体的な情報を確認し、その経年変化を分析したところ、震災前に比べて調達単価が大きく減少している事業者も存在した。このため、当該事業者に調達単価の低減に向けた取組を確認したところ、共同調達、新規取引先の開拓、競争発注の拡大等を含む様々な取組を行っていることが判明した。

各社においては、他社の取組事例も参考に、取り入れられる取組は積極的に取り入れ、更なる調達コスト削減に向けた取組を進めることを求めている。

なお、調達コスト削減に当たっては、調達価格を比較可能な形で公表し、多様な視点から評価されることが有効であると考えられる。このため、専門会合では、引き続き、各社の調達にかかる効率化努力を確認していくこととあわせ、情報公開の在り方について、更に検討を深めていく。

### (iii) 競争発注比率

調達コストの低減を図るには、競争発注比率の向上など発注方法の改善に取り組み、受注業者間のエリアを越えた競争を促進することも重要である。

各社の送配電部門の競争発注比率について経年比較を行ったところ、各社の競争発注比率は年々上昇し、平成 28 年度には 70%以上となる事業者がいる一方、東北電力、四国電力では 30%程度にとどまることを確認した。

専門会合としては、引き続き、各社の競争発注比率の推移について確認するとともに、次年度以降は、実質的な競争が働いているかどうかを把握することを目的として、競争発注比率の高い事業者に具体的な調達手続き、応札状況、入札結果の開示等についても確認していく。

#### (ウ) 効率化に向けた取組の公表と着実な実施

上記を踏まえ、各社においては、更なる効率化に向けた今後の取組を具体化するとともに、効率化に向けた様々な努力を需要家である国民も確認することができるよう対外的に公表し、着実なコスト削減に取り組むことを求めている。また、その具体化に当たっては、可能な限り定量的に説明を行うことが望ましい。

専門会合としては、各社の取組の実施状況等について、次年度以降も確認していく。

#### (計画的かつ効率的な設備投資や高経年化対策の推進)

##### (ア) 高経年化対策について

経済成長に応じて整備されてきた設備が、今後、高経年化を迎える中、送配電事業者が求められるサービスレベルを将来にわたりできる限り低コストで維持し、将来的に託送料金を最大限抑制するためには、中長期的視点で計画的かつ効率的に高経年化対策を進めることが重要である。

各社の高経年化対策にかかる計画を確認したところ、各社とも3～10年程度の中長期計画を作成し、高経年化対策に取り組んでいた。その際、設備の劣化状況を評価して、延伸化の措置を講じるなどコスト削減にも努めていた。

しかし、各社の設備関連費について見ると、グループ全体の収支・財務状況等を考慮して修繕等を一時的に繰延べたため設備関連費が減少したと見受けられる事業者もいた。

各社においては、中長期的にトータルコストを最小化するよう、IoTやAIの活用など、最新のアセットマネジメントの手法等も取り入れ、更なる費用削減に向けた検討等を継続的に行って計画を随時見直しつつ、その中長期的な計画に基づいて着実に高経年化対策を進めるべきである。

専門会合としても、各社の取組や計画作成状況について、次年度以降も確認していく。

##### (イ) 設備投資について

各社とも設備投資の考え方に沿った3～10年程度の中長期的な設備投資計画を作成していた。今後、各社には、電力システムの既存設備をそのまま維持するのではなく、再生可能エネルギーの導入拡大や人口減少といった事業環境の変化も踏まえ、将来の系統がどうあるべきか検討し、適宜計画を見直し、効率的に設備投資を実施していくことが求められている。

専門会合としても、各社が将来の事業環境の変化に対応する設備投資を中長期的視点で計画的かつ効率的に行っているか、次年度以降も確認していく。

##### (今後の取組)

今回、託送収支の事後評価を初めて本格的に実施した。今後も事後評価の中で、各社の取組のフォローアップを強化することが重要であり、特に、各社のコスト削減に向けた取組（更なる効率化に向けた取組の具体化とその実施状況、調達価格削減に向けた取組状況）等について、重点的に確認、評価を行っていく。加えて、系統連系する際の工事費負担金の評価、効率化を促す新たな仕組みの検討等も行っていく。

## 第6 監査

電気事業法第105条及び第2弾改正法附則第21条の規定に基づき、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者及び送電事業者の13社に対し監査を実施した。

平成29年度監査においては、電気事業において、昨年度に引き続き託送供給に伴う禁止行為を重点監査項目として実施し、「適正な電力取引についての指針」（平成29年2月6日改正 公正取引委員会・経済産業省）に規定する公正かつ有効な競争の観点から「問題となる行為」が行われていないか確認したほか、「約款の運用等」及び「託送供給等収支の計算」についても重点監査項目に追加して確認した。

平成29年度において実施した監査の結果については、監査実施者から45件の指摘事項の報告があり、委員会で内容を確認した結果、電気事業法第66条の12及び第2弾改正法附則第25条の6に基づく一般送配電事業者などに対する勧告並びに電気事業法第66条の13及び第2弾改正法附則第25条の7に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、今後の事業実施に対する事業者の自主的改善を促す観点から、10事業者に所要の指導を行った。

### 【指摘事項の内訳】

(単位：件)

| 指摘事項                | 件数 |
|---------------------|----|
| ① 約款の運用等に関する監査      | 14 |
| ② 財務諸表に関する監査        | 3  |
| ③ 部門別収支に関する監査       | 5  |
| ④ 託送供給等収支に関する監査     | 20 |
| ⑤ 託送供給に伴う禁止行為に関する監査 | 3  |
| 合 計                 | 45 |

平成29年度電気事業監査結果(本省及び経済産業局)

| No.   | 監査項目    | 件名                                                                                                                                                                                                                                                  | 発見された事実                                                                                                                                                                                                                                                 | 根拠                                                                                                                                                                                                                                                                      | 指導内容                                                                            | 関係規定 |
|-------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|------|
| 1     | 約款の運用   | 工事費負担金の算定額                                                                                                                                                                                                                                          | 地中工事こう長が150mを超える地中供給制接続設備において、①需要家設備に接続工事こう長の20%に相当する線を新規に施設する供給制接続設備の工事こう長とみなすべしと、みなし計算を失効し、②工事負担金の消費税込単価に消費税率を乗じるべしと、消費税込単価に消費税率を乗じて工事費負担金を算定した。そのため、需要家に於いて過大に請求した案件が確認された。                                                                          | 託送供給等約款に基づき、適正な工事費負担金の算定を行うべきである。                                                                                                                                                                                                                                       | 電気事業法18条第2項、託送供給等約款                                                             |      |
| 2     | 同上      | 接続施設に関する不適正な取扱い                                                                                                                                                                                                                                     | 太陽光発電事業者の新電力への売電先のスイッチングに際して、ネットワークサービスセンター担当者の再エネ特措法施行規則に関する許可証により、本来取得すべき出力制御システムに付随する計測表示ユニットについて、発電事業者が取得することを条件に、託送供給承諾を行った。その後、この発電事業者が同装置を脱離したが、設置後に取付け不要といふことが発覚したことから、この発電事業者が同装置取付け費用分の損害を弁えた。                                                | 関係法令に則った適正な業務実施を行うべきである。                                                                                                                                                                                                                                                | 電気事業法18条第2項、託送供給等約款                                                             |      |
| 3     | 同上      | 託送料金に係る延滞利息の算定額                                                                                                                                                                                                                                     | 託送料金が支払期日までに支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払日の日に至るまでの日数に基づいて延滞利息を算定することが託送供給等約款に定められているが、この延滞日数は10日間で算定すべきところ誤って6日間で算定したため過小に請求を行った案件が1件確認された。                                                                                                                | 託送供給等約款に基づき、適正な算定を行うべきである。                                                                                                                                                                                                                                              | 電気事業法18条第3項、託送供給等約款                                                             |      |
| 4~12  | 同上      | 電力量の超過及び託送料金の算定等                                                                                                                                                                                                                                    | 託送供給関連業務の一部において、電力量の超過及び託送料金の請求等が発生するなど、託送供給等約款に基づき適正に運用されていないことが確認された(9事業者)。                                                                                                                                                                           | 託送供給等約款に基づき適正な処理を実施し、再発防止に努めるべきである。                                                                                                                                                                                                                                     | 電気事業法18条第2項、託送供給等約款                                                             |      |
| 13    | 同上      | 農事用電力休止中電力量に関する特定小売供給約款の不遵守                                                                                                                                                                                                                         | スマートメーター設置済みの農事用電力に係る需要家が、平成28年3月以前に需要契約を休止し、平成28年4月以降に需要契約を復旧した際、一部の需要家において休止中に使用量を上回っていることを把握していたにもかかわらず、社内規程に基づく需要家への使用確認や請求を行わず、特定小売供給約款に基づく警告や供給停止も行っていなかった。                                                                                       | 特定小売供給約款に基づく警告や供給停止を行うべきであった。今後は特定小売供給約款を遵守し、再発防止に努めるべきである。                                                                                                                                                                                                             | 特定小売供給約款                                                                        |      |
| 14    | 同上      | 計量器の誤差試験に関する社内規定の不遵守                                                                                                                                                                                                                                | 計量器の有効期限切れによる電気の使用量の偽造を行う際、誤差試験を行い、公認の範囲内(0.1%)であればそのまま実値で提出している。今回、計量器の容量が20Aで定まる30Aと勘違いして計測していた。(計測の際の負荷電流は18A程度に合わせ、定格電流の20、50、100%をかけて実施することとしており、本来、24A、60A、120Aとするところを、6A、15A、30Aで実施していた)                                                         | 事業者が定める社内規程どおり適正に試験を実施するべきである。                                                                                                                                                                                                                                          | 電気供給約款別表(4)社内規程                                                                 |      |
| 15、16 | 財務諸表    | 先行取得資産(建設仮勘定)の物理的減耗に係る評価額の科目原価算入について                                                                                                                                                                                                                | 建設仮勘定に計上された長期未寄贈の先行取得資産の物理的減耗に係る評価額を科目原価に算入していた(2事業者)。                                                                                                                                                                                                  | 託送供給等約款料金及び特定小売供給約款料金に係る規則及び寄重要領の趣旨に照らし、原価算定期間中に移転予定のない先行取得資産の物理的減耗に係る評価額は、今後科目原価に算入すべきではない。なお、営業費総額に占める評価額の割合は僅少であるため、現行科金の見直しでは不要である。                                                                                                                                 | 託送供給等約款料金算定期間第3条、託送供給等約款料金審査要領第2章第2節(1)、特定小売供給約款料金算定期間第2条、特定小売供給約款料金審査要領第2章第2節4 |      |
| 17    | 同上      | 原契約の支払条件変更における社内規程違反                                                                                                                                                                                                                                | 契約受注先との原契約の支払条件は、社内規程にて契約締結後(一括払い)としているところ、主に電力会社との事務で納期が1年8か月後へ二度先送りとなったため、受注先と支払条件を見直し、分納払いに変更して2度「分納回収」扱いとした。社内規程上変更契約書の作成を定めている。社内規程に基づき、変更契約書を作成しなかった規定違反であった。                                                                                     | 社内規程を遵守すべきである。                                                                                                                                                                                                                                                          | 社内規程                                                                            |      |
| 18    | 部門別収支   | 法人税等調整額の配賦額                                                                                                                                                                                                                                         | 平成28年度の事業者ルールとして、法人税率の変更による繰越税金資産の減少に係る法人税等調整額を特定需要・一般需要外部に整理する旨の届出を行った。しかし、当年度に法人税率の変更がなく、省令通り法人税等調整額を各部門に配賦すべきところ、誤って特定需要・一般需要外部に配賦していた。                                                                                                              | 平成28年度は法人税率の変更がないことから、省令通り法人税等調整額を各部門(特定需要部門、一般需要部門及び特定需要・一般需要外部)に配賦すべきである。                                                                                                                                                                                             | みなし小売電気事業者部門別収支計算規則別表第3(1)                                                      |      |
| 19    | 同上      | 一般管理費、営業費の部門別整理等に関する「標準原価比」の適用に係る事業者届出基準の提出漏れ                                                                                                                                                                                                       | みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 別表第3に基づき、原則として一般管理費及び営業費の活動原価基準及び配賦基準には固定資産の「標準原価」を用いるべきところ、事業者は償却標準原価(電気事業会計規則上の標準原価)から工事費負担金を控除した額を機械的に使用している。しかし、省令と異なる基準を使用することによって、事業者届出基準の届け出を失効していた。                                                                         | みなし小売電気事業者部門別収支計算規則第2条第3項に基づき、適正に事業者届出基準の届け出を行うべきである。                                                                                                                                                                                                                   | みなし小売電気事業者部門別収支計算規則第2条第3項                                                       |      |
| 20    | 同上      | 法人税等のうち、事業税(府市町村から部分の配賦額)                                                                                                                                                                                                                           | 平成24年度までは、計算事業等において法人税法上の繰越欠損金が発生したため、事業税(所得割)が発生していた。平成25年度より平成28年度において課税所得の発生に伴う事業税(所得割)を特定需要・一般需要外部に整理することを失効していた。                                                                                                                                   | 平成25年度から平成28年度の毎期の部門別収支計算書上、法人税等に含まれる事業税(所得割)は、省令上の規定に従って、特定需要・一般需要外部部門に整理する。なお、事業税(所得割)以外の法人税等の構成要素(法人税及び住民税)については、税引前当期純利益の比率により、特定需要部門、一般需要部門及び特定需要・一般需要外部部門に配分すべきである。                                                                                               | みなし小売電気事業者部門別収支計算規則別表第3.1(1)                                                    |      |
| 21    | 同上      | 電気事業財務費用(環境対策費に際しては、送配電関連可変費とする旨の事業者届出基準の提出漏れ)                                                                                                                                                                                                      | 送配電関連費のうち、電気事業財務費用(環境対策費に限る)については、一括する基準がない中で、事業者届出基準の提出を失効し、送配電関連可変費に整理していた。                                                                                                                                                                           | 送配電関連費のうち、電気事業財務費用(環境対策費に限る)については、送配電関連可変費とする旨の事業者届出基準を提出し、事業者届出基準を再提出するべきである。                                                                                                                                                                                          | みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 別表第26. (8)                                                  |      |
| 22    | 同上      | 販売費に直線法を用いた一般管理費の整理方法の誤り                                                                                                                                                                                                                            | 販売費に直線法を用いた一般管理費の一部費用(賃借料、修繕費、減価償却費、固定資産税、委託費)について、非償却供給費用並びに需要家費用及び一般販売費用への直線法が適切であるにもかかわらず、直線法を行わず整理していた。                                                                                                                                             | 直線整理については、原則として「可能な限り直線すること」と定められていることから、直線法が可能な費用については直線をおこなうべきである。                                                                                                                                                                                                    | みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 別表第26. (6)                                                  |      |
| 23    | 託送供給等収支 | 社内取引収益(使用済燃料再処理等既済電気料受取契約締結分相当額取引収益)等の計算額                                                                                                                                                                                                           | 社内取引収益(使用済燃料再処理等既済電気料受取契約締結分相当額取引収益)の計上額が、実績値ではなく、実契約に基づく契約額金額を計上していた。                                                                                                                                                                                  | 使用済燃料再処理等既済電気料及び使用済燃料再処理等既済電気料受取契約締結分については、託送料金算定上可変費として位置づけられている(託送料金算定期間第1条)ことから、収益項目(使用済燃料再処理等既済電気料受取契約締結分)についても、託送料金算定上可変費扱いにて算定すべきである。また、当該収益項目の修正に伴い、社内取引費用(使用済燃料再処理等既済電気料受取契約取引費用、使用済燃料再処理等既済電気料受取契約締結分相当額取引費用)の取扱い、その他費用北で算定する項目、収入北で算定する項目、法人税の金額も併せて修正すべきである。 | 託送収支計算規則別表第13. (1)④                                                             |      |
| 24    | 同上      | インバランスの供給相当額取引費用(不足インバランス補給分)及びインバランスの買取相当額取引費用の算定において、自社の不足・余剰インバランス量に準じて算定するインバランス料金単価に消費税率を加えた単価は、当該項目の税込金額を算定したうえで消費税率を割り戻すべきところ、即電力取引所が公表するインバランス料金単価(税込)を適用し算定していた。また、平成28年4月より1月におけるインバランス料金単価に修正があったにもかかわらず、インバランス料金単価修正前の単価(税込)を適用し算定していた。 | 「インバランスの供給相当額取引収益(不足インバランス補給分)」及び「インバランスの買取相当額取引費用」の算定において、自社の不足・余剰インバランス量に準じて算定するインバランス料金単価に消費税率を加えた単価は、当該項目の税込金額を算定したうえで消費税率を割り戻すべきところ、即電力取引所が公表するインバランス料金単価(税込)を適用し算定していた。また、平成28年4月より1月におけるインバランス料金単価に修正があったにもかかわらず、インバランス料金単価修正前の単価(税込)を適用し算定していた。 | 託送供給等約款に基づき、適正な計算を行うべきである。                                                                                                                                                                                                                                              | 託送収支計算規則別表第13. (1)①ロ及び②①ロ                                                       |      |
| 25    | 同上      | 近接性評価割引に係る社内取引収益の算定における適用単価誤り                                                                                                                                                                                                                       | 社内取引収益(近接性評価割引相当額取引収益)の算定において、近接性評価割引対象電力に準じて算定する単価は託送供給等約款に記載の単価(税込)とし、当該項目の税込金額を算定したうえで消費税率を割り戻すべきところ、託送供給等約款に記載の単価(税込)に対して消費税率を割り戻した税抜単価を適用し算定していた。                                                                                                  | 託送供給等約款に基づき、適正な計算を行うべきである。                                                                                                                                                                                                                                              | 託送収支計算規則別表第13. (1)①イ                                                            |      |
| 26    | 同上      | 超過利用計算書のうち想定原価と実績費用の差額(超過)の計算額                                                                                                                                                                                                                      | 託送供給等収支計算書様式第1表超過利用計算書のうち想定原価と実績費用の差額(超過)の計算額において、実績費用(控除収益)の内訳である越え電灯料及び電力料について、基準託送供給料相当額を控除せずに計算していた。                                                                                                                                                | 実績費用の控除収益の計算において、実績費用(控除収益)の内訳である越え電灯料及び電力料より基準託送供給料相当額を控除し、適正な計算を行うべきである。                                                                                                                                                                                              | 託送収支計算規則別表第13. 様式第1表第5表                                                         |      |
| 27    | 同上      | インバランス計算に伴い計上される収益・費用のイコールフットの取扱いの不徹底                                                                                                                                                                                                               | インバランス計算に伴い計上される収益・費用を算定する際に使用する30分間ごとの余剰・不足インバランス量を算定する際、社外取引分は相殺している一方、社内取引分は相殺していないため、イコールフットが取れた計算結果となっていた。(社外取引分は社内取引分に比べて相殺により圧縮された量で計算されていた)                                                                                                     | 社内取引収益及び社内取引費用の計算において、イコールフットの取扱いの計算を行うことは、これまでの制度設計や制度変更における大前提で議論されてきた論点であり、託送収支計算規則別表第13. (1) (2)の趣旨に鑑みても、社内取引分・社外取引分いずれも同一の算定方法でインバランス量を算定し、イコールフットの取扱いの計算結果とすべきである。                                                                                                | 託送収支計算規則別表第13. (1) (2)                                                          |      |
| 28    | 同上      | 一般管理費の割合に使用する「標準原価比」の適用に係る事業者届出基準の提出漏れ                                                                                                                                                                                                              | 電気事業託送供給等収支計算規則 別表第3に基づき、原則として一般管理費の活動原価基準には固定資産の「標準原価」を用いるべきところ、事業者は償却標準原価(電気事業会計規則上の標準原価)から工事費負担金を控除した額を機械的に使用している。しかし、省令と異なる基準を使用することによって、当年度において事業者届出基準の届け出を失効していた。                                                                                 | 電気事業託送供給等収支計算規則第2条第2項に基づき、適正に事業者届出基準の届け出を行うべきである。                                                                                                                                                                                                                       | 電気事業託送供給等収支計算規則第2条第2項                                                           |      |
| 29    | 同上      | 基準託送供給料金等相当額取引収益の算定における適用単価誤り                                                                                                                                                                                                                       | 基準託送供給料金等相当額取引収益(低圧分)の算定において、実績電力量に準じて算定する単価は託送供給等約款に記載の単価(税込)とし、当該項目の税込金額を算定したうえで消費税率を割り戻すべきところ、託送供給等約款に記載の単価(税込)に対して消費税率を割り戻した税抜単価を適用し算定していた。                                                                                                         | 託送供給等約款に基づき、適正な計算を行うべきである。                                                                                                                                                                                                                                              | 託送収支計算規則別表第13. (1)①イ                                                            |      |

| 平成29年度電気事業監査結果(本省及び経済産業局) |                  |                                        |                                                                                                                                                                     |                                                                    |                                |
|---------------------------|------------------|----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| No.                       | 監査項目             | 件名                                     | 概要                                                                                                                                                                  |                                                                    | 根拠規定                           |
|                           |                  |                                        | 発見された事実                                                                                                                                                             | 指導内容                                                               |                                |
| 30                        | 託送供給等<br>収支      | 系離率計算書の一部記載<br>漏れ                      | 託送供給等収支計算書様式第1第9表系離率計算書の1系離率(補正前)の表下部では、想定<br>原価及び想定需要量、実績原価及び実績需要量を集計している期間を記載することが求められ<br>ているところ、これに相当する情報に記載されていないかった。                                           | 省々にて規定される情報(想定原価及び想定需要量、実績原価及び実績需要<br>量を集計している期間)を記載すべきである。        | 託送収支計算規則別表第1<br>1.2. 様式第1 第9表1 |
| 31                        | 同上               | 系離率計算書の気温補正<br>計算誤り                    | 託送供給等収支計算書様式第1第9表系離率計算書にて気温補正を行う際に、平成28年度制<br>度変更後から新たに託送需要として認識されたいわゆる「新需要」(建設用・事業用電力、停止中<br>所内電力、揚水ロス分)を気温補正の対象とすべきところ、計算上これを加味していなかったた<br>め、実態に即していない計算結果となっている。 | 気温補正の対象とすべき需要を加味したうえで、適正な計算を行うべきである。                               | 託送収支計算規則別表第1<br>1.2. 様式第1 第9表2 |
| 32                        | 同上               | インバランスに係る社内取<br>引収益・費用の計算誤り            | インバランスに係る社内取引収益・費用は、電気関係報告規則第2条に基づき事業者が当委員<br>会に毎月報告している台帳簿記載のインバランス実績のデータ(様式第11第4表)を基に算定<br>しているが、当該報告値を誤っていたことによる計算誤りが確認された。                                      | 正しいインバランス実績のデータに基づき、適正な計算を行うべきである。                                 | 託送収支計算規則別表第1<br>3.             |
| 33                        | 同上               | 消耗品費用(社内取引費<br>用)の一部計上漏れ               | 消耗品費用を算定する際の諸元となるネットワーク事業用電力量のうち、低圧の定額制供給及び<br>従量制供給に係る電力量を集計していたことにより、消耗品費用が過少計上となっていた。                                                                            | 集計漏れとなった電力量を加味したうえで、消耗品費用計上額の適正な計算を<br>行うべきである。                    | 託送収支計算規則別表第1<br>3. (2)④        |
| 34                        | 同上               | インバランス収支計算書<br>等の「営業収益」の記載誤<br>り       | 託送供給等収支計算書様式第1第1表インバランス収支計算書等の営業収益の記載におい<br>て、託送収益の外数である社内取引収益を託送収益の内数として記載していた。                                                                                    | 営業収益の記載において、社内取引収益を託送収益の外数として記載すべきで<br>ある。                         | 託送収支計算規則別表第1<br>1.4. 様式第1 第11表 |
| 35                        | 同上               | 固定資産増減表の業務設<br>備「土地」欄の計上誤り             | 土地は償却性資産項目ではないにも関わらず、託送供給等収支計算書様式第1第4表固定資産<br>増減表の業務設備「土地」欄に、「減価償却累計額」及び「減価償却累計額増減額」が誤って計<br>上されていた。また、これにより、業務設備「土地」欄の増減簿価額増減及び期末帳簿価額増<br>減が高が正しく計上されていないかった。      | 業務設備「土地」欄に計上されている金額を、適正な計上額に修正すべきであ<br>る。                          | 託送収支計算規則別表第1<br>7. 様式第1 第4表    |
| 36                        | 同上               | 経通利用計算書の「うち<br>想定原価と実績費用の系離<br>額」の計算誤り | 託送供給等収支計算書様式第1第5表経通利用計算書の「うち想定原価と実績費用の系離額」<br>のうち、実績費用の控除収益の算定において、燃料費調整額及びインバランス供給に係る収益<br>(他社分)を補正せずに計算していた。                                                      | 実績費用の控除収益の計算において、燃料費調整額及びインバランス供給<br>に係る収益(他社分)を補正し、適正な計算を行うべきである。 | 託送収支計算規則別表第1<br>8. 様式第1 第5表    |
| 37～42                     | 同上               | 合理的でない近接性評価<br>引額(自社分)の算定              | 自社の近接性評価引額について、託送供給等約款を基に算定すべきところ、近接性評価引<br>電力量に卸電力取引所への卸電力量、零時パッケージに係る電力量、相対取引(卸)分の電<br>力量及び余剰インバランス電力量が含まれており、合理的な算定となっていなかった(各事業者)。                              | 託送供給等約款の合理的な解釈の範囲内で、適正な計算を行うべきである。                                 | 託送収支計算規則別表第1<br>3. (1)①イ       |
| 43～45                     | 託送供給等に<br>伴う禁止行為 | 工事費負担金の精算手続<br>遅れ                      | 工事完了後の工事費負担金精算について、託送供給等約款上「工事完了後すみやかに精算す<br>るもの」とされているところ、精算処理に相当程度の期間を要していたものがあった(各事業者)。                                                                          | 託送供給約款や社内規程等に基づき適正な処理を実施すべきである。                                    | 電気事業法18条第2項、<br>託送供給等約款        |

また、平成29年度の監査結果のうち、電力の適正な取引の確保に必要な事項として報告すべき事項として、以下の報告を行った。

#### <一般送配電事業者の建設仮勘定の会計整理について(良好事例)>

一般送配電事業者の建設仮勘定のうち、先行取得資産(※)は他の資産とは異なり、各社の事業環境や土地整備計画等の外的要因によって工事計画の変更や稼働開始日の延期が生じやすく、竣工後稼働開始までに5年以上の長期間を要する場合がある。

先行取得資産に対して、各社は他の建設仮勘定と同様に「固定資産の減損に関する会計基準」(企業会計審議会)にもとづく減損処理を行い、また物理的減耗を評価損計上を行うことにより、先行取得資産の残高が累積的に増加しないよう会計整理を行っている。

とりわけ東京電力パワーグリッド株式会社、関西電力株式会社及び中部電力株式会社は、未稼働の期間が一定期間以上経過している場合や、将来の一定期間以内に使用が見込まれない先行取得資産について、減損の兆候があるものと個別に判定し、費用や損失をより早めに計上する考え方を減損判定ルールに反映し、減損損失を計上している。この減損判定ルールは、先行取得資産に対するより望ましい会計整理の方法と考えられる。

先行取得資産は、長期需要計画にもとづき取得する電気事業に必要な資産であり、今後も恒常的に発生することが想定されている。その一方で、長期需要計画の大幅な変更や、先行取得資産の稼働開始予定時期が著しく延期するリスクも想定される。

先行取得資産の保有期間が5年超の長期にわたるなど、将来の一定期間以内に使用が見込まれないことが想定される場合には、上記の良好事例にならい、費用や損失をより早めに計上する考え方を減損判定ルールに反映することが望ましい。

(※) 建設仮勘定のうち、既に完成または竣工した設備等の固定資産で未稼働のものをいう。

## 第2章 電力市場の更なる効率化、競争促進のための取組

### 第1 電力市場での競争促進策の検討

電力市場及びガス市場における競争を促進することによって、需要家の利益を最大化し、電気事業及びガス事業の健全な発達を図る観点から、これらの市場の競争促進策（競争評価、卸取引、小売取引のあり方等）を検討する必要がある。

このため、委員会事務局長の私的懇談会として、平成29年10月より競争的な電力・ガス市場研究会（以下「競争研」という。）を設置し、電力システム改革の趣旨を踏まえて、より一層競争を促進していくため、電力市場における競争促進策の検討を行った。

具体的には、（1）電力事業における市場の画定の理論的整理を行ったうえで、（2）小売電力市場と（3）卸電力市場について、それぞれの競争政策上の課題の検討を行った。加えて、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第16条の規定による経過措置料金規制について、平成31年4月より「指定旧供給区域」の指定の可否の判断が可能となることから、（4）電気の経過措置料金の解除基準についても、理論的見地から検討を行い、中間論点整理を取りまとめた。以下にその概要を記している。

#### （1）電力事業における市場の画定の理論的整理

市場画定の理論的、実務的な目的・位置づけ等については、独禁法においても多くの議論があるが、客観的、論理的な議論を進める上で有用である。事業法の観点からも、独禁法における市場画定の考え方を踏まえて、市場支配的事業者の行為等によってどのような市場で競争に歪みが生じる可能性があるかを検討し、必要な措置を検討することが有益である。

競争研における議論では、電力事業における市場画定として、需要家にとっての代替性と供給者の供給する電力供給の特性（価格体系、関連サービスの有無等）を基礎として、小売電力市場と卸電力市場のそれぞれについて、地理的範囲と商品範囲について市場画定をどのように考えるべきか、基本となる考え方の整理を行った。

#### （2）小売電力市場における競争政策上の課題

小売電力市場における競争政策の課題として、以下の3点について検討を行った。

#### ①電力市場における差別対価・マージンスクイーズ

一部地域の旧一般電気事業者が、新電力にスイッチングしようとする顧客や公共入札を行う顧客など特定の顧客に対し、非常に安い価格（託送費を除き5円～8円/kWhとの報告もあり、機会費用を下回る可能性がある。）で小売供給を提案する事例や、旧一般電気事業者が顧客に対する営業活動の際、「必ず、新電力より安い小売価格とする。」といった（新電力の実際の提案価格をそもそも考慮しない）最低価格保証ないし実質的に類似する効果を持つ営業活動を行う事例等があるとの指摘があった。これについては、不当な参入阻止戦略ないし、市場閉鎖をもたらす戦略として、典型的なものではないかとの指摘があり、今後、対応が検討される必要があるとの整理を行った。

また、電源アクセスに関するイコール・フットィングが確保されていない状況において、旧一般電気事業者が、合理的な価格で卸供給を行わない一方で、新電力にスイッチングしようとしている顧客など

特定の顧客に対してのみ、差別的に、調達可能価格以下の水準による小売供給（以下「差別的廉売」という）を提案し、又は実施することは、競争を歪める可能性が高い。このようなケースを主に念頭に置きつつ、旧一般電気事業者が差別的廉売を行う場合における適切な規制を現行事業法のガイドライン等において行うことが検討される必要があるとの整理を行った。

## ②セット割引

旧一般電気事業者又は旧一般ガス事業者が、電力とガスをセットで購入する顧客に対してのみ、電力又はガス料金について、大幅な割引を提供する事例があるとの指摘がある。一般論としては、セット割引は、競争政策の観点から、通常は、特に問題となるものではないが、例えば、旧一般電気事業者が、電力とガスをセットで購入する顧客についてのみ、電力料金を大幅に割り引くことによって、ガス事業者の事業運営を困難にする可能性がある。（単品購入では割り引かず）セット購入の場合にのみ、あえて、そのような大幅な割引を行うことについて、正当な理由が存在しないときは、旧一般電気事業者又は旧一般ガス事業者が市場支配力を利用して競争者を排除しようとする不当な行為になりうるものとして、競争政策の観点からの規制が検討される必要があるとの整理を行った。

## ③部分供給

旧一般電気事業者が顧客に対して、全量供給（＝部分供給の廃止）を条件として割引を行う行為は、電源アクセスに関するイコルフットィングが確保されていない現状においては、新電力が対抗することを困難にして、部分供給を制度として設けた趣旨を損ない、問題となりうる。また、そもそも、自社とのみ取引を行うことを条件として、割引を供与することは、それが新電力の事業を困難とする恐れがある場合には、独占禁止法上も排他条件付取引として違法なものとなり得るとの指摘があった。

一方で、部分供給については、そもそも本来の制度趣旨に立ち返って、部分供給の現在の在り方と本来あるべき姿について議論が必要との指摘もあった。

### （３）卸電力市場における競争政策上の課題

沖縄以外の地域については、卸電力取引所における取引量増大によって、市場閉鎖が生じるリスクはある程度減少している。ただし、取引所の価格変動が大きく、特に、ピーク時には、安定的な調達が困難になり、垂直統合事業者の小売部門と比べれば、不利な状況になりうることから、今後も流動性向上に努める必要がある。加えて、発電能力が偏在し、かつ、市場分断も頻発する状況においては、諸外国と比べても、取引所市場における価格操作のリスク可能性が存在することに注意する必要があり、適切な監視が必要である。

この点については、ベースロード市場の創設によって、旧一般電気事業者と新電力の間における電源アクセスのイコルフットィングが改善することが期待されるが、仮に、改善が不十分と判断される状況であれば、ベースロード市場の仕組みのさらなる改善等が検討される必要がある。

また、電源開発株式会社の電源は、我が国の発電能力の１０％弱を占めており、その多くは可変費の安い石炭又は水力発電所であって、小売電気事業者の競争上も重要な位置づけを占めている。これらの電源のうち小売全面自由化以前に稼働したものについては、旧一般電気事業者との間で長期間にわたる基本契約が維持されているが、仮に当該基本契約による拘束が継続することで、（場合によっては、他の基本契約の継続等とあいまって、累積的に）新電力との競争環境を歪める場合には、競争政策の観点か

ら、切り出しその他新電力が電発電源を利用しうる方策について検討が必要となる。

なお、当該対応の要否の検討にあたっては、新電力が小売市場（その部分市場を含む）における公正な競争を行うために必要となる取引所内外からの用途に応じた電源調達の可能性等を踏まえた競争条件のイコルフットイングが図られることが重要であり、例えば、今後創設されるベースロード市場において旧一般電気事業者や電源開発が電気を供出する際の対応（適切な価格による売入札が行われるか等）が適切なものとなっているか否かなどが判断の要素となるものと考えられる。

#### （４）電気の経過措置料金の解除基準案

電気の経過措置料金については、平成２８年４月に電力の小売全面自由化を実施した際、低圧（家庭用等）には、経過措置として旧一般電気事業者の規制料金（「経過措置料金」）も存続させたが、経過措置は、自由料金の事実上の上限として機能しているところ、供給区域ごとに競争状態を見極め、平成３２年４月（送配電分離）以降、解除していく仕組みとなっている。

経過措置の解除にあたっては、各地域で「規制なき独占」となって不当な値上げが生じることのないよう、競争状況を十分見極めた慎重な検討が必要であり、競争研における議論においては、①消費者等の状況、②十分な競争圧力の存在、③競争の持続的確保を総合的に判断する必要があるとし、下図のとおり具体的な解除基準案を取りまとめた。

なお、実効的な事後監視や、三段階料金に関し、「原価以下の供給の義務付けは競争を歪める」「大家族が相対的に負担大」「省エネに資する代替的な取組が必要」といった意見も挙げられた。

#### 中間論点整理における経過措置料金の解除基準案（概要）

| 検討項目(全ての項目を総合的に検討) |           | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--------------------|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 消費者等の状況            | 消費者等の状況   | ◆電気のスイッチングについて、消費者等がどの程度の関心を持つか。将来的にどのように推移するか。<br>○現在の消費者の関心（認識可能な事業者数）<br>○現在の消費者の満足度（スイッチング実施・非実施の理由）<br>○スイッチング率（事業者内、事業者間）<br>○スイッチングによる支払額の変化等に関する予測可能性<br>○その他スイッチング率が上下すると考えられる要因の有無                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                    |           | ◆旧一般電気事業者の低圧部門の料金値上げに対する競争圧力が十分に存在する蓋然性があるか。<br>(B、Cは必須事項。A、Dは付加的事項)<br>A 旧一般電気事業者の地位による競争圧力への影響<br>(シェアやブランド等によって非常に有力であるため競争圧力が機能しない可能性の有無)<br>B 有力※１で独立した競争者が複数存在すること※２、３<br>※１ 例えば、各供給地域を主たる事業拠点として低圧事業を行う小売事業者について、当該供給地域の低圧市場におけるシェアが５％を上回っているなど、当該地域において継続的に事業を行う事業能力<br>※２ 供給区域内における状況のばらつきにも配慮する必要がある。<br>※３ 例外的な場合を除き、競争者は現に複数存在する又は近い将来に存在する見通しが具体的に存在することが基本となる。<br>C 当該地域において競争者が利用可能な十分な供給余力が存在すること<br>D その他（都市ガス事業又はLPガス事業からの競争圧力の程度等） |
|                    |           | ◆市場構造を踏まえ、実際に、競争圧力が顕在化しているか。<br>○新規参入者の参入状況および退出状況<br>○競争者を含め、自由料金の動向・協調行動の有無                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 競争の持続的確保           | 競争基盤の構築状況 | ◆スイッチングを促進する上での競争基盤は十分に構築されているか。<br>○スマートメーターの普及度合（対低圧契約口数比） ○スイッチングの容易性(手続、期間) 等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                    | 競争的環境の持続性 | ◆競争的環境は継続的に確保されるか。<br>○電源アクセスに関するイコルフットイングが確保されていれば、特段の事情がない限り、競争圧力の持続性は継続する可能性がある。<br>○そうでなければ、市場支配的事業者等による内部補助等による競争歪曲の懸念を解消するため必要な措置を検討する必要。                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |

※ 客観的な判断に資するため、経済モデルを参考とする。また、検討にあたっては、消費者等の理解を得るための取組が重要。

## 第2 卸電力取引の活性化

電力システム改革の目的である小売電気事業者間の競争を通じた安定的かつ安価な電力供給を実現するためには、小売電気事業者が小売供給に必要な電源を市場から調達できるだけの卸電力市場の活性化が不可欠となっている。このため、制度設計専門会合では、卸電力市場の活性化に向けた取組などについての議論を行っている。

具体的には、制度設計専門会合において、①旧一般電気事業者による自主的取組の改善、②グロスビディングによるスポット市場活性化策の検討、③先渡市場や時間前市場の活性化策の検討などを実施している。

まず、①旧一般電気事業者による自主的取組の改善については、「電力システム改革専門委員会報告書」（平成25年2月）において、旧一般電気事業者は必要な予備力を除く余剰電力を限界費用ベースで全量市場へ供出する旨の整理が行われているところ、旧一般電気事業者へのヒアリングなどを通じ、小売部門の予備力削減や入札制約の合理化などの改善を提案することで、自主的取組の更なる改善を推進し、卸電力市場の流動性の向上を実現した。また、旧一般電気事業者が電源開発株式会社の保有する電源（以下「電発電源」とする。）と長期相対契約を締結している現状を踏まえ、契約内容の分析やヒアリングなどを通じ、電発電源の更なる切出しを実現した。

次に、②グロスビディングによるスポット市場活性化策については、諸外国における卸電力市場の活性化策も踏まえつつ、卸電力市場の流動性向上や価格指標性の向上、社内取引価格の透明性向上などを目的として、旧一般電気事業者の社内取引の一部又は全部について、必要量の買戻しを前提に取引所を介して売買するグロスビディングの導入に向けた取組を実施した。委員会においては、第28回制度設計専門会合（平成30年3月29日）において、旧一般電気事業者9社のグロスビディングの取組状況を分析し、その取組は着実に進展しており、当初の目的を一定程度果たしていることを確認した。今後、制度設計専門会合において継続的にモニタリングし、より効果的な実施方法やその他改善策等についても分析・検討を行うことを予定している。

また、③先渡市場の活性化策については、①中長期的な電源確保、②取引所の価格固定、③発電設備の最大限活用などの先渡市場に期待される役割を十分に担うことができる市場へ変革するため、制度設計専門会合において先渡市場の課題や改善策等について議論を行った。市場範囲を全国1つから、東日本・西日本の2エリアにするなどの改善策を平成30年8月から実施することとした。また、時間前市場については、市場の厚みに対する信頼性の確保、取引利便性の向上、F I Tインバランス特例制度の見直し等その他制度への対応といった観点からの取引の円滑化や活性化策について論点整理を行った。今後、事業者へのアンケート等を行い、更に検討課題を深掘りしていくこととした。

その他、沖縄地域における卸電力市場の活性化策の検討などを実施した。

### 第3 効率性向上のための送配電網の維持・運用費用の負担の在り方

制度設計専門会合では、平成27年秋以降、効率性向上のための送配電網の維持・運用費用の負担の在り方について、電力システム改革の進展など電力市場を取り巻く環境変化を踏まえ、検討を進めてきた。平成28年7月の第9回制度設計専門会合において、それまでの検討内容を踏まえ、論点整理を行った。具体的には、①発電事業者の負担の在り方、②小売事業者の負担の在り方、③ネットワーク利用の効率化の推進、と論点を大きく3つに分け、また、それらは相互に深く関連することから、今後、一体として、引き続き関係者の意見も聴きながら検討を深めていくこととした。

平成28年9月、上記の各論点について検討を深めるため、制度設計専門会合の下に送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ワーキング・グループ（座長：横山明彦 東京大学大学院新領域創成科学研究科 教授）が設置され、平成29年6月、第6回会合において、今後の検討課題について示した「検討すべき論点」を公表した。その後、平成30年6月、全12回にわたる議論の結果を中間とりまとめとして公表するとともに、その内容を踏まえた今後の託送料金制度の見直しについて、経済産業大臣に対して建議を行った。

中間とりまとめにおいては、人口減少や省エネルギーの進展等による電力需要の伸び悩み、再生可能エネルギーの導入拡大等による系統連系ニーズの拡大、送配電設備の高経年化に伴う修繕・取替等の増大など、電力システムを取り巻く環境変化に対応しつつ、託送料金を最大限抑制しつつ必要な投資を確保すべく、①送配電設備を利用する者の受益や送配電関連費用に与える影響に応じた公平、適切な費用負担の実現、②一般送配電事業者だけでなく、送配電設備の利用者である発電側・需要側両方に対して合理的なインセンティブが働く制度設計、といった2点を基本的な視座として、以下の4点を柱とする制度見直しの方向性を示している。

#### i) 発電側基本料金の導入

- ・ 現行の託送料金原価の範囲を変えないことを前提に、従来、小売電気事業者側（需要側）にのみ負担を求めていた託送料金の一部について、その受益に応じて発電側にも負担を求めること

#### ii) 送配電関連設備への投資効率化や送電ロス削減に向けたインセンティブ設計

- ・ 需要地近郊や既に送配電網が手厚く整備されている地域など、送配電網の追加増強コストが小さい地域の電源について発電側基本料金の負担額を軽減すること

#### iii) 電力需要の動向に応じた適切な固定費の回収方法

- ・ 送配電関連費用のうち固定費に関する部分については、原則として基本料金で回収する方向で託送料金を見直すこと

#### iv) 送電ロスの補填に係る効率性と透明性の向上

- ・ 一般送配電事業者に送電ロスに係る情報の公表、送電ロスの削減に向けた取組を促すとともに、送電ロスの調達・補填主体を小売電気事業者から一般送配電事業者へ移行することを基本として検討を深めること

発電側基本料金の導入を軸とする制度見直しについては、平成32年以降できるだけ早い時期を目途に導入することを目指して、今後、制度の詳細について検討を深めていくこととしている。

## 第4 一般送配電事業者による調達力の公募調達

平成28年4月1日に、電力小売全面自由化や新たなライセンス制の導入を定めた第2弾改正法が施行され、これまで旧一般電気事業者（以下、本項において「旧一電」という。）が自社の発電設備を用いて行ってきた、系統全体の周波数維持などの高品質な電力供給を確保する業務であるアンシラリーサービスは、一般送配電事業者が担うこととなった。また、一般送配電事業者は、アンシラリーサービスの実施に必要な電源などを調整力として発電事業者などから調達するとともに、その調整力の確保に必要なコストは託送料金で回収される仕組みとなった。この仕組みにより、発電事業者などによる競争が進み、多様な発電事業者などの参画による調達が可能な調整力の量の増大や、質の向上、一般送配電事業者による更なる効率的な調整力の活用が期待されている。

この仕組みは、一般送配電事業者による調整力の調達が公平性・透明性を確保した上で行われることを前提として機能するものであることから、平成28年度から行われている一般送配電事業者による調整力の調達は、原則として、公募などの公平性かつ透明性が確保された手続により実施する必要があるが、その手続の具体的な内容は各一般送配電事業者に委ねられていた。

このため、事前に一般送配電事業者による適切な調整力の調達の在り方について基本的な考え方を示し、調整力の公募調達が公平性・透明性を確保した形で円滑に開始できるよう、委員会の下に設置した制度設計専門会合において、公募調達の公平性・透明性を担保するための考え方、望ましいと考える公募調達の実施方法などをその内容とする「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」を取りまとめ、平成28年9月26日に委員会として経済産業大臣に対して建議を行った。

その後、本建議を踏まえ、経済産業大臣により、「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」（以下「公募ガイドライン」という。）が制定され、一般送配電事業者は当該考え方に基づき、調整力の公募調達を実施している。

### ＜「公募ガイドライン」の主な内容＞

- ・ 公募調達の実施に当たり、一般送配電事業者が説明すべき事項、契約期間、費用精算などの主な契約条件、落札の評価などの考え方
- ・ 公募調達についての意見募集や公募調達の実施後における契約金額などの開示の考え方
- ・ 公募調達の実施後に行う監視の在り方

## 1. 公募調達の実施、結果概要

平成30年度向けの公募調達に当たって、各一般送配電事業者が設定した調整力の区分ごとの主な要件は以下のとおりであった。

【調整力の区分ごとの主な要件】

|       | 周波数制御用                                                                               | 需給バランス調整用                                                                                            |                                                                                                     |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 電源 I  | <b>【Ⅰ-a】</b><br>・発動時間：5分以内<br>・周波数制御機能（GF・LFC）あり<br>・専用線オンラインで指令・制御可<br>・最低容量：1万kW ※ | <b>【Ⅰ-b】</b><br>・発動時間：15分以内<br>・周波数制御機能（GF・LFC）なし<br>・専用線オンラインで指令・制御可<br>・最低容量：1万kW ※                | <b>【Ⅰ'】</b><br>・発動時間：3時間以内<br>・周波数制御機能（GF・LFC）なし<br>・簡易指令システムで指令（予定）（経過措置：オフライン）<br>・最低容量：0.1万kW    |
| 電源 II | <b>【Ⅱ-a】</b><br>・発動時間：5分以内<br>・周波数制御機能（GF・LFC）あり<br>・専用線オンラインで指令・制御可<br>・最低容量：1万kW ※ | <b>【Ⅱ-b】&lt;当年度から追加&gt;</b><br>・発動時間：15分以内<br>・周波数制御機能（GF・LFC）なし<br>・専用線オンラインで指令・制御可<br>・最低容量：1万kW ※ | <b>【Ⅱ'】&lt;当年度から追加&gt;</b><br>・発動時間：1時間未満<br>・周波数制御機能（GF・LFC）なし<br>・簡易指令システムで指令（予定）<br>・最低容量：1万kW ※ |

※最低容量は各社の系統状況に応じて設定

各一般送配電事業者による公募の結果、電源Ⅰ-aについては、前回と同様、旧一電（発電・小売部門）以外からの応札はなかった。電源Ⅰ-bについては、今回初めて旧一電（発電・小売部門）以外の事業者による落札があった。しかしながら、その量は限定的なものであった（旧一電（発電・小売部門）以外の事業者による電源Ⅰ-b落札容量の比率1.2%（昨年度はなし））。落札電源の平均価格（kW 価格）は、多くのエリアで前年度より低下し、全国平均も下落した。特に、九州エリアにおいては、最高価格が大きく下落した（全国平均価格 Ⅰ-a：11,254→10,971 円/kW、Ⅰ-b：12,111→11,346 円/kW）。

電源Ⅰ'については、旧一電（発電・小売部門）以外の事業者からの応札容量が前年度より2割以上増加した。落札容量は前年度より3割以上増加し、全体の約3割となった。デマンドリスポンス（DR）を活用したものは、応札、落札ともに、前年度から微増し、96万kWが落札され、全体の約7割を占めた（契約総額は約35億円）。落札電源の平均契約価格（kW 価格）は前年度と比較し、全国平均でやや下落した。

当年度より、電源Ⅱ（Ⅱ-a）に新たに2つの区分（電源Ⅱ-b、Ⅱ'）が追加された。電源Ⅱ-bについては、旧一電（発電・小売部門）以外の事業者から1件応募があった。電源Ⅱ'については、応募がなかった。電源Ⅱ全体では、前回と同様、応募事業者の大半が旧一電（発電・小売部門）であった。旧一電（発電・小売部門）以外の事業者から前回は応募のなかったエリアのうち、関西エリアでは1件応募があったが（電源Ⅱ-b）、中国、四国、九州エリアについては、今回も旧一電（発電・小売部門）以外からの応募はなかった。

【平成30年度向け公募結果】

電源 I

応札容量・落札容量 (万 kW)

平均価格 (円/kW)

|           |       | 前年度     | 当年度            | 増減    |
|-----------|-------|---------|----------------|-------|
| 電源<br>I-a | 募集容量  | 1,022.8 | <b>1,004.5</b> | ▲18.3 |
|           | 応札容量  | 1,048.3 | <b>1,081.9</b> | 33.6  |
|           | 旧一電以外 | —       | —              | —     |
|           | 落札容量  | 1,025.8 | <b>1,008.9</b> | ▲16.9 |
|           | 旧一電以外 | —       | —              | —     |
| 電源<br>I-b | 募集容量  | 113.2   | <b>123.7</b>   | 10.5  |
|           | 応札容量  | 114.0   | <b>158.8</b>   | 44.8  |
|           | 旧一電以外 | 1.0     | <b>1.4</b>     | 0.4   |
|           | 落札容量  | 110.5   | <b>120.8</b>   | 10.3  |
|           | 旧一電以外 | —       | <b>1.4</b>     | 1.4   |
| 合計        | 募集容量  | 1,136.0 | <b>1,128.2</b> | ▲7.8  |
|           | 応札容量  | 1,162.3 | <b>1,240.7</b> | 78.4  |
|           | 旧一電以外 | 1.0     | <b>1.4</b>     | 0.4   |
|           | 落札容量  | 1,136.3 | <b>1,129.8</b> | ▲6.5  |
|           | 旧一電以外 | —       | <b>1.4</b>     | 1.4   |

|           | 前年度    | 当年度           | 増減   |
|-----------|--------|---------------|------|
| 電源<br>I-a | 11,254 | <b>10,971</b> | ▲283 |
| 電源<br>I-b | 12,111 | <b>11,346</b> | ▲765 |
| 合計        | 11,337 | <b>11,012</b> | ▲326 |

| 容量: 万kW<br>価格: 円/kW |       | 北海道    |               |        | 東北     |               |         | 東京     |               |        | 中部     |               |         | 北陸     |               |        |
|---------------------|-------|--------|---------------|--------|--------|---------------|---------|--------|---------------|--------|--------|---------------|---------|--------|---------------|--------|
|                     |       | 前年度    | 当年度           | 増減     | 前年度    | 当年度           | 増減      | 前年度    | 当年度           | 増減     | 前年度    | 当年度           | 増減      | 前年度    | 当年度           | 増減     |
| 電源<br>I-a           | 募集容量  | 36.0   | <b>36.0</b>   | —      | 95.7   | <b>93.9</b>   | ▲1.8    | 321.0  | <b>320.0</b>  | ▲1.0   | 160.7  | <b>156.3</b>  | ▲4.4    | 33.0   | <b>33.0</b>   | —      |
|                     | 応札容量  | 54.3   | <b>57.1</b>   | 2.8    | 97.4   | <b>96.9</b>   | ▲0.5    | 326.2  | <b>373.0</b>  | 46.8   | 160.7  | <b>156.3</b>  | ▲4.4    | 33.0   | <b>33.0</b>   | —      |
|                     | 落札容量  | 36.0   | <b>36.0</b>   | —      | 95.7   | <b>93.9</b>   | ▲1.8    | 323.7  | <b>324.3</b>  | 0.6    | 160.7  | <b>156.3</b>  | ▲4.4    | 33.0   | <b>33.0</b>   | —      |
|                     | ※最高価格 | 37,862 | <b>37,075</b> | ▲787   | 40,911 | <b>30,911</b> | ▲10,000 | 15,171 | <b>14,842</b> | ▲329   | 11,696 | <b>11,885</b> | 189     | 21,461 | <b>22,376</b> | 915    |
|                     | ※平均価格 | 25,047 | <b>23,441</b> | ▲1,606 | 11,531 | <b>10,913</b> | ▲618    | 14,575 | <b>13,874</b> | ▲701   | 9,260  | <b>9,521</b>  | 261     | 15,359 | <b>14,944</b> | ▲415   |
| 電源<br>I-b           | 募集容量  | 募集無し   |               |        | 募集無し   |               |         | 47.0   | <b>53.0</b>   | 6.0    | 9.7    | <b>14.7</b>   | 5.0     | 2.0    | <b>2.0</b>    | —      |
|                     | 応札容量  |        |               |        |        |               |         | 47.8   | <b>86.7</b>   | 38.9   | 9.7    | <b>14.7</b>   | 5.0     | 2.0    | <b>2.0</b>    | —      |
|                     | 落札容量  |        |               |        |        |               |         | 44.3   | <b>48.7</b>   | 4.4    | 9.7    | <b>14.7</b>   | 5.0     | 2.0    | <b>2.0</b>    | —      |
|                     | ※最高価格 |        |               |        |        |               |         | 15,171 | <b>14,842</b> | ▲329   | 5,165  | <b>4,079</b>  | ▲1,086  | 18,317 | <b>22,376</b> | 4,059  |
|                     | ※平均価格 |        |               |        |        |               |         | 15,171 | <b>14,842</b> | ▲329   | 5,165  | <b>4,079</b>  | ▲1,086  | 18,317 | <b>22,376</b> | 4,059  |
|                     |       | 関西     |               |        | 中国     |               |         | 四国     |               |        | 九州     |               |         | 沖縄     |               |        |
|                     |       | 前年度    | 当年度           | 増減     | 前年度    | 当年度           | 増減      | 前年度    | 当年度           | 増減     | 前年度    | 当年度           | 増減      | 前年度    | 当年度           | 増減     |
| 電源<br>I-a           | 募集容量  | 159.0  | <b>152.0</b>  | ▲7.0   | 74.5   | <b>73.5</b>   | ▲1.0    | 31.2   | <b>31.7</b>   | 0.5    | 106.0  | <b>102.4</b>  | ▲3.6    | 5.7    | <b>5.7</b>    | —      |
|                     | 応札容量  | 159.3  | <b>152.2</b>  | ▲7.1   | 74.5   | <b>73.5</b>   | ▲1.0    | 31.2   | <b>31.8</b>   | 0.6    | 106.0  | <b>102.4</b>  | ▲3.6    | 5.7    | <b>5.7</b>    | —      |
|                     | 落札容量  | 159.3  | <b>152.2</b>  | ▲7.1   | 74.5   | <b>73.5</b>   | ▲1.0    | 31.2   | <b>31.7</b>   | 0.5    | 106.0  | <b>102.4</b>  | ▲3.6    | 5.7    | <b>5.7</b>    | —      |
|                     | ※最高価格 | 12,339 | <b>11,024</b> | ▲1,315 | 10,119 | <b>10,771</b> | 652     | 17,579 | <b>14,398</b> | ▲3,181 | 42,261 | <b>15,368</b> | ▲26,893 | 37,336 | <b>34,399</b> | ▲2,937 |
|                     | ※平均価格 | 9,740  | <b>9,536</b>  | ▲204   | 9,785  | <b>9,498</b>  | ▲287    | 12,328 | <b>13,247</b> | 919    | 16,291 | <b>11,680</b> | ▲4,611  | 27,878 | <b>26,304</b> | ▲1,574 |
| 電源<br>I-b           | 募集容量  | 26.0   | <b>26.0</b>   | —      | 募集無し   |               |         | 4.1    | <b>3.6</b>    | ▲0.5   | 募集無し   |               |         | 24.4   | <b>24.4</b>   | —      |
|                     | 応札容量  | 26.0   | <b>27.4</b>   | 1.4    |        |               |         | 4.1    | <b>3.6</b>    | ▲0.5   |        |               |         | 24.4   | <b>24.4</b>   | —      |
|                     | 落札容量  | 26.0   | <b>27.4</b>   | 1.4    |        |               |         | 4.1    | <b>3.6</b>    | ▲0.5   |        |               |         | 24.4   | <b>24.4</b>   | —      |
|                     | ※最高価格 | 12,331 | <b>11,018</b> | ▲1,313 |        |               |         | 17,579 | <b>8,403</b>  | ▲9,176 |        |               |         | 9,352  | <b>12,000</b> | 2,648  |
|                     | ※平均価格 | 12,319 | <b>10,940</b> | ▲1,379 |        |               |         | 17,579 | <b>8,403</b>  | ▲9,176 |        |               |         | 7,676  | <b>8,725</b>  | 1,049  |

## 電源 I'

### 応札容量・落札容量 (万 kW)

|      | 前年度 |             | 当年度       |              | 増減  |             |
|------|-----|-------------|-----------|--------------|-----|-------------|
|      | 件数  | 容量<br>(万kW) | 件数        | 容量<br>(万kW)  | 件数  | 容量<br>(万kW) |
| 募集容量 | —   | 132.7       | —         | <b>132.2</b> | —   | ▲ 0.5       |
| 応札容量 | 63  | 165.4       | <b>55</b> | <b>175.4</b> | ▲ 8 | 10.0        |
| 電源   | 6   | 54.2        | <b>7</b>  | <b>59.3</b>  | 1   | 5.1         |
| DR   | 57  | 111.2       | <b>48</b> | <b>116.1</b> | ▲ 9 | 4.9         |
| 落札容量 | 41  | 132.0       | <b>46</b> | <b>132.2</b> | 5   | 0.2         |
| 電源   | 5   | 36.2        | <b>7</b>  | <b>36.1</b>  | 2   | ▲ 0.1       |
| DR   | 36  | 95.8        | <b>39</b> | <b>96.1</b>  | 3   | 0.3         |

### 平均価格 (円/kW)

|    | 前年度   | 当年度          | 増減    |
|----|-------|--------------|-------|
| 合計 | 4,415 | <b>4,085</b> | ▲ 330 |
| 電源 | 6,165 | <b>5,210</b> | ▲ 954 |
| DR | 3,753 | <b>3,661</b> | ▲ 92  |

#### ●旧一電（発電・小売部門）以外

|      |    |      |           |             |    |      |
|------|----|------|-----------|-------------|----|------|
| 応札容量 | 43 | 40.3 | <b>46</b> | <b>50.4</b> | 3  | 10.1 |
| 落札容量 | 22 | 27.1 | <b>37</b> | <b>36.8</b> | 15 | 9.7  |

|                    | 東北            |                             |           | 東京           |                            |              | 中部           |                            |               | 関西           |                            |              | 九州           |                            |           |
|--------------------|---------------|-----------------------------|-----------|--------------|----------------------------|--------------|--------------|----------------------------|---------------|--------------|----------------------------|--------------|--------------|----------------------------|-----------|
|                    | 前年度           | 当年度                         | 増減        | 前年度          | 当年度                        | 増減           | 前年度          | 当年度                        | 増減            | 前年度          | 当年度                        | 増減           | 前年度          | 当年度                        | 増減        |
| 募集容量(万kW)          | 9.1           | <b>8.2</b>                  | ▲ 0.9     | 59.0         | <b>34.0</b>                | ▲ 25.0       | 19.2         | <b>31.2</b>                | 12.0          | 17.0         | <b>27.0</b>                | 10.0         | 28.4         | <b>31.8</b>                | 3.4       |
| 応札容量(万kW)          | 2件<br>9.3     | <b>3件</b><br><b>10.5</b>    | 1件<br>1.2 | 12件<br>67.7  | <b>12件</b><br><b>40.1</b>  | —<br>▲ 27.6  | 14件<br>20.4  | <b>3件</b><br><b>31.5</b>   | ▲ 11件<br>11.1 | 20件<br>36.6  | <b>18件</b><br><b>54.4</b>  | ▲ 2件<br>17.8 | 15件<br>31.4  | <b>19件</b><br><b>38.9</b>  | 4件<br>7.5 |
| 落札容量(万kW)          | 1件<br>7.4     | <b>3件</b><br><b>8.2</b>     | 2件<br>0.8 | 6件<br>59.9   | <b>11件</b><br><b>34.0</b>  | 5件<br>▲ 25.9 | 11件<br>19.2  | <b>3件</b><br><b>31.2</b>   | ▲ 8件<br>12.0  | 13件<br>17.0  | <b>15件</b><br><b>27.0</b>  | 2件<br>10.0   | 10件<br>28.5  | <b>14件</b><br><b>31.8</b>  | 4件<br>3.3 |
| 評価用<br>最高価格(円/kW)※ | 782           | <b>1,088</b>                |           | 4,750        | <b>5,518</b>               |              | 1,245        | <b>3,162</b>               |               | 5,900        | <b>5,106</b>               |              | 32,622       | <b>16,645</b>              |           |
| 評価用<br>平均価格(円/kW)※ | 782           | <b>1,016</b>                |           | 4,501        | <b>5,138</b>               |              | 1,196        | <b>2,279</b>               |               | 3,034        | <b>3,717</b>               |              | 8,176        | <b>6,607</b>               |           |
| 契約期間               | 7/16<br>～9/20 | <b>7/16</b><br><b>～9/20</b> |           | 4/1<br>～3/31 | <b>7/1</b><br><b>～3/31</b> |              | 7/1<br>～9/30 | <b>7/1</b><br><b>～9/30</b> |               | 4/1<br>～3/31 | <b>7/1</b><br><b>～3/31</b> |              | 4/1<br>～3/31 | <b>7/1</b><br><b>～3/31</b> |           |

※評価用最高価格、平均価格について

当年度において、電源I' の評価方法が変更されていることから、前年度との単純比較はできない点に留意が必要。

前年度：評価用kW価格

当年度：評価用kW価格＋評価用kWh価格

(a)評価用kW価格

運転継続可能時間、調整力提供可能時間数について、公募要領で求める原則的な要件に満たない場合にマイナスの評価が反映される。

(b)評価用kWh価格

上限kWh価格×想定発動回数×運転継続可能時間

|    | 想定発動回数 | 運転継続可能時間 |
|----|--------|----------|
| 東北 | 2.4回   | 4時間      |
| 東京 | 3.6回   | 3時間      |
| 中部 | 1.8回   | 2時間      |
| 関西 | 3.6回   | 3時間      |
| 九州 | 3.6回   | 4時間      |

## 電源Ⅱ

|                    | 前年度              | 当年度                            | 増減                           |
|--------------------|------------------|--------------------------------|------------------------------|
| <b>電源Ⅱ-a (万kW)</b> | 414件<br>14,252.5 | <b>402件</b><br><b>13,920.4</b> | <b>▲12件</b><br><b>▲332.1</b> |
| 旧一電以外              | 33件<br>874.6     | <b>33件</b><br><b>865.9</b>     | —<br><b>▲8.7</b>             |
| <b>電源Ⅱ-b (万kW)</b> |                  | <b>14件</b><br><b>375.2</b>     | 14件<br>375.2                 |
| 旧一電以外              |                  | <b>1件</b>                      | 1件                           |
|                    |                  | <b>1.4</b>                     | 1.4                          |
| <b>電源Ⅱ' (万kW)</b>  |                  | —                              | —                            |
| 旧一電以外              |                  | —                              | —                            |
| <b>合計 (万kW)</b>    | 414件<br>14,252.5 | <b>416件</b><br><b>14,295.6</b> | 2件<br>43.1                   |
| 旧一電以外              | 33件<br>874.6     | <b>34件</b><br><b>867.3</b>     | 1件<br><b>▲7.3</b>            |

※前年度の電源Ⅱは当年度の電源Ⅱ-a に相当

|                   | 北海道          |                            |                           | 東北             |                              |            | 東京              |                               |                            | 中部             |                              |                            | 北陸           |                            |           |
|-------------------|--------------|----------------------------|---------------------------|----------------|------------------------------|------------|-----------------|-------------------------------|----------------------------|----------------|------------------------------|----------------------------|--------------|----------------------------|-----------|
|                   | 前年度          | 当年度                        | 増減                        | 前年度            | 当年度                          | 増減         | 前年度             | 当年度                           | 増減                         | 前年度            | 当年度                          | 増減                         | 前年度          | 当年度                        | 増減        |
| <b>電源Ⅱ-a(万kW)</b> | 25件<br>459.9 | <b>24件</b><br><b>455.7</b> | <b>▲1件</b><br><b>▲4.2</b> | 25件<br>1,247.4 | <b>25件</b><br><b>1,255.5</b> | —<br>8.1   | 128件<br>4,832.9 | <b>127件</b><br><b>4,819.9</b> | <b>▲1件</b><br><b>▲13.0</b> | 60件<br>2,507.5 | <b>58件</b><br><b>2,448.7</b> | <b>▲2件</b><br><b>▲58.8</b> | 18件<br>478.6 | <b>18件</b><br><b>478.6</b> | —         |
| 旧一電以外             | 2件<br>26.3   | <b>2件</b><br><b>26.2</b>   | —<br><b>▲0.1</b>          | 5件<br>183.4    | <b>5件</b><br><b>183.4</b>    | —          | 21件<br>527.5    | <b>21件</b><br><b>518.9</b>    | —<br><b>▲8.6</b>           | 2件<br>84.2     | <b>2件</b><br><b>84.2</b>     | —                          | 1件<br>25.0   | <b>1件</b><br><b>25.0</b>   | —         |
| <b>電源Ⅱ-b(万kW)</b> |              | <b>4件</b><br><b>55.6</b>   | 4件<br>55.6                |                | <b>1件</b><br><b>87.4</b>     | 1件<br>87.4 |                 | —                             | —                          |                | <b>1件</b><br><b>57.3</b>     | 1件<br>57.3                 |              | <b>2件</b><br><b>4.7</b>    | 2件<br>4.7 |
| 旧一電以外             |              | —                          | —                         |                | —                            | —          |                 | —                             | —                          |                | —                            | —                          |              | —                          | —         |
| <b>電源Ⅱ' (万kW)</b> |              | —                          | —                         |                | —                            | —          |                 | —                             | —                          |                | —                            | —                          |              | —                          | —         |
| 旧一電以外             |              | —                          | —                         |                | —                            | —          |                 | —                             | —                          |                | —                            | —                          |              | —                          | —         |

|                   | 関西             |                              |                             | 中国           |                            |                            | 四国           |                            |    | 九州             |                              |    | 沖縄           |                            |                            |
|-------------------|----------------|------------------------------|-----------------------------|--------------|----------------------------|----------------------------|--------------|----------------------------|----|----------------|------------------------------|----|--------------|----------------------------|----------------------------|
|                   | 前年度            | 当年度                          | 増減                          | 前年度          | 当年度                        | 増減                         | 前年度          | 当年度                        | 増減 | 前年度            | 当年度                          | 増減 | 前年度          | 当年度                        | 増減                         |
| <b>電源Ⅱ-a(万kW)</b> | 46件<br>1,974.9 | <b>43件</b><br><b>1,830.8</b> | <b>▲3件</b><br><b>▲144.1</b> | 41件<br>923.6 | <b>39件</b><br><b>839.9</b> | <b>▲2件</b><br><b>▲83.7</b> | 18件<br>404.0 | <b>18件</b><br><b>404.0</b> | —  | 39件<br>1,215.2 | <b>39件</b><br><b>1,215.2</b> | —  | 14件<br>198.5 | <b>11件</b><br><b>172.1</b> | <b>▲3件</b><br><b>▲26.4</b> |
| 旧一電以外             | —              | —                            | —                           | —            | —                          | —                          | —            | —                          | —  | —              | —                            | —  | 2件<br>28.2   | <b>2件</b><br><b>28.2</b>   | —                          |
| <b>電源Ⅱ-b(万kW)</b> |                | <b>3件</b><br><b>143.8</b>    | 3件<br>143.8                 |              | —                          | —                          |              | —                          | —  |                | —                            | —  |              | <b>3件</b><br><b>26.4</b>   | 3件<br>26.4                 |
| 旧一電以外             |                | <b>1件</b><br><b>1.4</b>      | 1件<br>1.4                   |              | —                          | —                          |              | —                          | —  |                | —                            | —  |              | —                          | —                          |
| <b>電源Ⅱ' (万kW)</b> |                | —                            | —                           |              | —                          | —                          |              | —                          | —  |                | —                            | —  |              | —                          | —                          |
| 旧一電以外             |                | —                            | —                           |              | —                          | —                          |              | —                          | —  |                | —                            | —  |              | —                          | —                          |

## 2. 平成31年度向け公募に向けた改善の検討

平成31年度の公募に向け、委員会では更なる改善の必要性などについて、発電事業者やネガワット事業者などに対してアンケートを実施し、その結果を踏まえた公募の改善要請を一般送配電事業者に対して実施してきた。

その結果、平成30年6月の制度設計専門会合において、最低容量の引き下げ等の改善策が了承され、平成30年秋に実施される公募から当該改善策が実施されることとなった。

### 【一般送配電事業者から示された公募の改善策】

#### 今年度から対応する事項

| 検討項目 |                        | 一般送配電事業者における対応方針              |
|------|------------------------|-------------------------------|
| ①    | 最低容量の引き下げ              | 電源Ⅰ－a、b、Ⅱ－a、b、Ⅱ'について今年度から対応予定 |
| ②    | 公募スケジュールを前倒し、公募期間を長期化  | 今年度から対応予定                     |
| ③    | 電源Ⅰ'のペナルティ水準の緩和        | 今年度から対応予定                     |
| ④    | 応札後にDR需要家重複が判明した場合への対応 | 今年度から対応予定                     |

## 第5 インバランス料金制度の見直し

一般送配電事業者は、発電事業者及び小売電気事業者が発生させたインバランスに対して、調整力を用いて需給バランスを維持している。一般送配電事業者がインバランス発生に伴う需給調整に用いた調整力のコスト（変動費＝kWh 費用）は、発電事業者及び小売電気事業者に起因する費用であるため、それを発生させた者からインバランス料金で回収するのが基本とされている。

平成29年4月から、調整力の公募による調達を開始され、調整力への指令に伴う変動費の算定方法が大きく変更されたことから、当該変更後のインバランス収支がどのような状況か把握するため、各一般送配電事業者に平成29年4月以降のインバランス収支（暫定値）の集計を依頼し、平成29年11月の制度設計専門会合において以下の報告を行った。

### <報告内容>

- ・すべてのエリアにおいて営業損失となっていることが判明した。（平成29年4月～8月分）
- ・インバランス収支が均衡しない主な要因は、以下の2点。
  - －インバランスの精算と調整力精算に単価差があること（余剰インバランスでは、インバランスを発生させた者に支払う単価が高く、損失が発生する構造）。
  - －余剰インバランスと不足インバランスの量に差があること。
- ・今後のインバランス料金の在り方を検討する際には、量のみならず単価差にも注目すべき。

資源エネルギー庁は、当該報告も踏まえ、平成30年1月の電力・ガス基本政策小委員会において、需給調整市場開設後の新たなインバランス料金の在り方について、一般送配電事業者が調整力コストを過不足ない回収を論点として検討を開始した。また、需給調整市場開設後の新たなインバランス料金制度の導入を待つことなく、速やかに対応できる手段についても併せて検討を開始した。

## 第6 法的分離に伴う行為規制

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）において、送配電部門の中立性を一層確保するため、平成32年度から一般送配電事業者と送電事業者の法的分離を実施し、あわせて、一般送配電事業者とその特定関係事業者（以下「一般送電事業者等」という。）及び送電事業者とその特定関係事業者（以下「送電事業者等」という。）に行為規制を導入することが規定されたところ、その詳細は経済産業省令に定めることとされている。

そこで、制度設計専門会合において一般送配電事業者等及び送電事業者等にかかる行為規制の詳細や監視の在り方等について議論を行い、「一般送配電事業者及び送電事業者の法的分離にあわせて導入する行為規制の詳細について」を取りまとめた。さらに、「一般送配電事業者及び送電事業者の法的分離にあわせて導入する行為規制の詳細について」を踏まえ、電力の適正な取引の確保を図るために必要な行為規制を内容とする電気事業法施行規則等の改正を、平成30年6月に経済産業大臣に建議した。

（主な行為規制等の内容）

（1）情報の適正な管理のための体制整備等

- ①建物を発電・小売電気事業者等と共用する場合には、別フロアにするなど、物理的隔絶を担保し、入室制限等を行うこと
- ②一般送配電事業者及び送電事業者は、自らの託送供給等業務の実施状況を適切に監視するための体制整備を行うこと
- ③内部規程の整備、従業者等の研修・管理などの法令遵守計画を策定し、その計画を実施すること等

（2）社名、商標、広告・宣伝等に関する規律

以下の行為を禁止行為として規定

- ①一般送配電事業者がグループの小売電気事業者又は発電事業者と同一であると誤認されるおそれのある商号、商標を用いること
- ②一般送配電事業者がグループ内の小売電気事業者又は発電事業者の営業活動を有利にする広告、宣伝その他の営業行為を行うこと 等

（3）業務の受委託の禁止の例外

- ①一般送配電事業者及び送電事業者がグループ内の発電・小売電気事業者等及びその子会社等に例外的に送配電業務を委託することができる要件
- ②一般送配電事業者及び送電事業者がグループ内の発電・小売電気事業者から発電・小売業務を例外的に受託することができる要件等

（4）グループ内での取引に関する規律の詳細

取引規制の対象となる一般送配電事業者と「特殊の関係のある者」を以下の通り具体的に規定

- ①グループ内の発電・小売電気事業者等の子会社等及び関連会社
- ②グループ内の発電・小売電気事業者等の主要株主

（5）取締役等及び従業者の兼職に関する規律の詳細

- ①取締役等の兼職禁止の例外について具体的に規定
- ②兼職禁止の対象となる従業者の範囲を具体的に規定

### 第3章 ガス市場における適正な取引確保のための厳正な監視など

#### 第1 ガス市場における競争状況

##### (1) 新規参入者などへのスイッチング実績

平成30年8月のガス取引報によると、ガスの小売全面自由化で新たに自由化された都市ガス市場において、新規に登録したガス小売事業者（以下「ガス新規小売」という。）への契約の切替えを選択した需要家が全国で約4.4%となった。

##### 【都市ガス（家庭用）におけるガス新規小売への累積スイッチング実績（平成30年8月時点）】

|       | 切替累積スイッチング<br>実績（件数） | 割合累積スイッチング率<br>（%） |
|-------|----------------------|--------------------|
| 北海道   | 0                    | 0.0%               |
| 東北    | 0                    | 0.0%               |
| 関東    | 386,814              | 2.8%               |
| 中部・北陸 | 130,041              | 5.8%               |
| 近畿    | 508,280              | 8.8%               |
| 中国・四国 | 0                    | 0.0%               |
| 九州・沖縄 | 52,530               | 3.6%               |
| 全国    | 1,077,665            | 4.4%               |

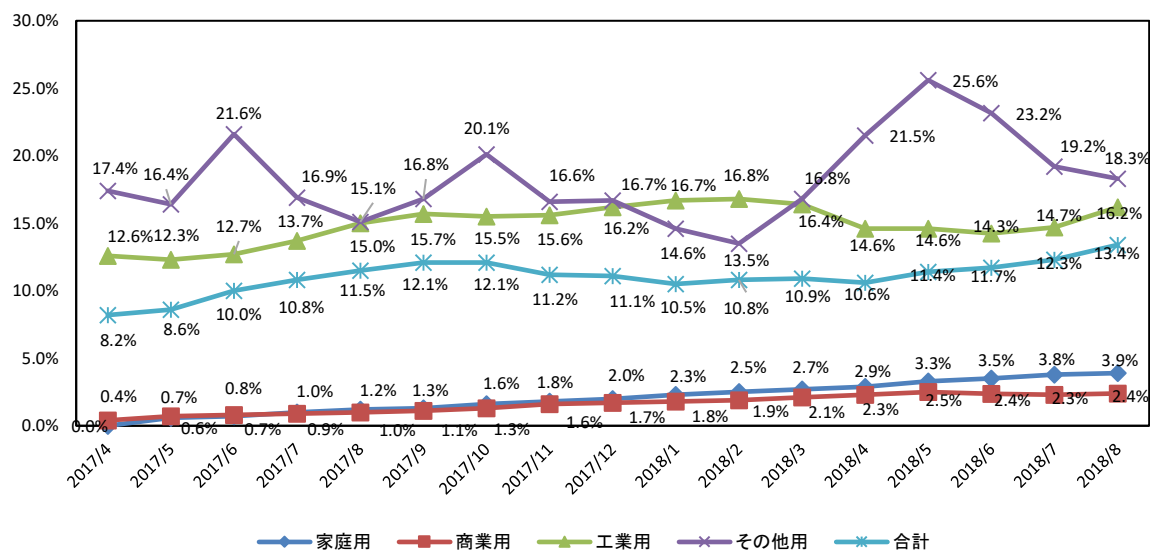
出所：電力・ガス取引監視等委員会 ガス取引報（平成30年8月実績）

※ 家庭用における新規小売には越境参入した旧一般ガスみなしガス小売事業者（以下「みなし小売」という。）を含む。

※ 累積スイッチング率とは、平成29年4月から平成30年8月までの累積スイッチング実績を平成29年4月時点における全契約件数で除した数値を指す。

また、全面自由化後、家庭用だけでなく、工業用、商業用におけるガス新規小売のシェアも増加しており、結果として、都市ガス市場全体としては、平成30年8月には販売量で13.4%（全面自由化した平成29年4月と比較して+1.9ポイント）となった。

【都市ガスにおけるガス新規小売の市場シェア（販売量ベース）（平成30年8月時点）】



出所：電力・ガス取引監視等委員会 ガス取引報（平成29年4月～平成30年8月）

※ 家庭用における新規小売には越境参入したみなし小売を含み、家庭用を除くその他の需要種については越境参入したみなし小売は含まない。

(2) 新規参入（越境を含む）の状況

新規参入（越境を含む）が進んだエリアは21であり、大宗を関東地域が占めている。

【新規参入（越境を含む）が進んだエリア（家庭用）（平成30年8月実績）】

| 管轄 |    | 参入があったエリア          | 当該エリアの<br>主な対象市町村 | 新規参入事業者                                                |
|----|----|--------------------|-------------------|--------------------------------------------------------|
| 関東 | 1  | 東京ガス<br>(東京地区等)    | 東京23区等            | 日本ガス、東彩ガス、河原実業、<br>新日本ガス、北日本ガス、東日本ガス、<br>レモンガス、東京電力E P |
|    | 2  | 鷺宮ガス               | 加須市、久喜市           | 日本ガス、東彩ガス、新日本ガス                                        |
|    | 3  | 栃木ガス               | 栃木市               | 日本ガス、北日本ガス                                             |
|    | 4  | 東部ガス<br>(茨城・茨城南地区) | 水戸市、土浦市等          | 日本ガス、東日本ガス                                             |
|    | 5  | 野田ガス               | 野田市、流山市           | 日本ガス、東日本ガス                                             |
|    | 6  | 武州ガス               | 川越市、所沢市等          | 日本ガス                                                   |
|    | 7  | 館林ガス               | 館林市               | 日本ガス                                                   |
|    | 8  | 秦野ガス               | 秦野市、平塚市等          | 日本ガス                                                   |
|    | 9  | 厚木ガス               | 厚木市、平塚市等          | 日本ガス                                                   |
|    | 10 | 武陽ガス               | 福生市、羽村市等          | 日本ガス                                                   |
|    | 11 | 大東ガス               | 川口市、所沢市等          | 日本ガス                                                   |
|    | 12 | 昭島ガス               | 昭島市、立川市等          | 日本ガス                                                   |
|    | 13 | 角栄ガス(佐倉地区)         | 佐倉市               | 日本ガス                                                   |
|    | 14 | 東彩ガス               | さいたま市、加須市等        | 東京ガス                                                   |
| 中部 | 15 | 東邦ガス               | 名古屋市等             | 中部電力                                                   |
| 近畿 | 16 | 大阪ガス               | 大阪市等              | 関西電力                                                   |
| 九州 | 17 | 西部ガス               | 福岡市、北九州市等         | 九州電力                                                   |

| 管轄 |    | 参入があったエリア           | 当該エリアの<br>主な対象市町村 | 新規参入事業者                                                                                                |
|----|----|---------------------|-------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 関東 | 1  | 東京ガス<br>(東京地区等)     | 東京23区等            | 日本ガス、東彩ガス、河原実業、新日本ガス、北日本ガス、東日本ガス、レモンガス、東京電力E P、ガスパル、ファミリーネット・ジャパン、JXTGエネルギー、HTBエナジー、イーレックス、CDエナジーダイレクト |
|    | 2  | 鷺宮ガス                | 加須市、久喜市           | 日本ガス、東彩ガス、新日本ガス、河原実業                                                                                   |
|    | 3  | 栃木ガス                | 栃木市               | 日本ガス、北日本ガス                                                                                             |
|    | 4  | 東部ガス<br>(茨城・茨城南地区)  | 水戸市、土浦市等          | 日本ガス、東日本ガス、河原実業                                                                                        |
|    | 5  | 野田ガス                | 野田市、流山市           | 日本ガス、東日本ガス                                                                                             |
|    | 6  | 武州ガス                | 川越市、所沢市等          | 日本ガス、新日本ガス、河原実業                                                                                        |
|    | 7  | 館林ガス                | 館林市               | 日本ガス                                                                                                   |
|    | 8  | 秦野ガス                | 秦野市、平塚市等          | 日本ガス                                                                                                   |
|    | 9  | 厚木ガス                | 厚木市、平塚市等          | 日本ガス、河原実業                                                                                              |
|    | 10 | 武陽ガス                | 福生市、羽村市等          | 日本ガス                                                                                                   |
|    | 11 | 大東ガス                | 川口市、所沢市等          | 日本ガス、新日本ガス                                                                                             |
|    | 12 | 昭島ガス                | 昭島市、立川市等          | 日本ガス                                                                                                   |
|    | 13 | 角栄ガス(佐倉地区)          | 佐倉市               | 日本ガス、東日本ガス、河原実業                                                                                        |
|    | 14 | 東彩ガス                | さいたま市、加須市等        | 東京ガス、サイサン                                                                                              |
|    | 15 | 伊奈都市ガス              | 伊奈町               | 日本ガス、新日本ガス                                                                                             |
|    | 16 | 東日本ガス(我孫子、<br>取手地区) | 我孫子市、取手市等         | 東京ガス、サイサン                                                                                              |
|    | 17 | 北日本ガス               | 鹿沼市、小山市等          | サイサン                                                                                                   |
|    | 18 | 日本ガス(真岡地<br>区)      |                   | 東京ガス                                                                                                   |
| 中部 | 19 | 東邦ガス                | 名古屋市等             | 中部電力                                                                                                   |
| 近畿 | 20 | 大阪ガス                | 大阪市等              | 関西電力                                                                                                   |
| 九州 | 21 | 西部ガス                | 福岡市、北九州市等         | 九州電力                                                                                                   |

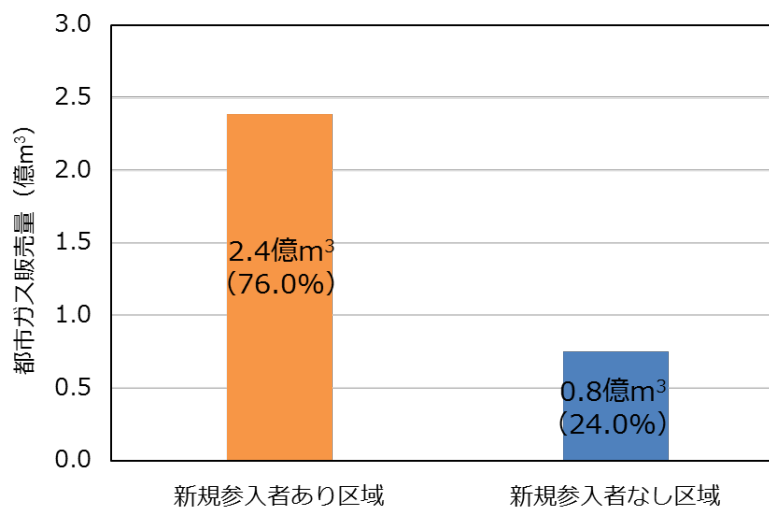
出所：電力・ガス取引監視等委員会 ガス取引報（平成29年30年8月実績）

※ 新規参入事業者には、平成30年8月末時点で当該エリアにて顧客獲得実績がある事業者を記載。

新規参入（越境を含む）が進んだエリアは全体の１０％程度であるものの、販売量ベースでみると  
 ７６．０％に達している。

【供給区域別の新規参入の状況（家庭用）】

供給区域別（新規参入の有無）にみた  
 都市ガス販売量（2018年8月）



|               |    |     |
|---------------|----|-----|
| 新規参入があった供給区域数 | 22 | 196 |
|---------------|----|-----|

出所：電力・ガス取引監視等委員会 ガス取引報より経済産業省作成（平成３０年８月実績）

※ 参入済区域とは、平成３０年８月末時点で参入実績のある供給区域を指す。

## (2) メニュー・サービスの多様化

平成29年4月の全面自由化以降、特色のある料金メニューや他商材とのセット割引など、ガス小売事業者の創意工夫により、料金メニュー・サービスの多様化が図られてきた。

### 【メニュー・サービスの概要】

#### 新たな料金メニュー

一般家庭の需要家などに新たに提供される料金メニュー

(例)

＜室蘭ガス＞ 家庭用ガス付帯割引契約「キッズ割」  
家庭用として小売供給約款または選択約款を利用しており、同一需要場所で扶養する未就学児が同居している場合、ガス料金から2%割引

#### 見守りサービス

都市ガスの使用状況を離れた家族にメールで通知したり、異変を感知した際に関係機関に連絡するサービス

(例)

＜仙台市ガス局＞ 安心・安全見守り活動  
検針時、ガス使用量が極端に少ない、郵便物が留まっている等の異変があった場合、関係機関に連絡

#### ポイントサービス

月々の都市ガスの料金などに応じてポイントが貯まり、貯まったポイントで商品や電子マネー等へ交換できるサービス

(例)

＜四国ガス＞ ポイントサービス「ガボタ」  
ガス料金100円につき1ポイントが付与され、電子マネー等と交換可

#### 駆けつけサービス

水回りや鍵、窓ガラスのトラブルなど、緊急時に対応してもらえるサービス

(例)

＜上野都市ガス＞ 駆けつけサービス  
水回りや鍵、窓ガラス、電気設備のトラブル時に駆けつけるサービス

#### セット割引

都市ガスを電気、通信サービスなどとセットで割引価格により提供するメニュー

(例)

＜日本ガス（鹿児島）＞ 日本ガスグループトリプル割  
日本ガスグループのガス・電気・インターネット（光回線・プロバイダ）の3つの契約により、インターネットの利用料金が割引

#### 見える化サービス

WEBで都市ガスや電気の使用量や料金の確認が需要家自らできるサービス

(例)

＜北海道ガス＞ TagTag  
電気・ガスの使用量・料金の照会や省エネに役立つ情報が掲載（会員制Webサイト）

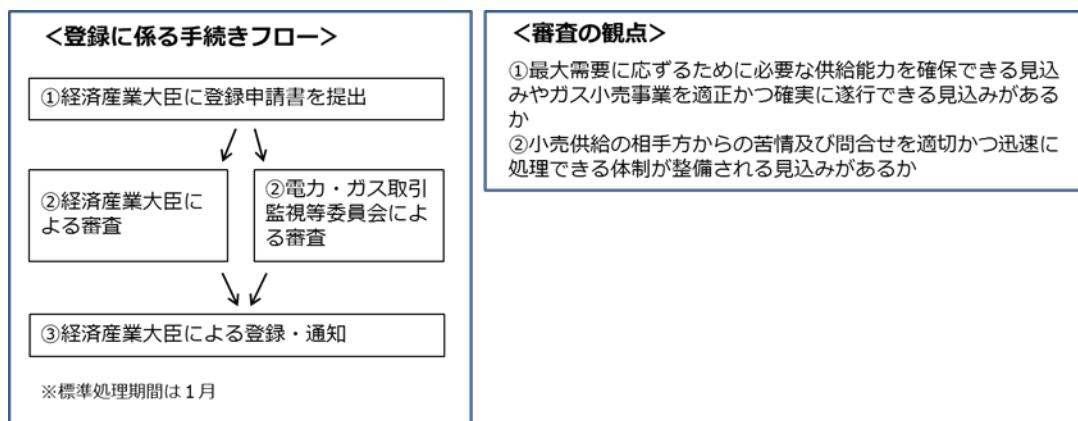
出所：ガス小売事業者からの定期報告徴収に基づき経済産業省作成

## 第2 ガス市場の監視

### (1) ガス小売事業者の登録に係る審査

ガス小売事業者の登録に当たっては、主に資源エネルギー庁が、「最大需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みなどがあるか」という視点から、委員会が、「ガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当しないかという視点から、それぞれ審査を行っている。

#### 【登録に係る手続きフローと登録審査の観点】



ガスの小売全面自由化に先立って、平成28年8月からガス小売事業者の事前登録受付を開始し、順次審査を行ってきた。平成30年8月31日までに、68件のガス小売事業者登録の申請があり、審査の結果、68件の登録を行った。

## (2) ガス小売事業者に対する指導

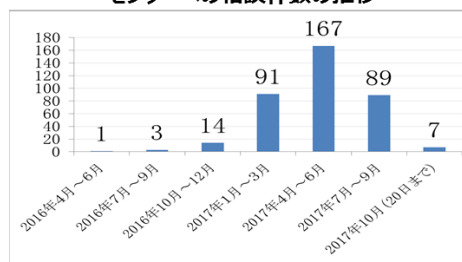
平成29年4月にはガスの小売事業への参入が全面自由化され、家庭を含む全ての需要家がガス会社や料金メニューを自由に選択できることとなった。こうした中、ガスの小売供給に関する取引の適正化を図るため、「ガスの小売営業に関する指針」を踏まえ、需要家への情報提供や契約の形態・内容などについて、内容などについて、事業者の営業活動の監視などを行い、必要に応じて、ガス事業法上問題となる事業者に対して指導等を行っている。また、委員会の相談窓口などに寄せられた不適切な営業活動などについて、事実関係の確認や指導を行うとともに、独立行政法人国民生活センターと共同し、平成29年11月に相談事例の紹介及びアドバイスについてプレスリリースを1回行い、情報提供した。

(参考) プレスリリースの実施状況

第4回 平成29年11月30日 平成29年10月20日までの相談内容について

### 【消費者からの相談状況】

ガス自由化に関する国民生活センター及び消費生活センターへの相談件数の推移

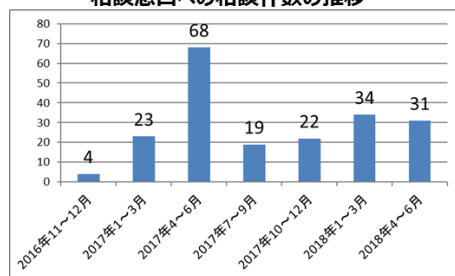


#### 相談事例

- ◆「契約中のガス会社の名称が変わる」と案内されたので了承したところ、後日送られてきた書類に契約中のガス会社とは違う会社名等が記載され、新規契約した事になっていた。
- ◆「この地域は弊社が担当することになった」と説明されたことから、契約変更をしなければならないと勘違いし、その事業者とガスの供給契約を結んでしまった。ところが、後にその説明は嘘だと分かった。

⇒虚偽の内容を告げて都市ガスの営業を行う例が報告されています。現在のところ、既存の都市ガス会社が社名変更をしたり、ある都市ガス会社の供給区域が別の都市ガス会社の供給区域に変更になったとの事例は確認されていません。

ガス自由化に関する電力・ガス取引監視等委員会の相談窓口への相談件数の推移



- ◆契約しているガス会社名で、「ご利用のお客様」といって、ある事業者から電話があった。ガスの小売自由化が始まったので新しいプランの提案かと思い、聞かれるままに「お客様番号」等の個人情報を伝えた。ところが、話の最後に別の会社との契約になると言われ、驚いて契約書の送付を断った。個人情報の悪用が心配だ。

⇒ガスの検針票に記載のある「お客様番号（顧客番号）」、「供給地点特定番号」は、個人を特定する重要な情報です。安易に教えず、問合せ者の身元を確認し、メモに残すようにしましょう。

## 第4 小売料金に係る特別な事後監視

一般的な監視に加え、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたみなしガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス（又は簡易ガス）の利用率が50%を超える事業者を対象として、当該旧供給区域等の料金水準について報告徴収を行い、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないための事後監視（以下「特別な事後監視」という。）を行っている。

四半期ごとに実施される特別な事後監視の結果については、委員会 HP にて公表することになっている。なお、特別な事後監視を開始して以降、これまでに問題となるような事例は認められていない。

### 【特別な事後監視の概要】

#### 対象事業者

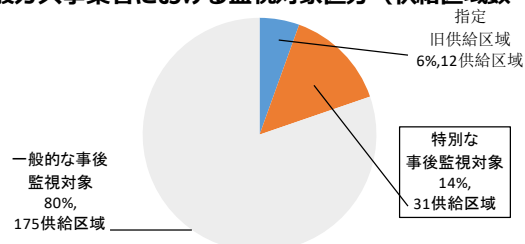
・経過措置料金規制が課されないガス小売事業者のうち、供給区域等における都市ガス（簡易ガス）利用率が50%を超える事業者

- 旧一般ガス事業者：24事業者31供給区域（全203事業者218供給区域）
- 旧簡易ガス事業者：341事業者1,062団地（全1,375事業者7,432団地）

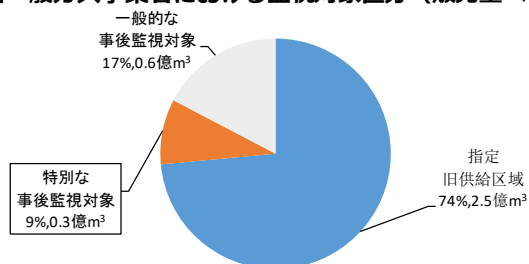
#### 対象期間

・小売全面自由化後3年間とする。ただし、当該事後監視期間内に合理的でない小売料金の値上げを行ったと判断される場合には、期間を3年間延長する。

#### 旧一般ガス事業者における監視対象区分（供給区域数ベース）



#### 旧一般ガス事業者における監視対象区分（販売量ベース）



※平成29年8月ガス取引報に基づき作成

## 第5 監査

### (1) 監査の概要

ガス事業法第170条及び第3弾改正法附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前のガス事業法第45条の2の規定に基づき、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者の224社に対し監査を実施した。

平成29年度監査においては、ガス事業において、平成29年4月からのガスの小売全面自由化に伴い、託送供給に伴う禁止行為を重点監査項目として実施し、「適正なガス取引についての指針」（平成29年2月6日改正 公正取引委員会・経済産業省）に規定する公正かつ有効な競争の観点から「問題となる行為」が行われていないか確認した。

平成29年度において実施した監査の結果については、監査実施者から126件の指摘事項の報告があり、委員会で内容を確認した結果、ガス事業法第178条第1項及び第3弾改正法附則第37条第1項に基づく一般ガス導管事業者などに対する勧告並びにガス事業法第179条第1項及び第3弾改正法附則第38条第1項に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、今後の事業実施に対する事業者の自主的改善を促す観点から、60事業者に所要の指導を行った。

#### 【指摘事項の内訳】

(単位：件)

| 指摘事項                | 件数  |
|---------------------|-----|
| ⑥ 約款の運用等に関する監査      | 3   |
| ⑦ 財務諸表に関する監査        | 26  |
| ⑧ 部門別収支に関する監査       | 3   |
| ⑨ 託送供給等収支に関する監査     | 94  |
| ⑩ 託送供給に伴う禁止行為に関する監査 | 0   |
| 合 計                 | 126 |

| 平成29年度ガス事業監査結果(本省及び経済産業局) |       |                                |                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                        |                              |
|---------------------------|-------|--------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
| No.                       | 監査項目  | 件名                             | 概要                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                        | 根拠規定                         |
|                           |       |                                | 発見された事実                                                                                                                                            | 指導内容                                                                                                                                                                                   |                              |
| 1                         | 約款の運用 | 託送供給検討申込に対する適用約款誤り             | 平成28年度中に依頼のあった平成29年度分の託送供給検討申込について、現行の託送供給約款ではなく、平成29年4月1日から適用開始の託送供給約款に基づく検討申込となっていた。                                                             | 平成28年度中に申し込まれた託送供給の検討を、平成29年4月から実施の新約款に基づいて行うため、平成29年4月実施の新約款を届け出る際に、旧約款(平成28年度中に適用される約款)に附則等で「平成28年度中に平成29年度の託送供給検討申込があった場合は、平成29年4月実施の約款に基づく検討申込及び検討料とする。」旨の規定を追記して届け出るべきであったと考えられる。 | 託送供給約款                       |
| 2                         | 同上    | 契約最大流量超過補償料の徴収漏れ               | 契約最大流量を超えた場合、託送供給約款の規定に基づき、契約最大流量超過補償料を申し受けることになっているが、平成28年4月から9月の6カ月分について徴収を失念し、その後請求を断念したことから徴収漏れとなった。                                           | 託送供給約款の認識や解釈に対する周知徹底に努め、当該規定に基づき、今後は適正に補償料を徴収すべきである。                                                                                                                                   | 託送供給約款                       |
| 3                         | 同上    | 契約最大流量超過補償料の算定時における実績最大流量の確認漏れ | 託送供給約款において、算定期間(原則として毎月1日の0時から月末日の24時までの1か月)における1時間あたりの実績最大流量が契約最大受入(払出)ガス量を超えた場合には、契約最大流量超過補償料を算定し、申し受けることとなっているが、実績最大流量の確認を行っていなかった。             | 託送供給約款に基づき、算定期間(原則として毎月1日の0時から月末日の24時までの1か月)における1時間あたりの実績最大流量が契約最大受入(払出)ガス量を超えた場合には、契約最大流量超過補償料を算定すべきである。                                                                              | ガス事業法第48条第1項、託送供給約款          |
| 4                         | 財務諸表  | 長期滞留建設仮勘定の処理漏れ                 | 共同熱調ステーション建設工事が採算面より中止となったにもかかわらず、建設仮勘定に工事費が計上されていた。                                                                                               | 建設工事が途中で中止となった場合には、使用見込みのない建設仮勘定を遅滞なく適当な勘定科目(費用または損失)に振り替えるべきである。                                                                                                                      | ガス事業法第59条第1項、ガス事業会計規則第5条     |
| 5                         | 同上    | 同上                             | 幹線導管の建設工事(3件)について、平成13年以降一部工事完了後の供給開始時期が決まっておらず、工事費が長期にわたり建設仮勘定のままとっていた。                                                                           | 建設工事が途中で中止となった場合には、使用見込みのない建設仮勘定を遅滞なく適当な勘定科目(費用または損失)に振り替えるべきである。                                                                                                                      | ガス事業法第59条第1項、ガス事業会計規則第5条     |
| 6,7                       | 同上    | 建設仮勘定の会計整理誤り                   | 工事期間が1か月以上の建設工事価額を建設仮勘定に会計整理していなかった(2事業者)。                                                                                                         | 省令に規定された建設工事期間が1月以上の工事は建設仮勘定をもって整理するべきである。                                                                                                                                             | ガス事業会計規則第5条第1項、第2項           |
| 8~11                      | 同上    | ガス事業に供しない資産の整理誤り               | ガス事業に供しない土地または構築物及び機械装置を業務設備または製造設備として整理していた。また、土地の固定資産税を営業費用に計上していた(4事業者)。                                                                        | ガス事業に供しない土地は、ガス事業以外の資産として整理するべきである。                                                                                                                                                    | ガス事業会計規則別表第1勘定科目表の資産の部及び費用の部 |
| 12                        | 同上    | 業務設備と整理すべき資産の計上区分誤り            | ガス事業会計規則別表第1で規定している供給設備以外の資産を供給設備として計上していた。                                                                                                        | クッキングスタジオ関連及びショールーム関連設備は全て業務設備とするべきである。                                                                                                                                                | ガス事業会計規則別表第1勘定科目表の資産の部       |
| 13~16                     | 同上    | 使用開始時を起点とした減価償却費の計上漏れ          | 年度内に取得した有形固定資産(導管等)の期末帳簿価額を算定する際に、取得価額に含まれる労務費等に相当する価額の減価償却費を、使用開始時を起点として計上していない(4事業者)。                                                            | 省令に規定された使用開始時に遅滞なく取得費用を精算し、有形固定資産勘定に振り替えるべきである。                                                                                                                                        | ガス事業会計規則第5条第1項               |
| 17                        | 同上    | 起工式会場設営費の会計整理誤り                | 倉庫棟の建設に係る工事請負総額を建設仮勘定(建物)に整理すべきところ、その一部である起工式会場設営費については、雑費として費用計上していた。                                                                             | 起工式会場設営費についても、倉庫棟の建設に要する費用の一部であり、建設仮勘定(建物)として整理すべきである。                                                                                                                                 | ガス事業会計規則第5条第1項               |
| 18                        | 同上    | 未収利息の過大計上                      | 高度化融資の設備リース事業の実施にあたり、その1割を保証金として預け、工事完了後、当該保証金を組合の賦課金として相殺した際に、契約条件である千円未満端数切捨処理をせず、端数を未収利息に過大計上していた。                                              | 未収利息の過大計上分について、損金計上処理を行う必要がある。                                                                                                                                                         | ガス事業法第59条第1項、ガス事業会計規則第13条    |
| 19, 20                    | 同上    | 業務委託契約書に基づかない費用計上              | 供給販売費のうち、委託作業費について、受託事業者への支払額のうち委託契約に基づかない費用を計上していた(2事業者)。                                                                                         | 適正な取引による費用を計上すべき観点から、業務委託契約書を見直すべきである。                                                                                                                                                 | 各事業者の社内規程                    |
| 21                        | 同上    | ガス事業に附随する収益(器具販売収益等)の計上区分誤り    | 営業雑収益に計上すべき一般ガス事業用の器具取付料等固定、器具修理料等固定及びガス小配管工事料固定を営業外収益に計上していた。                                                                                     | 一般ガス事業用の器具取付料等固定、器具修理料等固定及びガス小配管工事料固定にかかる収益を営業雑収益に計上すべきである。                                                                                                                            | ガス事業会計規則別表第1勘定科目表の収益の部       |
| 22                        | 同上    | 受注工事値引額の請求漏れ                   | 受注工事において工事金額が工事代金を上回った場合、差額を請求せずに、需要開発費に計上していた。                                                                                                    | 適正な取引による費用を計上すべき観点から、受注工事の差額分は当該需要家へ請求すべきである。                                                                                                                                          | ガス事業会計規則別表第1勘定科目表の費用の部       |
| 23                        | 同上    | 受託研修費用の計上区分誤り                  | 技術センターに係る一般社団法人日本ガス協会から受託した研修に要する費用を一般管理費に計上している。                                                                                                  | 日本ガス協会から受託した研修に要する費用は、ガス事業以外の費用と整理するべきである。                                                                                                                                             | ガス事業会計規則別表第1勘定科目表の費用の部       |
| 24                        | 同上    | 営業費用細表の一部費用区分誤り                | 財務計算に関する諸表の内、「営業費用細表」の供給販売費及び一般管理費の租税課金、減価償却費及び合計欄で数値を誤記載していた。                                                                                     | 財務計算に関する諸表の作成においては、規則に基づき、正確な数値を記載すべきである。                                                                                                                                              | ガス事業会計規則第2条                  |
| 25                        | 同上    | 有価証券利息、受取配当金及び雑収入額の誤記載         | 財務計算に関する諸表の内、「損益計算書」の有価証券利息、受取配当金及び雑収入の数値を誤記載していた。                                                                                                 | 財務計算に関する諸表の作成においては、規則に基づき、正確な数値を記載すべきである。                                                                                                                                              | ガス事業会計規則第2条                  |
| 26                        | 同上    | 営業外収益の計上科目誤り                   | 損益計算書において、「営業外収益」の「事務請負手数料」、「貸倒引当金戻入」、「雑収入」に整理すべき取引が含まれる帳簿上の勘定科目である「その他雑収入」に整理された収益を全て「事務請負手数料」に計上してしまったため、貸倒引当金の戻入と雑収入に係る収益が誤って「事務請負手数料」に計上されていた。 | 勘定科目への営業外収益の整理については適切な勘定科目に整理すべきである。                                                                                                                                                   | ガス事業法第26条第1項                 |

平成29年度ガス事業監査結果(本省及び経済産業局)

| No.   | 監査項目   | 件名                                          | 概要                                                                                                                            |                                                                                                                                  | 根拠規定                         |
|-------|--------|---------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|
|       |        |                                             | 発見された事実                                                                                                                       | 指導内容                                                                                                                             |                              |
| 27    | 財務諸表   | 附帯事業の貸倒引当金戻入の計上科目誤り                         | 前年度に計上した貸倒引当金の戻入について、「附帯事業収益」に整理すべき貸倒引当金戻入分をガス事業の貸倒引当金戻入分と同様に、帳簿上の勘定科目である「その他雑収入」に整理し、損益計算書上において「営業外収益」の「事務請負手数料」に誤って計上されていた。 | 省令に規定されたとおり附帯事業に属する収益は附帯事業に整理すべきである。                                                                                             | ガス事業会計規則第12条                 |
| 28    | 同上     | 特定業者との長期継続契約                                | 特定業者との間で長期間継続しているガス漏れ警報器のリース取引契約について、契約単価の根拠が示されない費用が計上されていた。                                                                 | 適正な取引による費用を計上すべき観点から、2社以上から相見積をとり、リース契約の適正単価を確認すべきである。                                                                           | 社内規程                         |
| 29    | 同上     | 工事発注方法に関する社内規程の不遵守                          | 本管修理工事時に導管に貼付する文字シートの作成費用について契約発注がされず、口頭発注がされていた。                                                                             | 事業者の社内規程に基づき、原則として、工事発注案件については工事業者との契約の締結、及び注文書の取り交わしが必要である。                                                                     | 社内規程                         |
| 30    | 部門別収支  | 受注工事費用及び受注工事収益の配賦誤り                         | 部門別収支の算定において、受注工事費用及び受注工事収益の金額は「その他事業」として配賦すべきところ、誤って「ガス事業」として配賦していた。                                                         | 部門別収支計算書を作成するための第1段階(ステップ1)として、推移展開表の中でガス事業関連費用と収益を「ガス事業」、「その他事業」、「共通分」にそれぞれ整理する際、受注工事費用及び受注工事収益の金額は「その他事業」として配賦し、適正に計算を行うべきである。 | ガス事業部門別収支計算規則別表第1 1          |
| 31    | 同上     | 対象需要家延調定件数比の認識誤り                            | 部門別収支の算定において、大口需要部門、小口需要部門及びその他部門に配賦する際に使用する対象需要家延調定件数比について、業務用対象需要家の調定件数の比とすべきところ、家庭用対象需要家も含めた全需要家の調定件数の比と誤認していた。            | 大口需要部門、小口需要部門及びその他部門に配賦する際に使用する対象需要家延調定件数比は、業務用対象需要家の調定件数の比とすべきである。                                                              | ガス事業部門別収支計算規則別表第1 2. (2)     |
| 32    | 同上     | 特別損失の算定誤り                                   | 特別損失を算定する際、本来、一般ガス事業からは除外すべき製品自主回収関連損失を除外せず、部門別に配賦していた。                                                                       | 特別損失の算定においては、一般ガス事業とは直接関係ない費用は除外した上で、発生した主たる要因に応じて部門別に配賦すべきである。                                                                  | ガス事業部門別収支計算規則別表第1 2. (2)     |
| 33～55 | 託送供給収支 | 託送収支計算書上の託送収益の算定誤り                          | 自社規制需要家からの託送収益の根拠とすべき託送供給関連原価単価を誤って算定していた(5事業者)。                                                                              | ガス事業託送収支計算規則に基づき、託送収益の根拠となる託送供給関連原価(単価)を適正に計算すべきである。                                                                             | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1           |
|       | 同上     | 託送収支計算書上の託送収益の算定誤り                          | 託送収支計算書上、自社大口需要家の託送収益の算定の根拠とすべき託送供給関連原価(単価)が、ガス事業託送収支計算規則に基づき適正に計算されていなかった(5事業者)。                                             | ガス事業託送収支計算規則に基づき、託送供給関連原価(単価)を適正に計算すべきである。                                                                                       | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1           |
|       | 同上     | 託送収支計算書上の供給販売費の配賦係数誤り                       | 託送収支計算書上、供給販売費を機能別原価へ配賦する際の根拠となる固定資産金額(期首帳簿価額)比等の係数を誤っていた(23事業者)。                                                             | ガス事業託送収支計算規則に基づき、供給販売費を機能別原価に配賦する際の根拠となる固定資産帳簿価額比を適正に算定すべきである。                                                                   | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1           |
|       | 同上     | 託送収支計算書上の一般管理費の配賦係数誤り                       | 託送収支計算書上、一般管理費を機能別原価項目へ配賦する際の配賦の根拠とすべき係数(社員数、固定資産金額等)を誤っていた(21事業者)。                                                           | ガス事業託送収支計算規則に基づき、一般管理費を機能別原価項目へ配賦する際の配賦の根拠となる係数を適正に算定すべきである。                                                                     | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1           |
|       | 同上     | 託送収支計算書上の製造費及び供給販売費の配賦係数誤り                  | 託送収支計算書上、製造費及び供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数等を誤っていた(16事業者)。                                                                   | ガス事業託送収支計算規則に基づき、製造費及び供給販売費を機能別原価へ配賦する際に、配賦の根拠となる社員数等の係数を適正に算定すべきである。                                                            | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1           |
|       | 同上     | 託送収支計算書上の運転資本の算定誤り                          | 託送収支計算書上、運転資本の算定において、供給販売費の控除項目の算定方法を誤っていた(3事業者)。                                                                             | ガス事業託送収支計算規則に基づき、運転資本の算定において、供給販売費の控除項目を適正に算定すべきである。                                                                             | ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法 |
|       | 同上     | 託送収支計算書上の営業外収益・費用及び特別利益・損失の機能別原価等への配賦誤り     | 営業外収益・費用及び特別利益・損失から託送収益・費用を機能別原価等へ配賦する際に、誤って算定していた(12事業者)。                                                                    | ガス事業託送収支計算規則に基づき、営業外収益・費用及び特別利益・損失から託送収益・費用を機能別原価等へ適正に配賦すべきである。                                                                  | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1           |
|       | 同上     | 託送収支計算書上の託送費用関連原価の算定誤り                      | 託送費用関連原価へLNG気化原価を含めて算定していた。                                                                                                   | ガス事業託送収支計算規則に基づき、託送費用関連原価を適正に算定すべきである。                                                                                           | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1           |
|       | 同上     | 託送収支計算書上の事業税の算定誤り                           | 事業税の算定において、計算規則によらない方法により算定していた(2事業者)。                                                                                        | ガス事業託送収支計算規則に基づき、事業税を算定すべきである。                                                                                                   | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1           |
|       | 同上     | 託送資産の運転資本算定誤り                               | 託送資産の運転資本算定において、控除項目の算定方法を誤っていた(10事業者)。                                                                                       | ガス事業託送収支計算規則に基づき、託送資産の運転資本を適正に算定すべきである。                                                                                          | ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法 |
|       | 同上     | 託送費用関連項目以外の圧送・ホルダー費用の算定方法(事業者の定める算定方法)の公表漏れ | ガス事業託送収支計算規則 別表第1-2.-(2)-②に規定する託送費用関連項目以外の圧送・ホルダー費用の算定方法について、ガス事業託送収支計算規則第6条の規定に基づく事業者の定める算定方法の公表を怠っていた(2事業者)。                | ガス事業託送収支計算規則第6条に基づき、託送費用関連項目以外の費用の算定方法について、事業者の定める算定方法に公表すべきである。                                                                 | ガス事業託送供給収支計算規則第6条、別表第1       |
|       | 同上     | 託送供給収益算定時の関連原価の算定誤り                         | 託送供給収益に相当する額として算定する際に、労務費等の託送供給関連原価(単価)へ算入すべき原価を除外し、誤って収益を算定していた。                                                             | ガス事業託送収支計算規則に基づき、託送供給収益算定時の関連原価を適正に算定すべきである。                                                                                     | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1           |
|       | 同上     | 託送供給費用算定時の仕入原価の算定誤り                         | 託送供給費用に相当する額として算定する際に、仕入原価(従量原価)を託送供給関連費用に含めて、誤って算定していた。                                                                      | ガス事業託送収支計算規則に基づき、託送供給費用を適正に算定すべきである。                                                                                             | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1           |
|       | 同上     | 託送資産の算定時における配賦誤り                            | 託送資産の算定において、対象事業年度の基準による配賦を行っていなかった。                                                                                          | ガス事業託送収支計算規則に基づき、対象事業年度の配賦方法及び係数を用いて、適正な託送資産を算定すべきである。                                                                           | ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法 |
|       | 同上     | 内部留保相当額管理表上の経営効率化額の計上誤り                     | 内部留保相当額管理表の経営効率化額の記載について、ガス事業会計規則によらない方法により計上していた。                                                                            | ガス事業託送収支計算規則に基づき、内部留保相当額管理表上の経営効率化額を適正に計上すべきである。                                                                                 | ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 4.        |
|       | 同上     | 託送収益算定時に用いた部門別原価の算定誤り                       | 託送収益の算定において、直近の料金改定時の部門別原価によらない原価(単価)により算定していた(4事業者)。                                                                         | ガス事業託送収支計算規則に基づき、適正な託送収益を算定すべきである。                                                                                               | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1           |
|       | 同上     | 事業者が定める算定方法一覧表の記載誤り                         | ガス事業託送収支計算規則 様式第4(事業者の定める算定方法一覧表)に整理された内容において、記載すべき項目、算定方法及び理由の記載が誤っていた。                                                      | ガス事業託送収支計算規則に基づき、事業者の定める算定方法一覧表に正しい内容を記載すべきである。                                                                                  | ガス事業託送供給収支計算規則第6条            |

平成29年度ガス事業監査結果(本省及び経済産業局)

| No.   | 監査項目   | 件名                                            | 発見された事実                                                                                                                                                                                 | 概要                                                                                                                                        | 指導内容                          | 根拠規定 |
|-------|--------|-----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|------|
| 56    | 託送供給収支 | 託送収支計算書等の作成における料金改定の反映漏れ                      | 託送収支計算書の「自社大口需要家からの託送収益」及び「自社規制需要家からの託送収益」を算定する際、改定前後のそれぞれの需要に料金表又は原価単価を適用して計算していなかった。                                                                                                  | 託送収支計算書の託送収益を算定する際には、料金改定前後の需要及び料金表または原価(単価)を反映すべきである。                                                                                    | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2) (3) |      |
| 57    | 同上     | 同上                                            | 超過利潤計算書の「託送供給関連部門事業報酬額」を算定する際、改定前後の託送供給関連部門事業報酬額を日数按分して計算していなかった。                                                                                                                       | 超過利潤計算書の「託送供給関連部門事業報酬額」を算定する際には、改定前後の託送供給関連部門事業報酬額を日数按分すべきである。                                                                            | ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (1)     |      |
| 58    | 同上     | 同上                                            | 超過利潤計算書の「想定原価と実績費用との乖離額」を算定する際、託送供給関連部門総原価及び託送供給関連部門事業報酬額を日数按分して計算していなかった。                                                                                                              | 超過利潤計算書の「想定原価と実績費用との乖離額」を算定する際には、託送供給関連部門総原価及び託送供給関連部門事業報酬額を日数按分すべきである。                                                                   | ガス事業託送収支計算規則別表第3 1. (5)       |      |
| 59    | 同上     | 同上                                            | 超過利潤原価精細管理表の「当期超過利潤原価額」を算定する際、料金改定後の当期超過利潤額に補正し、累積額を計算していなかった。                                                                                                                          | 超過利潤原価精細管理表の「当期超過利潤原価額」を算定する際、料金改定後の当期超過利潤額に補正して累積額を計算すべきである。                                                                             | ガス事業託送収支計算規則別表第3 2. (2)       |      |
| 60    | 同上     | 製品売上、営業雑収益及び附帯事業収益の金額の記載誤り                    | 資金運用に係る営業外収益の算定において、料金収入比(製品売上、営業雑収益及び附帯事業収益の合計額に占める託送収益として整理した額の合計額の割合)により整理すべきところ、その算定に用いる製品売上、営業雑収益及び附帯事業収益の金額が前年度の金額のままになっていた。                                                      | 資金運用に係る営業外収益は、料金収入比(製品売上、営業雑収益及び附帯事業収益の合計額に占める託送収益として整理した額の合計額の割合)により整理すべきなので、その算定に用いる製品売上、営業雑収益及び附帯事業収益の金額を当該年度の金額に修正した上で、適正に計算を行うべきである。 | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (1)     |      |
| 61    | 同上     | 附帯事業収入の計上区分誤り                                 | 附帯事業(プロパン事業)に係る自社設備の残存簿価相当額を、保証金収入としてスウィッチング後のガス事業者より回収したが、「その他」に計上すべきところ、「雑収入」に計上していた。                                                                                                 | 当該附帯事業収入を雑収入からその他に振り替えるべきである。                                                                                                             | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3 (2)      |      |
| 62    | 同上     | 「その他託送供給関連収益」のうち、補償料収入(自社分)の計上漏れ              | 託送収支計算書の「その他託送供給関連収益」のうち補償料収入について、自社分の補償料収入としてバーチャル計上すべき実績があるにも関わらず収益計上されていなかった。これにより、「補償料収入」が過少に計上されていた。                                                                               | イコールフットの観点から、自社小売部門から受け取る自社需要家に係る取引額をバーチャル計算して適正に収益計上すべきである。なお、超過利潤計算が求められることとなった現行制度開始年度(平成25年度)の託送収支計算書まで遡って修正を要する。                     | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (5) (6) |      |
| 63、64 | 同上     | 「その他託送供給関連収益(附帯サービス料収入)」のうち、託送供給検計料(自社分)の計上漏れ | 託送収支計算書の「その他託送供給関連収益」のうち、「附帯サービス料収入(託送供給検計料収入)」について、自社分の託送供給検計料が計上されていなかった。これにより、「附帯サービス料収入(託送供給検計料収入)」が過少に計上されていた(2事業者)。                                                               | イコールフットの観点から、自社小売部門から受け取る自社需要家に係る取引額をバーチャル計算して適正に収益計上すべきである。                                                                              | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (5) (6) |      |
| 65～68 | 同上     | 自社大口需要家からの託送収益の算定誤り                           | 「自社大口需要家からの託送収益」の算定において、当該事業者の個別の大口需要家、託送供給料金を適用した場合の託送供給収益に相当する額として算定すべきところ、当該方法により算定していなかった(4事業者)。                                                                                    | 「自社大口需要家からの託送収益」は、当該事業者の個別の大口需要家に託送供給料金を適用した場合の託送供給収益に相当する額として算定すべきである。                                                                   | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (2)     |      |
| 69、70 | 同上     | 自社卸先事業者からの託送収益の算定漏れ                           | 「自社卸先事業者からの託送収益」の算定において、卸先事業者に託送供給料金を適用した場合の託送供給収益が適正に算定されていなかった(2事業者)。                                                                                                                 | 「自社卸先事業者からの託送収益」を省令に規定する方法にもとづき適正に計算を行うべきである。                                                                                             | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (3)     |      |
| 71    | 同上     | 自社規制需要家からの託送収益の算定誤り                           | 「自社規制需要家からの託送収益」の算定において、当該事業者の規制需要販売量に小口部門託送供給関連原価単価を乗じて算定するが、その際、当該小口部門託送供給関連原価単価は直近の料金改定時の値を使用すべきところ、誤って前々回の料金改定時の値の一部を使用して算定していた。                                                    | 「自社規制需要家からの託送収益」は、当該事業者の規制需要販売量に小口部門託送供給関連原価単価を乗じて算定するが、その際、当該小口部門託送供給関連原価単価は省令別表第1の1.(注2)に規定されている直近の料金改定時の値を使用すべきである。                    | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 1. (4)     |      |
| 72    | 同上     | 託送需要の存在しない事業者の託送収支計算書の託送収益の算定誤り               | ガス事業託送収支計算規則に基づき適正に整理されていない。(算定の根拠とすべき規制需要販売量に「加熱用・その他」分を含めて誤って算定していた。)                                                                                                                 | 省令に規定された算定方法にもとづき適正に計算を行うべきである。                                                                                                           | ガス事業託送供給収支計算規則別表第4            |      |
| 73    | 同上     | 供給販売費の機能別配賦係数の計算誤り                            | 供給販売費を機能別に配賦する際、事業者ルールへの届出なく、一部の費目について、ガス事業託送供給収支計算規則とは異なる配賦基準で配賦していた。                                                                                                                  | ガス事業託送供給収支計算規則に規定された配賦基準と異なる合理的な方法により供給販売費を機能別に配賦する際は、事業者ルールへの届出が必要である。                                                                   | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)①    |      |
| 74    | 同上     | 託送収支計算書の費用の計上漏れ及び配賦係数の誤り                      | 託送収支計算書において、製造費及び供給販売費の機能別原価の算定過程で、配賦基準及び直接配賦すべき費用の不算入により、「租税課金」「消耗品費」「その他経費」に誤りがあつた。また、機能別原価が誤っていたことにより、機能別原価金額比により配賦した一般管理費及び営業外収益・営業外費用の金額に誤りがあつた。さらに、託送収支計算書の営業外収益「その他」の金額にも誤りがあつた。 | 省令に規定されたとおり、製造費及び供給販売費について直接配賦出来る費用は直接配賦し、それ以外の費用は適切な配賦基準により配賦して整理すべきである。                                                                 | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. 3.      |      |
| 75    | 同上     | 製造費の機能別配賦係数(人員比)の集計誤り                         | 熱調設備を有しており熱調機能に関連する資産・費用が発生しているにも関わらず、製造費を重量/LNG受入/LNG貯蔵/LNG圧送/LNG気化/LNG熱調/その他工場に機能別配賦する際に、「LNG熱調」へ費用が配賦されておらず、適切な配賦係数(人員比)での計算が行われていなかった。                                              | 製造費を機能別配賦する際の配賦係数(人員比)は、「LNG熱調」機能の人員数も加味したうえで、適正に計算を行うべきである。                                                                              | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)①    |      |
| 76    | 同上     | 需要開発費(供給販売費)の機能別配賦誤り                          | 需要開発費に計上されている金額のうち、器具販売収益に寄与するための費用分を器具販売費用勘定(託送機能外)に振り替えるためにマイナス計上された金額の一部が託送機能に整理されていた。                                                                                               | 託送機能外に特定される金額は、全額託送機能外へ整理し、適正に計算を行うべきである。                                                                                                 | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)①    |      |
| 77    | 同上     | 減価償却費(供給費)の機能別配賦係数(人員比)の集計誤り                  | 減価償却費(供給費)を機能別配賦する際に使用する配賦係数(人員比)について、当該配賦係数の元データとなる諸元が託送収支算定中に修正されたにも関わらず、当該修正配賦係数値に反映させることを失念したため、適切な配賦係数での計算が行われていなかった。                                                              | 減価償却費(供給費)を機能別配賦する際の配賦係数(人員比)の集計誤りを見直したうえで、適正に計算を行うべきである。                                                                                 | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)①    |      |
| 78    | 同上     | 一般管理費の機能別配賦係数(固定資産帳簿価額比)の集計誤り                 | 当年度(平成28年度)に新規取得した供給設備に含まれる土地分が配賦係数に加味されておらず、適切な配賦係数での計算が行われていなかった。                                                                                                                     | 当年度(平成28年度)に新規取得した供給設備に含まれる土地分を配賦係数に加味し、適正な計算を行うべきである。                                                                                    | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)②    |      |

平成29年度ガス事業監査結果(本省及び経済産業局)

| No.   | 監査項目   | 件名                                  | 発見された事実                                                                                                                                        | 概要                                                                                                             | 指導内容 | 根拠規定                                                |
|-------|--------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|-----------------------------------------------------|
| 79～83 | 託送供給収支 | 一般管理費の算定誤り                          | 託送収支計算書の託送費用の算定において、一般管理費については事業税を除いて省令に規定する方法によって整理すべきところ、事業税を含めて算定していた(5事業者)。                                                                | 託送収支計算書の託送費用の算定において、一般管理費は事業税を除いて省令に規定する方法によって整理すべきである。                                                        |      | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)                           |
| 84    | 同上     | 一般管理費の金額の記載誤り                       | 一般管理費の託送費用としての整理において、客観的かつ合理的な基準を設定できないものは機能別原価項目の金額比によって配賦すべきところ、配賦すべき一般管理費の金額が前年度の金額のままとなっていた。                                               | 一般管理費の託送費用としての整理において、客観的かつ合理的な基準を設定できないものは機能別原価項目の金額比により配賦すべきである。                                              |      | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)②                          |
| 85    | 同上     | 一般管理費の計上漏れ                          | 託送収支計算書の作成にあたり一般管理費を構成する業務内容に応じた各項目を算出する過程で、託送関連費用配賦項目のひとつであるLNG圧送費用が計算式から漏れていたため、一般管理費の項目(人事関連、土地建物関連、一般管理)に金額の誤りがあった。                        | 省令に規定されたとおり機能別原価項目であるLNG圧送費用に配賦した費用は託送費用として適正に整理すべきである。                                                        |      | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2)②                          |
| 86    | 同上     | 託送需要の存在しない事業者の託送収支計算書の託送費用の算定誤り     | ガス事業託送収支計算規則に基づき適正に整理されていない。(託送費用の算定において根拠とすべきガス事業に係る費用を誤って算定していた。)                                                                            | 省令に規定された算定方法にもとづき適正に計算を行うべきである。                                                                                |      | ガス事業託送供給収支計算規則別表第4                                  |
| 87    | 同上     | 同上                                  | ガス事業託送収支計算規則に基づき適正に整理されていない。(根拠とすべきガス売上高を誤って算定していた。)                                                                                           | 同上                                                                                                             |      | ガス事業託送供給収支計算規則別表第4                                  |
| 88    | 同上     | 託送収支計算書の営業外収益(資金運用)の計上漏れ及び配賦係数の算出誤り | 託送収支計算書における営業外収益(資金運用)の算定において、託送供給関連部門に配賦する前の営業外収益の計上にもれがあり、また、託送供給関連部門に配賦する係数の算出方法に誤りがあった。                                                    | 計上漏れは計上し、省令に規定された料金収入比(製品売上、営業雑収益及び附帯事業収益の合計額に占める託送収益として整理した額の合計額の割合)により営業外収益(資金運用)を適正に整理すべきである。               |      | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (1)                           |
| 89    | 同上     | 営業外費用(雑支出)の配賦に適用する配賦基準誤り            | 営業外費用のうち雑支出に整理される金額に対して、事業者ルールの届出なく、省令とは異なる配賦基準(固定資産金額比)で配賦を行っていた。                                                                             | 省令に規定された配賦基準(発生の主たる要因に応じて直接配賦、直接配賦出来ない場合は機能別原価項目の金額比)で配賦し、適正に計算を行うべきである。                                       |      | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (6)                           |
| 90    | 同上     | 営業外項目及び特別項目の配賦誤り                    | 営業外収益・費用及び特別利益・損失のうち機能別直課できなかった金額は、託送供給関連部門に係るものと託送供給関連部門外に係るものとで構成されるが、金額託送外収益・費用として整理されていた。                                                  | 機能別に直課できない損益は、託送機能を含む各機能へ再配賦し、適正に計算を行うべきである。                                                                   |      | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3.                               |
| 91    | 同上     | 営業外費用の整理に適用する機能別配賦係数の計算誤り           | 営業外費用の整理に適用する機能別配賦係数の計算において、「その他の営業外費用」の直接配賦分の計上を失念していた。                                                                                       | 営業外費用の整理に適用する機能別配賦係数の算定においては、規則に基づき、適正に計算すべきである。                                                               |      | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (7)                           |
| 92    | 同上     | 雑収入、雑支出等及び特別損失の算定誤り                 | ガス事業に係る雑収入、雑支出等及び特別損失の算定において、発生の主たる要因に応じて直接配賦することができない場合には機能別原価項目の金額比により整理すべきところ、誤って固定資産金額比により整理していた。                                          | ガス事業に係る雑収入、雑支出等及び特別損失は、発生の主たる要因に応じて直接配賦することができない場合には機能別原価項目の金額比により整理すべきである。                                    |      | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (2) (6) (8)                   |
| 93    | 同上     | 営業外収益及び特別利益算定時の料金収入比の計算誤り           | 資金運用に係る営業外収益及び特別利益の算定において使用する料金収入比の算定について、託送供給収益の実績がなかったために託送収益として整理した金額を0円として誤って料金収入比を算定していた。                                                 | 資金運用に係る営業外収益及び特別利益の算定において使用する料金収入比は、製品売上、営業雑収益及び附帯事業収益の合計額に占める省令別表第1の1.に定めるところにより託送収益として整理した額の合計額の割合で求めるべきである。 |      | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (1) (4)                       |
| 94    | 同上     | 特別損失の配賦誤り                           | 託送収支計算書の特別損失の算定において、「ガスホルダー修繕引当金」等発生の主たる要因に応じて直接配賦できるものを直接配賦できないものとして、機能別原価項目の金額比で整理していた。                                                      | 託送収支計算書の特別損失の算定において、発生の主たる要因に応じて直接配賦できるものは直接配賦し、適正に計算を行うべきである。                                                 |      | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (8)                           |
| 95    | 同上     | 特別損失の算定誤り                           | 特別損失を算定する際、本来、一般ガス事業からは除外すべき製品自主回収関連損失を除外せず、総額を機能別原価項目金額比で機能別に配賦していた。                                                                          | 特別損失の算定においては、一般ガス事業とは直接関係ない費用は除外した上で、発生の主たる要因に応じて直接配賦すべきものは直課し、直課できないものは、機能別原価項目金額比で機能別に配賦すべきである。              |      | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (8)                           |
| 96、97 | 同上     | 事業税の計算誤り                            | 事業税を配賦する際、ガス売上高に対する託送収益の比によって計算していた(2事業者)。                                                                                                     | 事業税の算定においては、規則に基づき、課税標準となる収入に対する託送収益の比によって適正に配賦すべきである。                                                         |      | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)                           |
| 98    | 同上     | 同上                                  | 事業税を配賦する際、課税標準となる収入の額を誤って計算していた。                                                                                                               | 同上                                                                                                             |      | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)                           |
| 99    | 同上     | 同上                                  | 事業税について、所得を課税標準としている場合には、営業費(租税課金)に計上される事業税額は「0」であるため、託送収支計算書に整理する事業税額は「0」とすべきところ、収入金額を課税標準として試算した金額を事業税として計上していた。                             | 事業税の算定においては、同社の課税標準に基づき適正に算定すべきであり、所得を課税標準としているのであれば、事業税額は「0」とすべきである。                                          |      | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)                           |
| 100   | 同上     | 事業税及び法人税等の算定誤り                      | 託送収支計算書における事業税の算定において、課税標準となる額に当年のガス売上高を計上せず、前年のガス売上高を計上していた。同様に法人税等の算定において、法定実効税率に前年度の数値を使用して算定していた。                                          | 省令に規定された算定方法にもとづき適正に算定を行うべきである。                                                                                |      | ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (9) |
| 101   | 同上     | 法人税補正額の計算誤り                         | 営業外収益(雑収入を除く)等の計上があるにも拘わらず、法人税補正額の算定を失念していた。                                                                                                   | 規則に基づき、営業外収益(雑収入を除く)等の計上がある場合は、法人税補正額を適正に算定すべきである。                                                             |      | ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (4)                           |
| 102   | 同上     | 超過利潤計算書の「うち想定原価と実績費用の乖離額」の計算誤り      | 超過利潤計算書の「うち想定原価と実績費用の乖離額」を算定する際、「実績費用」値は大口・小口合計で算定される託送収支計算書の各数値を参照している。一方で、「想定原価」値は直近の料金改定時における小口部門のみの総原価を参照していることから、「想定」と「実績」で数値の範囲が一致していない。 | 「想定原価」値は、大口部門・小口部門合計で算定される数値を使用し、適正に計算を行うべきである。<br>なお、超過利潤計算が求められることとなった現行制度開始年度(平成25年度)の託送収支計算書まで遡った修正を要する。   |      | ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1. (5)                           |

| 平成29年度ガス事業監査結果(本省及び経済産業局) |        |                                                              |                                                                                                                                                                        |                                                                                                                            |                                    |
|---------------------------|--------|--------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| No.                       | 監査項目   | 件名                                                           | 概要                                                                                                                                                                     |                                                                                                                            | 根拠規定                               |
|                           |        |                                                              | 発見された事実                                                                                                                                                                | 指導内容                                                                                                                       |                                    |
| 103                       | 託送供給収支 | 超過利潤計算書の「託送供給関連部門事業報酬額」の計算誤り                                 | 超過利潤計算書の「託送供給関連部門事業報酬額」を算定する際に使用する託送供給関連部門事業報酬割合に、小口部門のみの割合を使用していた。                                                                                                    | 託送供給関連部門事業報酬割合は、大口・小口合計の割合を使用し、「託送供給関連部門事業報酬額」の計算を適正に行うべきである。<br>なお、超過利潤計算が求められることとなった現行制度開始年度(平成25年度)の託送収支計算書まで遡った修正を要する。 | ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.<br>(1)       |
| 104                       | 同上     | 減少事業報酬額の計算誤り                                                 | 超過利潤計算書を作成する際、直近料金改定時には算定していなかったにも拘わらず、減少事業報酬額を計上していた。                                                                                                                 | 超過利潤計算書の作成において、直近料金改定時に算定していた場合のみ減少事業報酬額を計上すべきである。                                                                         | ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 1.<br>(2)       |
| 105                       | 同上     | 内部留保相当額管理表の還元義務額残高の算定誤り                                      | 内部留保相当額管理表の還元義務額残高の算定に際し、経営効率化比率の算定式中の「直近の当期希釈額累積額」の当期超過利潤累積額に占める割合に100分の50を乗じて得た額とすべきところを誤って算定していた。                                                                   | 経営効率化比率の算定は、省令に規定された算定方法にもとづいて適正に算定すべきである。                                                                                 | ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 4.<br>(3)       |
| 106                       | 同上     | 内部留保相当額管理表の「前期末内部留保相当額」の記載誤り                                 | 内部留保相当額管理表の「前期末内部留保相当額」は、前年度の内部留保相当額管理表における「当期内部留保相当額」の数値を転記すべきところ、誤った数値を記載していた。                                                                                       | 前年度の内部留保相当額管理表における「当期内部留保相当額」の数値を転記すべきである。                                                                                 | ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 4.<br>(1)       |
| 107~110                   | 同上     | 託送資産の算定誤り                                                    | 託送資産の算定において、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎に期首期末平均又は期央残高の額で算定すべきところ、期末残高の額で算定していた(4事業者)。                                                                                            | 託送資産は、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎に期首期末平均又は期央残高の額によって算定すべきである。                                                                       | ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法<br>2. |
| 111                       | 同上     | 同上                                                           | 託送資産の算定において、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎に期首期末平均又は期央残高の額で算定すべきところ、「建設仮勘定」について期末残高の額で算定していた。                                                                                       | 同上                                                                                                                         | ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法<br>2. |
| 112                       | 同上     | 同上                                                           | 託送資産の算定において、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎に期首期末平均又は期央残高の額で算定すべきところ、「長期前払費用」のみ期末簿価で算定していた。                                                                                          | 同上                                                                                                                         | ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法<br>2. |
| 113                       | 同上     | 同上                                                           | 託送資産の算定において、毎事業年度決算確定値をもとに、項目毎に期首期末平均又は期央残高の額で算定すべきところ、全項目について帳簿価額ではなく取得原価の期首期末平均の額で算定していた。                                                                            | 同上                                                                                                                         | ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法<br>2. |
| 114                       | 同上     | 同上                                                           | 託送資産の算定において、運転資本も営業費等(減価償却費、固定資産除却損等を除く。)の合計額の1.5月分とすることになっているが、一般管理費の控除項目(減価償却費、固定資産除却損)を控除しないまま算定していた。                                                               | 託送資産の運転資本の算定は、営業費等(減価償却費、固定資産除却損等を除く。)の合計額の1.5月分とすることになっているため、一般管理費の控除項目(減価償却費、固定資産除却損)を控除した上で、適正に計算を行うべきである。              | ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法<br>2. |
| 115                       | 同上     | 本文管投資額の算定誤り                                                  | 本文管投資額の算定において、直近5年間(平成24~28年度)の実績額を記載しその実績額に基づき算定すべきところ、平成25~28年度の実績額と平成29年度の実績見込額を記載し、その記載した額で算定していた。                                                                 | 本文管投資額の算定は、省令別表第2の規定に基づき、直近5年間の実績額を記載しその実績額に基づき算定すべきである。                                                                   | ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 本文管投資額の算定方法     |
| 116,117                   | 同上     | 導管投資額の算定誤り                                                   | 供給計画様式第12に掲げる導管に係る投資額の算定において、高圧及び中圧のものに限って算定すべきところ、低圧のものを含めて算定していた(2事業者)。                                                                                              | 供給計画様式第12に掲げる導管に係る投資額は、省令別表第3の3.の規定に基づき、高圧及び中圧のものに限って算定すべきである。                                                             | ガス事業託送供給収支計算規則別表第3 3.              |
| 118                       | 同上     | 託送資産の算定に適用する機能別配賦係数の計算において、「需要表共通」分を直課分に合算するのを失念していた。        | 託送資産の算定に適用する機能別配賦係数の計算において、「需要表共通」分を直課分に合算するのを失念していた。                                                                                                                  | 託送資産の算定に適用する機能別配賦係数の計算においては、規則に基づき、適正に計算すべきである。                                                                            | ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法       |
| 119                       | 同上     | 託送資産明細書の運転資本の算出過程の数値に過年度の数値を誤使用                              | 託送資産明細書における運転資本の算出過程において、営業費等(減価償却費、固定資産除却損を除く)の合計額の算定の際、控除する一般管理費の減価償却費について平成27年度決算の額を用いていたため、運転資本が誤って算定されていた。                                                        | 適正な数値を用いて省令に規定された方法により運転資本を算定すべきである。                                                                                       | ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法2      |
| 120                       | 同上     | 託送資産明細書の「長期前払費用」の機能別配賦誤り                                     | 当年度(平成28年度)に新設したガバナーステーション工事(中圧A導管に係る工事)から生じた費用を長期前払費用として計上しているが、「供給販売部門管理(直課不能分)」に整理したうえで固定資産全体の機能別金額比をもって各機能に配賦されていた。                                                | 当該工事は「中圧A導管」に係る工事であることから、機能別配賦において「供給販売部門管理(直課不能分)」に整理するのではなく「中圧導管」へ直課すべきである。                                              | ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法<br>2. |
| 121                       | 同上     | 託送資産明細書の「設備勘定(有形)」の機能別配賦係数(人員比)の集計誤り                         | 託送資産明細書の「設備勘定(有形)」を機能別配賦する際に、業務設備(販売)分の各機能(供給管・メーター・需要表共通)への配分に使用する配賦係数(人員比)について、当該配賦係数の元データとなる諸元が託送収支算定中に修正されたにも関わらず、当該修正を配賦係数値に反映させることを失念したため、適切な配賦係数での計算が行われていなかった。 | 託送資産明細書の「設備勘定(有形)」を機能別配賦する際の配賦係数(人員比)の集計誤りを見直したうえで、適正に計算を行うべきである。                                                          | ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法<br>1. |
| 122                       | 同上     | 託送資産明細書の建設仮勘定額算定における業務設備(建物分)の配賦係数誤り                         | 託送資産明細書の建設仮勘定額算定において、業務設備(建物分)を配賦する際に、事業者ルールの届出なく、省令とは異なる配賦基準(期末有形固定資産帳簿価額比)で配賦を行っていた。                                                                                 | 省令に規定された配賦基準(直課した固定資産金額比)で配賦し、適正に計算を行うべきである。                                                                               | ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法<br>1. |
| 123                       | 同上     | 託送資産明細書の「運転資本」算定における控除項目(固定資産除却費(供給費及び販売費)の機能別配賦係数(人員比)の集計誤り | 託送資産明細書の「運転資本」算定における控除項目(固定資産除却費(供給費及び販売費)の機能別配賦係数(人員比)について、当該配賦係数の元データとなる諸元が託送収支算定中に修正されたにも関わらず、当該修正を配賦係数値に反映させることを失念したため、適切な配賦係数での計算が行われていなかった。                      | 託送資産明細書の「運転資本」算定における控除項目(固定資産除却費(供給費及び販売費)の機能別配賦係数(人員比)の集計誤りを見直したうえで、適正に計算を行うべきである。                                        | ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法<br>2. |

| 平成29年度ガス事業監査結果(本省及び経済産業局) |        |                       |                                                                                         |                                                                                       |                                        |
|---------------------------|--------|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| No.                       | 監査項目   | 件名                    | 概要                                                                                      |                                                                                       | 根拠規定                                   |
|                           |        |                       | 発見された事実                                                                                 | 指導内容                                                                                  |                                        |
| 124                       | 託送供給収支 | 託送資産明細書の「無形固定資産」の計上漏れ | 託送供給収支の算定において、会計ソフトウェアについては、供給販売費のうちの減価償却費の対象として費用計上しているが、託送資産明細書には「無形固定資産 0円」と記載されていた。 | 平成28年度内に取得した会計ソフトウェアを年度内に全額費用処理した場合であっても、託送資産明細書には無形固定資産の取得額、減価償却費相当額及び期末残高を明記すべきである。 | ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 託送資産の算定方法2。         |
| 125                       | 同上     | 託送収支計算書の公表の怠り         | 託送収支計算書等について、営業所等、公衆の見やすい箇所への掲示等による公表を行っていなかった。                                         | 託送収支計算書等については、規則に基づき、営業所、事業所その他の事業場において、公衆の見やすい箇所への掲示その他の適切な方法により公表すべきである。            | ガス事業託送供給収支計算規則第8条第3項                   |
| 126                       | 同上     | 託送収支計算書について           | 託送収支計算書を作成する過程で数値の入力ミスがあり、結果として託送収支計算書に記載してある数値が誤っていた。                                  | 託送収支計算書の誤記について速やかに修正し、公表すること。                                                         | ガス事業法第58条第1項、第2項、ガス事業託送供給収支計算規則第3条、第8条 |

## (2) 監査品質の向上などに向けた取組

監査手続の工数や監査を通じて入手する情報量は、ガス事業監査が委員会の業務として追加されたことによる被監査事業者数の増加、電力・ガスシステム改革に伴う法令改正などに伴う監査項目の変更・細分化、平成32年の法的分離に向けた監査目的の多様化などにより、年々増加している（なお、被監査事業者数は平成28年度監査で240事業者、平成29年度監査で237事業者）。

このような状況下で、監査品質の向上、監査機能の強化、効果的かつ効率的な監査の実現を目的として、立案した監査計画や実施した監査手続、結論付けた監査結果などの文書化について、公認会計士監査の手法を活かすことで、監査業務全体のナレッジ化を強化する取組を実施している。

## 第4章 ガス市場の更なる効率化、競争促進のための取組

### 第1 ガス市場での競争促進策の検討

電力市場及びガス市場における競争を促進することによって、需要家の利益を最大化し、電気事業及びガス事業の健全な発達を図る観点から、これらの市場の競争促進策（競争評価、卸取引、小売取引のあり方等）を検討する必要がある。

このため、電力・ガス監視等委員会事務局長の私的懇談会として、平成29年10月より競争的な電力・ガス市場研究会（以下「競争研」という。）を設置し、ガスシステム改革の趣旨を踏まえて、より一層競争を促進していくため、ガス市場における競争促進策の検討を行った。

具体的には、（１）ガス事業における市場の画定の理論的整理を行ったうえで、（２）ガス小売市場と（３）ガス卸市場について、それぞれの競争政策上の課題の検討を行い、中間論点整理を取りまとめた。以下にその概要を記している。

#### （１）ガス事業における市場の画定

市場画定の理論的、実務的な目的・位置づけ等については、独禁法においても多くの議論があるが、客観的、論理的な議論を進める上で有用である。事業法の観点からも、独禁法における市場画定の考え方を踏まえて、市場支配的事業者の行為等によってどのような市場で競争に歪みが生じる可能性があるかを検討し、必要な措置を検討することが有益である。

競争研における議論では、ガス事業における市場画定として、電力市場と比較すると卸取引は限定的であるが、導管でつながっているエリア内では、理論的には、競争は可能であると考えられ、地理的にはそのような市場画定が将来的にありうるとの整理を行った。

ただし、現状としては、導管が物理的につながっているエリアであっても、各社の間での供給区域を越える競争は相当に限定的であるといった実態を踏まえれば、事実上は市場が分割されることになっている可能性があることから、越境取引の実態、越境託送の状況等を十分に踏まえて、実証的に検討する必要がある。また、熱量、圧力、成分等の違い等によりエリア間またはエリア内の競争に制約がある場合には、個別の判断が必要となる可能性もあると考えられる。

#### （２）ガス小売市場における競争政策上の課題

一般論として、契約期間は、当事者の合意によることが原則であるが、ガス市場において存在するとの指摘がある長期契約を高額の違約金によって担保するような取引慣行（電力市場においても一部存在するとの指摘がある）は、事業法上は、サunkコストになるような投資が必要といった事情により正当化しうる場合を除いては、経済合理性が乏しいものであり、競争研における議論においても、そもそも、ガス事業において、不当に高額な違約金を伴う長期契約を締結する合理性について大いに疑問があり、そのような取引慣行の合理性は検証される必要があると整理された。

特に、ガスについては、長期契約とその解除に伴う高額の違約金を課す取引慣行について、LNGの引き取り量の削減に限界がある等の経緯を主張する指摘があるが、本来的には、企業自身が調達から販売までリスク管理を行う余地があり、また、需要離脱が生じた場合にも同量を競争者等に卸供給を行うことによって解決可能であるため、事業法上の考え方としては、需要家のためにサunkコストとなる特別の投資を行った場合などの例外的な場合を除けば、基本的には、正当化は困難である。このため、市場

支配的事業者や市場における有力な地位にある事業者による長期契約に関する規制の在り方について、さらに検討される必要がある。

### **（３）ガス卸市場における競争政策上の課題**

ガス小売市場の競争促進に向けて、現在及び将来の需要者に資するために、取引所創設等の取引量の増大に向けた措置、ガス卸市場の支配的事業者等による自社の小売部門と同水準での卸供給に向けた措置などについて、事業法の枠組みの中で検討を行い、必要な措置を講ずることが必要であるとの整理を行った。

関連して、現行の実務において、一部の地域で旧一般ガス事業者等によって行われているワンタッチ卸（小売事業者は卸事業者から需要場所でガスの卸供給を受ける仕組み）は、ガスの調達、託送契約及び同時同量オペレーションを卸事業者に委ねることができるという点で、新規参入の促進に寄与するものであり、保安業務の委託の円滑化とともに実施することで、有益であるとの指摘があった。

## 第2 ガスにおけるスイッチング業務等の標準化

小売全面自由化前、ガスシステム改革小委員会においてスイッチング業務フロー等を標準化することと整理されたことを受けて、日本ガス協会（以下「JGA」という。）が主体となって標準化を進めてきた。他方、実際にはスイッチング業務フロー等の標準化は不十分であり、ガス導管事業者毎に業務フローやフォーマットが異なることによって、複数のエリアに参入する事業者の業務コストの増加を招き、新規参入者の負担となっていることが、平成27年11月の第24回制度設計専門会合で新規参入者より指摘された。

これを受けて、委員会は、JGAが行ってきたスイッチング業務等の標準化状況と今後の対応方針を確認・整理するとともに、スイッチング環境等の更なる整備に向けて検討することとした。

円滑なスイッチングの実現に向けて、スイッチング業務をはじめとする小売事業者と導管事業者との間で発生する業務の標準化を検討した。具体的には、①業務フロー（各業務に必要な申込・報告等の手順、必要な様式を作業プロセスとともに明らかにしたフロー）、②要求情報（各様式でやりとりする情報項目）、③情報共有手段（各様式をやりとりするための手段）、④レイアウト（各様式のレイアウト）の標準化を図った。

平成30年2月から電気・石油を含む新小売事業者、一般ガス導管事業者としてJGA、委員会事務局との間で検討会議を定期的開催、スイッチング業務等の標準化に向けた協議を実施しており、遅くとも平成31年2月に一定のとりまとめを示す予定である。

### 【ガスのスイッチング環境等の整備に向けた具体的なアクションと現在の進捗】

#### ①業務フロー

|       |                              |
|-------|------------------------------|
| アクション | ◆ 情報の受渡手順等を業務ごとにルール化したフローの作成 |
| 進捗    | ◆ 全業務のフロー作成完了                |

#### ②要求情報

|       |                                                  |
|-------|--------------------------------------------------|
| アクション | ◆ 必要情報・不要情報の精査                                   |
| 進捗    | ◆ スwitchング業務に関する要求情報の精査は完了<br>◆ その他の業務についても現在検討中 |

#### ③情報共有手段

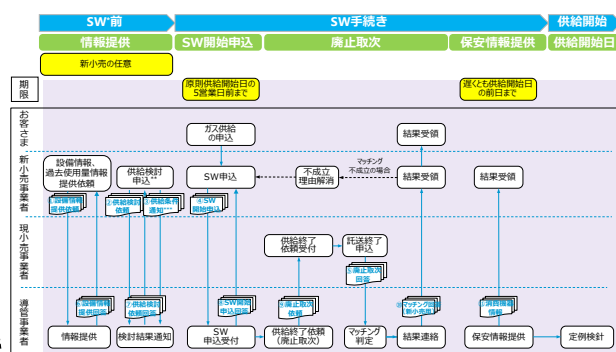
|       |                                                 |
|-------|-------------------------------------------------|
| アクション | ◆ 電子データ授受ルールの策定（事前連絡、拝受確認連絡など）                  |
| 進捗    | ◆ 「情報共有手段は電子的手段*」に標準化<br>◆ 拝受確認連絡の方法等については現在検討中 |

#### ④レイアウト

|       |                                                          |
|-------|----------------------------------------------------------|
| アクション | ◆ 共通レイアウトの作成<br>◆ 1顧客1ファイルから複数顧客1ファイルへ変更                 |
| 進捗    | ◆ 原則「複数顧客1ファイル・Excel形式」に標準化<br>◆ 要求項目が固まり次第、順次レイアウトを作成予定 |

\*電子的手段とは、電子メールの他、システム、オンラインストレージサービスなどを指す

### 標準化されたスイッチング業務（廃止取次あり）の業務フロー



### 第3 LNG 基地第三者利用の促進

平成29年4月に整備されたLNG基地の第三者利用制度の利用促進に向けて、制度設計専門会合（平成30年2月23日、4月23日、6月19日、9月20日及び10月23日開催）にて審議を行い、当審議会での議論を踏まえ、①製造設備の余力、②基地利用料金、③事前検討申込時に必要な情報について「適正なガス取引についての指針」の改定など必要な措置を講じることとした。

ガス卸選択肢の拡大による小売市場の競争促進の観点から、平成29年4月に整備されたLNG基地の第三者利用制度であったが、利用を希望するあるいは利用する可能性のある事業者の一部から下記のような意見が寄せられたことから、制度の利用促進に向けて制度の改善を検討した。

- ① 製造設備の余力（情報開示が不十分、余力の判定方法が厳しい）
- ② 基地利用料金（情報開示が不十分、利用料金が高い）
- ③ 事前検討申込時に必要な情報（求められる情報が過剰）

上記3つの項目について、各事業者への個別ヒアリング、アンケート調査を重ね実態を把握するとともに、制度設計専門会合（平成30年2月23日、4月23日、6月19日、9月20日開催）にて審議を行い、当審議会での議論を踏まえ、①製造設備の余力、②基地利用料金、③事前検討申込時に必要な情報について「適正なガス取引についての指針」の改定などが必要であると取りまとめた。

#### ① 製造設備の余力

##### 1. リスク容量の設定方法

- 利用可能容量と在庫量との間に大きな乖離を発生させるなどして、タンク余力を過小に評価している可能性のあった製造事業者に対して、合理的な説明や運用実態に合わせたリスク容量の改善を求めた。
- 該当する事業者は過去の実績に基づきリスク容量の設定を改善。

##### 2. 自社利用計画の範囲の設定方法

- 毎年度定量的な情報に基づき自社利用計画の範囲を設定していない、あるいは設定していたとしても当該情報を的確に公表情報に反映していない製造事業者に対して是正を求めた。
- 該当する事業者は直近の情報に基づき自社利用計画の範囲を改善。

##### 3. 余力見通しの開示方法

- 「①ルームレント方式において利用可能となる容量、②ルームシェア方式において利用可能となる量を定量的に示すこと」を望ましい行為としてガイドラインに明記。

#### ② 基地利用料金

##### 1. 貯蔵料金の算定に用いる課金標準の在り方

- 「ルームシェア方式においては「平均貯蔵量」のようなタンクの占有状況を適切に反映する課金標準、「払出量」のような競争促進に資する課金標準に基づき料金算定を行うこと」を望ましい行為としてガイドラインに明記。

##### 2. 配船計画策定時の調整に伴い発生する貯蔵料金の変動の考え方

- 「配船調整又はLNGの貸借によって生じた貯蔵量の増加分を貯蔵料金に反映させること」を問題となる行為としてガイドラインに明記。
- 「配船調整又はLNGの貸借によって生じた貯蔵量の減少分を貯蔵料金に反映させること」を望ましい行為としてガイドラインに明記。

### 3. 基地利用料金の情報開示

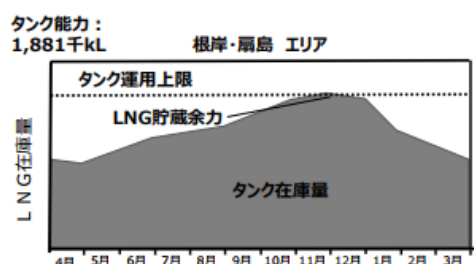
- 「守秘義務契約締結後速やかに基地利用料金の目安を、検討結果回答時に概算額を基地利用希望者に通知すること」を望ましい行為としてガイドラインに明記。

#### ③ 事前検討申込に必要な情報

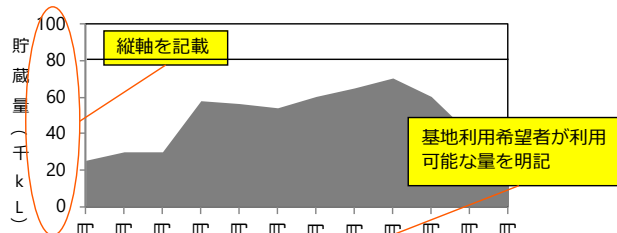
- LNG 船の情報については基地利用希望者の任意、LNG 性状の情報については、発熱量のみ必須（申込時点で確定していない場合は想定値でも可）、それ以外の情報は基地利用希望者の任意での提供とすることを製造事業者に対して求めていく。
- 基地受入可否の判断に必要な情報提供は要求しないよう製造事業者には是正を求めていく。

#### 【液化貯蔵設備の余力見通しの改善のポイント】

##### 改善前



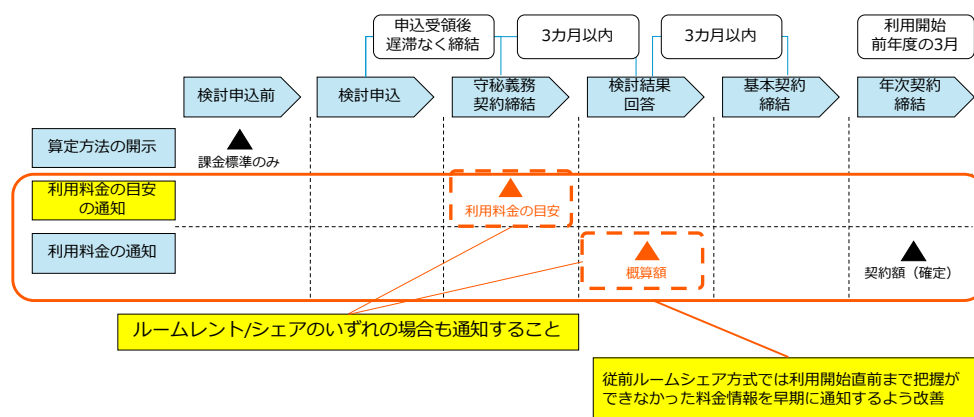
##### 改善後



〇〇基地では、  
 ルームレント方式の場合、●千kL（容量ベース）  
 ルームシェア方式の場合、▲千kL（受入量ベース）  
 の受入となる見込みです。なお、上記は特定の条件での場合であり、  
 それ以外の条件においても、ご利用が可能な場合がございます。  
 詳細についてはお問合せください。

#### 【基地利用料金の適切な情報開示の在り方のポイント】

##### 基地利用料金の開示スケジュール



## 第4 ガス逆流連結託送の解禁

平成28年9月の料金審査専門会合において、ガス小売全面自由化に向けた一般ガス導管事業者の新たな託送供給約款について審査を行った際、東京電力エナジーパートナー株式会社（以下「東電EP」という。）・中部電力株式会社・関西電力株式会社より、ガスの実流方向と逆方向の連結託送供給（以下「逆流連結託送」という。）を実現したい旨の要望が提出された。

これに対し、同年10月の同会合にて、東京ガス株式会社（以下「東京ガス」という。）・東邦ガス株式会社・大阪ガス株式会社より、以下の意見が提出された。

- ・ 東電EP等の要望を実現するためには、①託送供給約款の圧力規定（受入圧力 $\geq$ 払出圧力）の削除が必要であることに加え、②その他の規定についても、逆流みなしを実現するためには多くの課題がある。

これらの意見を踏まえ、料金審査専門会合は、同年12月の査定方針にて以下の整理を行った。

### 【逆流方向の託送供給の実現に向けた見直し】

#### ●逆流の連結託送供給について

また、逆流の連結託送についても、順方向のガスの流量の範囲内であるなど一定の条件を満たしている場合には、連結点で逆方向に注入するガスと順方向に流れるガスとが相殺されたとみなすとともに、連結点における託送契約ごとの流量について関係する事業者間で取り決めを行うなどの工夫を行うことにより、実現できる可能性が高いと考えられる。

しかしながら、逆流連結託送について共通ルールを設計するに当たっては、ガス流量計測の実務等を踏まえ、大手3事業者のみならず、他の一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者にも適用できるものかを精査しつつ検討を進めることが必要であり、同年12月中にルールの詳細を決定することは困難である。

こうしたことから、以下のように対応することが適当である。

（A） 今後、当委員会及び資源エネルギー庁において、引き続き逆流連結託送の実現に向けた検討を進める。それがまとも次第、関係事業者に託送供給約款の修正を求めるとともに、必要に応じてガイドライン等の整備を行う。各事業者はそれに基づいて約款の修正を行い、逆流連結託送が広く可能となる環境を整備する。

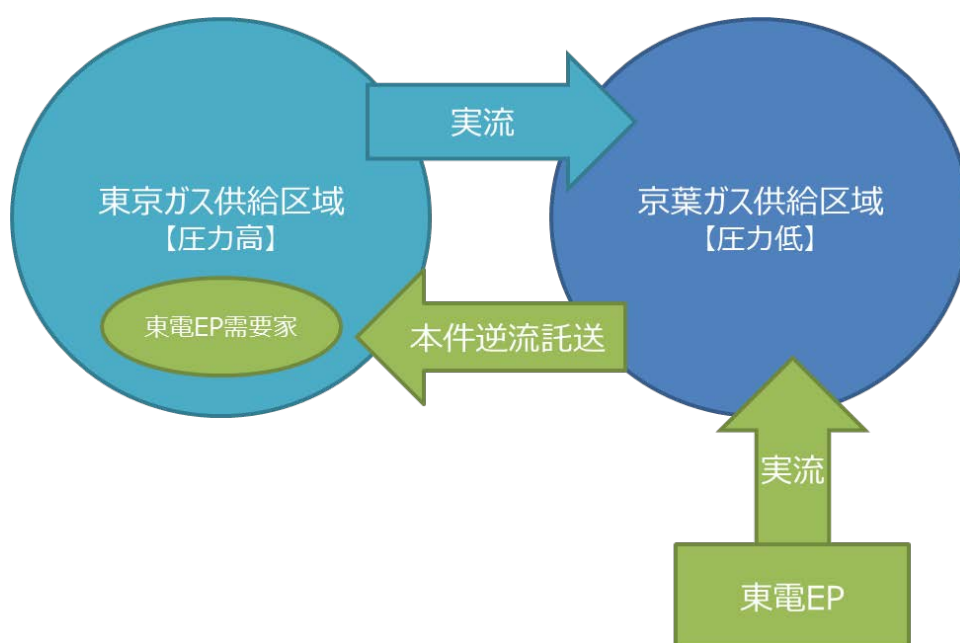
（B） なお、（A）に記載した約款の整備が完了する前であっても、小売事業者から逆流託送供給を行いたい旨の相談等があった場合には、ガス導管事業者及び関連する他の小売事業者等は、できるだけそれが実現できるよう前向きに対応する（ガス事業法の特例認可を受ければ約款によらない託送供給は可能であり、それを理由に引き受けを断ることはできない。）。その際、委員会においては、関係事業者が前向きに対応するよう、適切に指導・助言を行う。

上記査定方針を受けて、東電EPから、東京ガス供給区域内の需要家のニーズに対応すべく、京葉瓦斯株式会社（以下「京葉ガス」という。）供給区域を経由して東京ガス供給区域に供給する逆流連結託送（以下「本件逆流託送」という。）を実現したい旨の相談があり、委員会も参画して、ガス流量の計算方法など本件逆流託送に係る供給条件について関係者間で協議を進めた。

その後、本件逆流託送に係る供給条件について関係者の合意が得られ、平成30年2月27日付で東京ガスより経済産業大臣に対して、同社の託送供給約款に定められた条件以外の条件で本件逆流託送を行うことについての認可申請があり、同年3月14日付で経済産業大臣から意見の求めがあった（東電EPは、本件逆流託送を利用した小売供給を本年4月から行うことを予定）。

平成30年3月16日、当委員会は本申請について審査を行い、当該認可を行うことに異論がない旨の意見を経済産業大臣あてに回答した。

【東電EPが行う、本件逆流託送を利用した小売供給のイメージ】



## 第5章 熱供給事業に係る取組

### (1) 熱供給事業者の登録に係る審査

平成28年4月1日の第3弾改正法の一部施行（熱供給事業法関連部分）に伴い、同法施行の際、現に熱供給事業者であったみなし熱供給事業者は、同法の登録を受けたものとみなされ、同年4月～平成29年8月までの間、2事業者の新規登録が行われた。

更に、平成29年9月から平成30年8月の間に2件の登録申請を受け付け、委員会及び資源エネルギー庁による審査の結果、2件が登録された。なお、登録受付を開始した平成28年4月からの累計では、4件の登録申請を受け付け、委員会及び資源エネルギー庁による審査の結果、4件が登録された（平成30年8月末時点、登録事業者数は76事業者。）。

なお、審査に当たっては、法令に則り、資源エネルギー庁が熱の最大需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込があるか、委員会が、「熱供給を受ける者の日常生活又は事業活動上の利便の確保を図る上で適切でないと認められる者」に該当しないか、それぞれ審査を行っている。

### (2) 熱供給事業者に対する指導

平成29年8月、熱供給事業者Aから暖房と給湯の熱供給を受ける需要家で構成される3つのマンション管理組合から、需要家は暖房の契約を解約し、給湯のみの契約とする変更契約を熱供給事業者Aが拒否しているとして、委員会に対し熱供給事業法第31条に基づく苦情申出書が提出された。

苦情申出書の提出を受けて内容を調査した結果、各組合はそれぞれの組合決議により、各管理組合が所有・管理するマンション内の暖房供給用配管その他の共有設備の使用を廃止されることにより、暖房の供給を受けることができなくなるため、各需要家から、熱供給に関し適用される契約を暖房及び給湯から給湯のみに変更を求める契約変更の申込があった場合は、熱供給事業者Aは、契約変更申込に応じないことに合理的な理由があるとは認められないものであることから、平成30年1月に熱供給事業者Aに対し、暖房の供給を受けることができなくなる需要家に対し、熱供給事業法の趣旨を踏まえ、遅滞なく適切な対応を取るよう指導を行った。

## 第6章 紛争処理、広報及び国際連携

### 第1 紛争処理

電気事業法の規定により、委員会は、電力取引に係る契約などについてのあっせん及び仲裁の申請があった場合には、不当な目的である場合などを除き、これを行うこととされ、電力取引に係る苦情の申出について処理することとされている。

また、同様にガス事業法及び熱供給事業法の規定により、委員会は、ガスの取引に係る契約及び卸熱供給に関する契約などについてのあっせん及び仲裁を行うこととされ、また、ガスの取引及び熱供給などに係る苦情の申出について処理することとされている。

紛争処理は、あっせん委員及び仲裁委員を中心に行われる。あっせん委員及び仲裁委員は、委員会の委員その他の職員のうち委員会があらかじめ指定する者から、事件ごとに指名される（電気事業法第35条第3項及び第36条第3項）。

平成30年3月28日、西川佳代氏が同年4月1日付で特別委員に任命されることを条件として、あっせん委員及び仲裁委員の候補者として指定した。更に、平成30年3月31日付での若林亜里沙特別委員の任命解除に伴い、あっせん委員及び仲裁委員の指定の解除を行ったため、電気事業法施行令第9条（ガス事業法施行令第7条及び熱供給事業法施行令第5条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成30年4月1日付で仲裁委員の名簿を作成した。あっせん委員及び仲裁委員の候補者は以下のとおりである（平成30年8月31日時点）。

（委員）

- ・稲垣 隆一
- ・林 泰弘
- ・圓尾 雅則
- ・箕輪 恵美子

（特別委員）

- ・小宮山 涼一
- ・田中 誠
- ・堤 あづさ
- ・西川 佳代
- ・村上 政博

電気事業法の規定に基づいたそれぞれの処理状況を以下に示す。

【処理状況】

1. あっせん及び仲裁の申請件数  
0 件
2. あっせんをしないものとした事件及びあっせんを打ち切った事件の件数  
0 件
3. あっせんにより解決した事件の件数  
0 件
4. 仲裁判断をした事件の件数  
0 件
5. 苦情申出の件数  
0 件

## 第2 広報の取組

委員会では、市場の監視や経済産業大臣へ意見・勧告・建議を行うほかに、消費者に対しての広報活動や消費者保護対策も行ってきた。その理由は、電力・ガス小売全面自由化の実施に当たっては、消費者が、正しい情報を持つことで、ダブルに巻き込まれることなく、各々のニーズに合った適切な選択ができることが重要なためである。

委員会では、全国各地での説明会開催や、テレビ・新聞・雑誌などのメディアを通じた広報、パンフレット・ポスターの配布、自由化説明動画の作成、専用ポータルサイト・コールセンターの設置など、自由化の周知・広報を積極的に実施してきた。平成29年9月には、需要家に対し、電力の小売全面自由化に関するアンケート調査を実施した。この調査で得た需要家の意識を、自由化の周知・広報にも活用した。

また、消費者保護強化のため、委員会と独立行政法人国民生活センターが共同で、消費者から寄せられたトラブル事例やそれに対するアドバイスを公表するなどの取組を実施した。

さらに、委員会では、消費者や事業者などに対し、電力・ガス小売全面自由化を含めた電力・ガスシステム改革に関する正確な情報を分かりやすく発信するため、各種講演会において講演を行った。

### 【電力・ガス自由化に広報の取組例】

#### ●アンケート調査の実施

平成29年9月に、消費者10,000人を対象に電力会社や電気プランの切替え意向などについてアンケート調査を実施。更に、電力会社又は電気プランを切替えた1,500人に対して、切替え後の満足度など詳細なアンケート調査を実施。

#### ●各種講演会での講演

消費者や事業者などに対し、電力・ガス小売全面自由化を含めた電力・ガスシステム改革に関する正確な情報を分かりやすく発信するため、電力・ガスビジネスミーティング2018など各種講演会において講演を行った。

#### ●独立行政法人国民生活センターとの連携協定

昨年度に引き続き、電力・ガス小売全面自由化に関して、消費者から寄せられる契約トラブルなどの情報を随時共有し、それに対するアドバイスを含め情報を共同で公表するとともに、全国の消費生活センターへ情報を発信。

#### ●メディアでの情報発信

政府広報バナー広告や政府広報ラジオ番組において、消費者が契約を結ぶ時に注意することなど電力・ガス小売全面自由化に関する情報発信をおこなった。

#### ●メディア向けの情報発信

新聞社や出版社に向けて電力・ガス小売全面自由化についての説明を随時実施。

#### ●自由化関連WEBページの拡充

資源エネルギー庁のスペシャルコンテンツにおいて特集記事を掲載。

### 第3 国際機関との連携強化に向けた取組

委員会では、我が国の知見を高める観点から、諸外国の規制機関などとの連携や情報交換を日頃から推進している。

平成30年3月21～23日には、第7回世界エネルギー規制フォーラム（The World Forum on Energy Regulation: WFER VII）（※）がメキシコで行われ、委員会からは、八田委員長が、「破壊的技術及び政策に対する規制機関の対応」についての冒頭の全体会合に登壇し、日本の電力システム改革を紹介しつつ、スマートメーターの設置拡大、再生可能エネルギーの拡大と調整力の必要性の拡大、調整力としてのデマンドレスポンスの活用、発電側課金・地点別割引制度の検討等について説明を行った。

また、啓発活動の一環として、平成30年1月29日に欧州有識者を招いたオープンセミナー「欧州電力市場におけるチャレンジと日本へのインプリケーション」を東京で開催した。本オープンセミナーは、国内事業者を主な対象とし、今般、短期的・中長期的な視点から、どのように自社電源を運用し、同時に、どのように市場を活用していくべきなのか等を学ぶことを目的としたものであり、基調講演とパネルディスカッションの二部構成で海外有識者から欧州での電力市場形成の歴史や取組が紹介され、日本の電力市場の今後の方向性を考えるヒントが日本の関係者間で共有された。

（※）第7回世界エネルギー規制フォーラム（The World Forum on Energy Regulation: WFER VII）は、世界のエネルギー規制機関が集まる会合であり、3年に一度、開催されている。これまでに、平成24年にはカナダ、平成27年にはトルコで開催された。